

研究紀要

collection vol.47



- | | | |
|---|-------------|-----|
| 1. 子どもの思いを生かす美術
～画家の視点から見た美術教育～ | 古畑 雅規 | 1 |
| 2. 東日本大震災による被災者への生活支援・相談支援に関する研究
～福島県生活支援相談員の調査結果を基に～ | 日下 輝美、吉田 渡 | 7 |
| 3. 構成的エンカウンター・グループの導入エクササイズ開発の試み
—モノ語り・ヒト語り・ジブン語り— | 須田 誠 | 19 |
| 4. 東日本大震災発生時における精神障がい者への支援
—災害精神医療と災害精神保健の比較— | 山口 智、鈴木 和 | 25 |
| 5. 東日本大震災以前・以後の宮城県・仙台市における「どんと祭」の変化
～会場数と参拝者数に注目して～ | 高橋 嘉代 | 33 |
| 6. 現代のインドファッションに見る伝統と創造の融合と服飾デザインの未来 | 片山 邦子 | 41 |
| 7. 本学学生とバリ島の人々との音楽をとおした異文化間交流の意義に関する一考察
～東日本大震災と原発災害を受けた学生たちへの自信の回復を目標として～ | 佐藤 敦子 | 51 |
| 8. 福島市のジャガイモとサツマイモにおける放射性セシウム汚染と除染 | 杉浦 広幸 | 63 |
| 9. 介護職の職務満足度 | 芝田 郁子 | 71 |
| 10. 介護の質を担保する「介護過程」教育のあり方について
—学生が抽出した「介護施設利用者の生活課題」を通して— | 高橋 雄二、島貫 圭介 | 81 |
| 11. 保育所保育指針における保育内容の現状と今後の課題 | 鈴木 智子 | 95 |
| 12. 介護従事者の現場での生活支援技術の現状について
～介護技術講習会受講者アンケートからの考察～ | 島貫 圭介 | 101 |
| 13. 幼稚園・保育所における「数量感覚」の育成についての一考察 | 丹野 学 | 107 |
| 14. 「一人っ子政策」から「二人っ子政策」へ
～中国の人口政策の緩和をめぐる～ | 呂 学如 | 119 |

SUMMARY STUDY REPORTS 2014

福島学院大学
大学院・福祉学部・短期大学部

筆 者 紹 介

古畑	雅子	規子	教 授	授
片山	邦子	子子	教 授	授
佐藤	敦子	誠子	准 教 授	授
須田	広幸	如美	准 教 授	授
杉浦	学輝	子子	准 教 授	授
呂下	田郁	雄二	講 師	師
日田	橋雄	子子	講 師	師
芝高	橋智	智助	講 師	師
高鈴	木口	介助	助 手	手
山島	貫圭	渡代	非常勤講師	師
吉田	嘉代	学和	非常勤講師	師
高丹	野学		非常勤講師	師
鈴木	和			

共同研究者

(あさかホスピタル総合相談支援
グループソーシャルワーカー)

子どもの思いを生かす美術

～画家の視点から見た美術教育～

Art of make use of the thought of a child
 ~Art education as seen from the point of view of the painter~

古畑雅規
 Furuhata Masanori

目次

- はじめに. 子どもの美術指導とそのあり方
1. 保育士・幼稚園教諭を目指す学生の美術との関わり
 2. 何が良い絵なのか
 3. 画材の選択
 4. 安全面
 5. 環境づくり
- 終わりに. 美術教育の今後の課題

はじめに：子どもの美術指導とそのあり方

子どもたちは、いつの時代も日々多くのものを吸収し成長している。私たち大人は、その生きる力を見守り、育つ力を引き出し、そして限りの無い援助をしていくことで子供たちが必要としているある意味の能力、ここでは美術としての能力を育てるものとして考えてみる。子どもたち（ここでは幼児、児童の両者を含める）への教育として美術と関わる現場に立ったとき、子どもたちのつくる作品の意味を知り、理解を深め、意欲的な表現を引き出すための絵画・造形の指導方法を身につけなければならない。絵の嫌いな子ども、描きたくても描けない子ども、気のおもむくままに描き続けられる子どもやそうでない子どもとさまざまである。そしてとても早いスピードで変化していく子どもたちの作品制作のあり方に、私たち大人はどのように向き合っていけばよいのだろうか。

私たち大人には、子どもがのびのびと絵が描けるように、子どもの自由な発想を尊重しながら、絵画の基本や手法なども工夫をこらして指導していくなど、柔軟な対応が求められる。これを実現させるためには、

指導者の適応力、柔軟性、臨機応変さの能力が問われることになる。子ども達の心に柔軟性を育むためには、まず指導者に何より心の柔軟性が要求される。向上心を強く持ち、興味を深め、より吸収しようとする気持ちが何よりも大切なのである。そして子どもたちに「美術を通して」知能を伸ばし、強い意志を育てる。環境への適応力、挫折から立ち上がる力、打ち勝つための努力する力、これが芸術による教育の目的である。それを理解しつつ自分の心と向き合う勇気を持つ、まずはそんな指導者を育てなければならない。

1. 保育士・幼稚園教諭を目指す学生の美術との関わり

美術大学や芸術大学の学生であれば、美術そのものとしての根本的な意味や価値、そして物理的な面での関わりを知ることができる。しかし美大生、芸大生ではなく保育士・幼稚園教諭を目指す学生たちは、その美術をどこまで把握し身につける必要があるのだろうか。アンケートを取ってみると、美術に対して苦手意識を持つ学生は8割程にもなる。美術は中学生までの授業でしか経験が無く、またどんな作品を制作してき

たのかもほとんど覚えていない。高校では選択授業か、あるいは美術そのものが無い学校もあるようだ。美術鑑賞では、学校以外でも美術館や博物館、画集やテレビ番組に至るまで興味を持って作品の鑑賞をしたことがほとんど無く、もしあったとしても記憶にはほとんど残っていないようだ。何故このような事態になってしまうのだろうか。そもそも美術の苦手意識に囚われる原因のひとつに、幼児期の羞恥心の全くない描くことを遊びとして没頭できた時期から、描く対象物をできるだけその通りに写そうとする、いわば模写に近い写生を描く時期に、絵がうまく描けなかった、他人の作品と比べて下手だと感じてしまう、作品を褒められた経験がないなどが挙げられる。見えたものを、そのままその通りに描けることが上手な絵の描き方と思い込み、また指導者自身も絵画制作や芸術作品の鑑賞を日常的に行っていない者だとすれば、このような指導になってしまうのは当然であろう。現実にあるものだけが共通の理解を得るものと認識しているからである。写実の上手な絵が評価が高いとの思い込みを捨て、一枚の画用紙の中に宇宙空間のような果てしない無限の想像と幻想の世界をつくり、そしてそこから更なる冒

険にチャレンジしてもよいのだと考えるべきなのである。美術の根本的な存在と必要性は、そこにあるものだとして学生に理解してもらいたい。

2. 何が良い絵なのか

大人の絵の褒め言葉として「まるで写真みたいな絵」という言い方がある。しかし専門家の意見からすればそれは褒めでなく逆の意味に捉えられる。「写真のような絵」は、確かに技術的に優れたかなりのテクニックを要する作業なだけに、その完成度の高い絵にはまさに「凄い絵」と感じられるだろう。しかし絵画の世界では、写真みたいな絵を描きたいければ写真を撮って額縁に取めればよい、という考え方であって写真のような際立った描写ではなくとも、そこに漂うものの気配、何かしら迫ってくる対象のインパクトやそれに伴う緊迫感、平面であるのにも関わらず奥行きが感じられるなど、写真では到底表すことのできないある意味思わせぶりな悩ましい情景であることが芸術であり、それを表現して共感するのが人間としての素直な感情である。子どもの作品に対しても、それを知らない指導者が、この形は間違っている、この色はおかしい、

：解説：

表現方法として、本物を写し取ったかのような描写で描く技法に「スーパーリアリズム」がある。その手法は写実としていかに本物に近づくかというよりも、本物以上の描写が求められる。写真でさえ曖昧な部分もその描写力によってまるで人工物も息を吹き返したかのような動きさを感じられる。しかしそれはその分野の特性であって芸術とは少し異なるとはありながらも、芸術作品特有の作者の情熱と息遣いが聞こえてきそう。ここでも「写真のような絵」は作者にとって侵害であろう。



①何気ない一場面を見事に捉えた瞬間



②掴み取れそうな銀メッキの球

と言われた子どもは、単なる迷惑の一言にすぎないのである。

3. 画材の選択

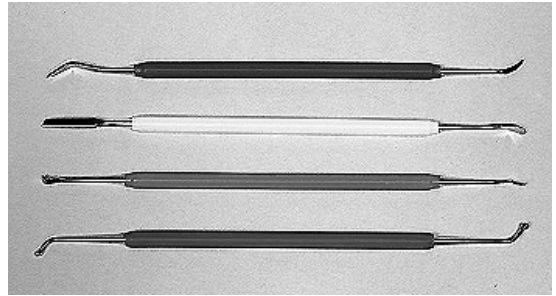
最近の美術作品を制作するうえで扱う画材であるが、分野、要所に応じてかなり細かく分けられ、私自身もこんなにたくさんの種類が多いのかと驚かされる。画材メーカーも、多種多様にわたる作品づくりがなされている現代に、いち早く対応しようと他メーカーとの競いが伺えるものである。保育士・幼稚園教諭を目指す学生は、もちろん美術の専門家を目指すのではないため、画材に対して熟知する必要は無いが、それでも学生自身が実際に画材の扱いを試して、同じ目的に使うものが数種類あるとすれば、どれが扱いやすいかを知っておくことが必要だろう。

子ども用の画材は安価でチープなものが多い。また子ども用でなくとも、最近は100円均一の店にも多くの画材が並び、わざわざ画材店、文房具店に行っても必要がないと考える家庭では重宝されていることであろう。しかし子どもが使うものだからといってそれを非常的手段でならまだしも、たえず流用するのはどうだろう。例えば絵筆に関していえば、メーカーに問わず安価なものは一度使っただけで毛先が広がってしまい、次に使うときにはかなりの不快感で使用するようになる。それでも子どもたちは他の手段を知らないために、不快を感じながらも何の文句も言わずに使いつけるのである。絵具に関しても、高価なものでもなくとも、安価なものとは比べるとかなりの違いが感じられる。絵具自体の発色、伸び、粘度が全く違うのである。同じ内容の絵を描いたのであったとしたら、その画材の質の違いによる作品の出来ばえは、雲泥の差として出てくるものである。その画材の違いを知らなかっただけで、できるはずだったものができなくなってしまい、やがては美術嫌いに陥ることもある。

4. 安全面

子どもが自由に楽しく作品作りをするためには、制作としての起承転結が何のトラブルも無く、スムーズに行われることが条件になる。そのためには画材を含めさまざまな「道具」を扱うことになるため、扱いに慣れていない子どもには最善の安全を考え、その扱い方も同時に指導すべきことになる。

例えば、粘土細工の粘土自体は柔らかい素材であるため問題なくとも、それに伴う粘土ペラは先が尖って



③さまざまな形の先の尖った粘土ペラ

いるものが多く危険である。特に幼児の場合は全ての画材で尖っているものは決して持たせない配慮が必要であるし、児童に対してもハサミ、カッターナイフ、ピンセットや彫刻刀などを扱うときは最善の注意と扱い方を教えなければならない。ときには思いもよらない、一例でいうとテープカッターの刃に指を当て怪我をするという事態も起きることがある。大学生の授業の中で、ハサミを手渡すのに刃先を相手に向けて渡そうとした学生がいた。子どもに対してではなく、学生同士だから大丈夫だという安易な考えだったのかもしれないが、それを行うこと自体危険極まりない行為だということを知る必要がある。自分は大丈夫だ、というおごりが危険を生むきっかけとなるため常に安全を意識することであり、そして最も大事なことは、相手を思いやる心が安全性を高くする、ということを知ることである。

5. 環境づくり

子ども部屋あるいはリビングなど生活でよくいる部屋の目に付く壁に、どんな媒体の絵画や写真であってもよいから何かしら飾ってあるのが理想である。かといってカレンダーでは意味がない。何故ならひと月ごとあるいは長くても1年で取り替えられてしまい、目に飛び込んでくる画面が変わってしまうからだ。例えば本物（原画）ではなくとも何年も掛けられていることが重要である。子どもには、知らず知らずのうちにその飾られている対象が心にしっかりと刻み込まれ、大人になっても記憶の片隅に残り思い出すことができる。学生のアンケートの中に、記憶に残る芸術作品や写真などはあるかという質問に、ほとんど無いと答えている。これでは美術に対する関心が少なくなるのも無理はないのかもしれない。日本人の多くは住宅に絵画を飾る習慣がほとんどない。先ほどのカレンダーか、もしくは子ども自身が描いた絵がべたべた貼ってあるの



④品良く並ぶ絵画



⑤ひしめき合う絵画

を目にする程度である。それに対して欧米の住宅には、いたるところに絵画が飾られている。しかも日本の美術館のように品よく飾るのではなく、よく映画の一場面に出てくるように二段三段掛けと所狭しに飾られて、常に美術と関わっているのである。また一つ例にとると、ひと昔前の小・中学校の音楽室には、ベートーベンやシューベルトなどの著名な音楽家の肖像画が何枚も飾られていたのを思い出す。当初はただ怖かっただけのイメージだったが、それから数十年経った今でも誰がどの顔なのかは定かでないが、とにかくその肖像を思い出すことができる。やはり何年も児童の目に触れ心に刻み込まれた結果なのだろう。

次に、絵を描こうとした際に、資料として役に立つ図鑑などがいつでも手に届くところにあることである。いくら柔軟性のある創造豊かな子どもといっても、空想だけで描くには限界がある。例えば「キリン」の絵を描こうとしたとき、そのキリンの模様がどうなっているのか、私たち大人でさえ何となく漠然としているだけで、結局はよく分かっていない。だからといって、まさか水玉模様を描くわけにはいかないだろう。現実を何も知らずに描いてしまった絵と、ある程度の現実を知って、それが基になってデフォルメされた対象物を描くことではまったく意味が違うものとなる。世間でいう「わけの分からない絵」で有名なパブロ・ピカソであるが、彼は始めからあのような絵を描いていたわけではない。正確な写実から少しずつデフォルメを重ね、科学の目を持って、そして誰もやったことのない世界にたどり着いた。彼の絵はその結果の裏づけなのである。

終わりに. 美術教育の今後の課題

将棋の世界でよく使われる言葉の中に「定跡（じょうせき）」という言葉がある。これは数多くの棋士による多大な研究成果として、この場面では駒をこう進めなければならないという決まりごとである。この定跡を知らなかったために簡単に打ち負かされてしまうことがあるのだ。しかし、その定跡も更なる研究成果とともに大きく変化し、やがては絶対にやってはならない駒の進め方だったはずにもかかわらず、現代ではその駒の動かし方が当然となっているものがある。子どもに対する美術指導でも、現代ではその「定跡」とされている指導方法が本当に正確なものなのだろうか。芸術は時代に伴い大きく変化し、表現する思考や技法もたった数十年で多種多様になった。今どきの流行を追うものもあれば、伝統を受け継ぐものもある。私たち美術家あるいは教育者として、更に深い研究を進め、



⑥夢中になる子どもたちの目が印象的だった



⑦「Box クレイアート」

独自につくりあげた2.5Gの世界。

奥行き5センチの額縁の中に樹脂粘土で制作し、アクリル絵具で彩色。

到達されたと思われた研究成果も、そのまた一歩先の微かな一場面を発見することと、そしてまたそれを更に追求し続け、また繰り返されるのが次世代に担う役割になるのであろう。

画 像

- ①「生卵J」1978年 上田薫（1928～）高松市美術館蔵 {2011年5月「だます」現代美術／高松市美術館の特別展の記事画像より}
- ②「フィニス・コロナット・オパス」1995年 チャールズ・ベル {2004年4月岩手県美術館「スーパーリアリズム展」の記事画像より}
- ③兼古製作所 Anex スパチュラ4本セット No. 274 {兼古製作所 HP より}
- ④飯山市美術館（長野県）{飯山市美術館 HP より}
- ⑤美術史美術館（オーストリア・ウィーン）{虚空界摩訶不思議 by heibay 2011年9月19日もう一つの美術史美術館の記事画像より}
- ⑥古畑雅規本人による幼児への美術指導 {福島学院大学付属幼稚園にて職員撮影}
- ⑦「animals energy」 F20 2013年 古畑雅規制作 {古畑雅規撮影}
- ⑧「千年旅人」 P20 2009年 古畑雅規制作 {古畑雅規撮影}



⑧油彩による幻想的な「青」の世界

東日本大震災による被災者への生活支援・相談支援に関する研究 ～福島県生活支援相談員の調査結果を基に～

Study on life support, consultation support to the victim by the East Japan
great earthquake disaster
～Based on the findings of the Fukushima life support counselor～

日下輝美
Kusaka Terumi

吉田渡
Yoshida Wataru

目次

1. 研究の概要
2. 生活支援相談員の配置と業務の内容
3. 「生活支援相談員に関する意識調査」の調査結果
4. 考察
5. 結論

1. 研究の概要

1-1 目的

東日本大震災（2011年3月11日）から三年目を迎えようとしている現在においても、地震・津波に加えて福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の影響により、福島県の住民は2013年12月現在、約15万人が県内外に避難している。県内では約92,000人の方が民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅（みなし仮設住宅）・公営住宅に避難を余儀なくされている。しかも放射能などの影響により元の住居に戻れる見通しが未だ立っていない。

本学福祉学部福祉心理学科では、平成25年度に『福島県内で被災者・避難者の支援にあたっているスタッフの活動の現状調査とスタッフへのサポートのあり方に関する研究』をテーマに、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、福祉活動指導員の資格を有する教員4名が、支援者支援研究グループ（研究代表：教授 香山雪彦）を立ち上げ、これまで各分野で実践的な研究活動を行ってきて、そこで得られた定性的知見については既に報告してきた。さらに、本稿の筆者らは、その研究事業の一環として、震災以降、最も身近な見守り・相談者として、被災者・避難者に寄り添いながら

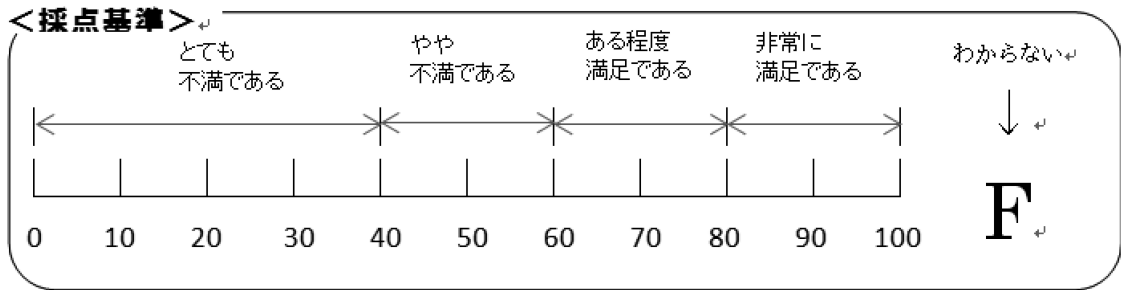
日々訪問活動などの支援を行ってきた生活支援相談員を対象に「生活支援相談員に関する意識調査」を実施し、そこから得られた調査結果の定量的な解析を基に、生活支援相談員の活動・支援体制のあり方について提言する。

1-2 調査対象、調査時期

- (1)調査対象者：2013年6月1日現在、福島県内で被災者の支援を担当する生活支援相談員（184名）
- (2)調査依頼先：福島県内で生活支援相談員を配置している29の市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」と略す）
- (3)調査時期：2013年6月7日（金）～6月21日（金）（15日間）
- (4)調査方法：質問紙調査
郵送による配票留置き法により調査票を依頼。
回答後、各生活支援相談員が返信用封筒にて調査票を郵送。

1-3 回収率

- (1)配票数：184通
- (2)回収数：111通（回収率：60.3%）



<記入例>

(1) あなたが担当する業務の量



<理由>

業務に慣れてきて、誰に相談すれば良いのかわかってきた。また、業務内容も大きく変わっていないので、負担感は減っている。

1-4 調査項目と記入方法

- (1) 回答者の基本属性、支援体制について…該当項目の選択及び、自由記述
- (2) ①生活支援相談員の業務

業務量、業務内容、目標達成度
裁量権、活動資金、雇用形態

- ②生活支援相談員の知識・技術・体制
個人、地域の支援知識・技術・体制
- ③生活支援相談員の連携
生活支援相談員同士、保健、医療
福祉、市町村、地域住民との連携

満足度
(100点満点)に
よる採点及び、
自由記述

- (3)生活支援相談員が必要としている情報提供等の支援及び、今後の課題…該当項目の選択及び、自由記述

2. 生活支援相談員の配置と業務の内容

2-1 生活支援相談員の配置について

阪神・淡路大震災（1995年1月17日）や新潟中越沖地震（1998年10月23日）などの大災害においても、多くの市区町村社協では、仮設住宅における見守りやコミュニティづくり、あるいは仮設住宅からの生活の復興に向けた支援などの取組が求められ、そのために支援員等が配置され、継続的な支援が展開された。

東日本大震災においても被災社協に対して、国の第一次補正予算で、社協に対して生活福祉資金貸付を中核とした相談支援活動の一環として、仮設住宅等の被災者の相談支援活動を行う生活支援相談員の配置について予算化（生活福祉資金関連補助金／セーフティネット支援対策事業費補助金の中のメニュー）により整備された。

【採点の基準】

A⇒2011年3月～2012年2月、B⇒2012年3月～2013年2月、C⇒2013年3月～6月の各期間について、生活支援相談員が感じた点数を下図の基準に従って評価し採点。併せて、その点数を付けた理由や各期間の点数が変化した理由についての自由記述の内容も併せて提示している。

震災後、市区町村社協事業の多くは、一時は中断した介護保険サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービス等を展開し、住民へサービス提供を行っている。しかし、従来のサービスを利用する人以外にも、被災して自宅を失い、住環境が大きく変わった人、家族関係（家族を亡くした人、離ればなれで暮らしている人など震災前と状況が変化された方など）や、地域環境（コミュニティ、学校、病院、商店街など）が大きく変化するとともに、働く場を失ってしまう等、生活上の支障が生じた人々など、従来の制度サービスでは対応できない人々が地域で多数暮らしている。また、これまで親族、近隣、友人、民生委員・児童委員、ボランティアで対応できたものの、地域社会が大きく変化した中で、その機能も弱くなっている。そこで、生活支援相談員は、社協に所属して、被災地の人々に寄り添い地域の生活課題を把握し、これを解決するための一連の働きをする役割を果たすことになった。これらの支援によって、孤立死の防止、福祉ニーズの発見、そして、長期的には、被災者が一日でも早く安心して暮らせる生活に近づき、元気回復が可能となると考えられる。

生活支援相談員は、被災者の福祉課題・生活課題の把握を行い、支援を要する人に対して、必要なサービス・活動が利用できるよう、相談や調整を行うとともに、既存のサービス・活動で対応できないニーズについては、自ら支援を行う役割が期待されている。このような個別支援を通してその自立を促進するとともに、住民同士のつながり、助け合いの活動の支援等の地域支援の役割も期待されている。

2-2 生活支援相談員の業務の内容

日常の活動では、仮設住宅等に住む被災者のうち、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者、ひとり親家庭など、家族だけでは自立した生活が困難で支援が必要な人々、あるいは孤立しがちな人々を対象に、次のような業務を行うこととしている¹⁾。

【ニーズ把握／全戸対象の活動】

- ①心配ごと・困りごと（ニーズ）の把握（初期に全戸訪問等を実施。その後、必要に応じて実施）

【訪問活動（個別訪問）】

- ②訪問による見守り、相談、情報提供、生活支援の実施
- ③生活福祉資金貸付に関する相談

- ④福祉サービス（介護保険などによる制度サービス）や生活支援サービス（食事サービス、ふれあいいきいきサロン、子育てサロン、買い物支援サービス、移動サービス）の利用援助
- ⑤福祉サービス、生活支援サービス利用者を支えるための、近隣住民、ボランティアへの協力依頼や調整

【住民同士のつながり、地域の福祉活動の支援（地域支援）】

- ①集う場（集会所、公民館、仮設住宅等の集居室、福祉施設、自宅、公共スペース（屋内外）等）づくりとコミュニティづくりの推進（交流イベント等交流事業を含む）
- ②福祉・医療等の専門職による出張相談の調整
- ③住民・ボランティアによる見守り・支援ネットワーク活動の立ち上げ、運営支援
- ④各種生活支援サービスの立ち上げ、運営支援
- ⑤被災者支援にかかわる諸団体、自治体との連絡調整

2-3 社協における生活支援相談員の位置づけ

社協は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として社会福祉法に規定され、その基本的性格は、「①地域における住民組織と公私の社会福祉事業者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行う、④市区町村・都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である」（新・社会福祉協議会基本要項）と整理している。

社会共通の福祉課題に対して、地域社会の諸機関、団体、住民が協働して取り組み、問題解決を図るという考え方と実践である。

社協の活動は、地域社会を全体的にとらえ、地域社会がよくなることで、その成員である個人の福祉が高まる、という考え方と方法（地域からのアプローチ）と地域社会に生活している個人、ないしは家族の生活から出発し、その生活の一側面に地域社会があるという考え方であり、個人のニーズを充足するサービス、活動を行い、さらに個人を取り巻く環境の改善に取り組むことで、福祉コミュニティづくり、福祉のまちづくりをすすめるという考え方と方法（個からのアプローチ）がある。

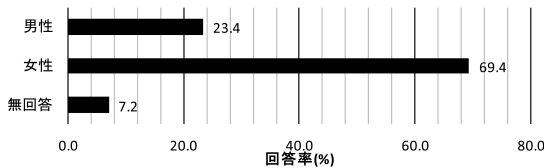
社協の特徴は、個からのアプローチと地域からのア

プローチを統合化させた機能を持ち、地域の関係機関・団体、住民が協働して取り組み、問題解決を図ってきている点である。今般の生活支援相談員活動にも共通しており、被災された方々が一日でも早く、地域で安心した生活を取り戻すために社協組織をあげて取り組んでいる。

3. 「生活支援相談員に関する意識調査」の調査結果

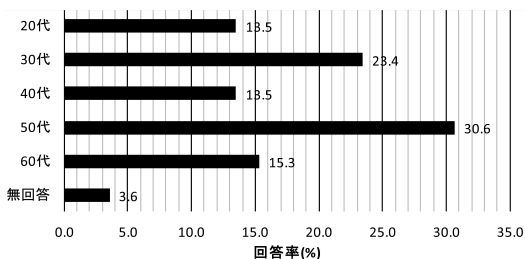
3-1 生活支援相談員の基本属性

(1)性別 (N=111)



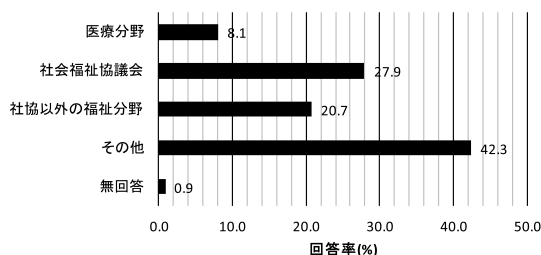
回答者103名（無回答8名）の性別は、「女性」が77名（69.4%）、「男性」が26名（23.4%）で、回答者の約7割が「女性」であった。

(2)年齢 (N=111)



回答者107名（無回答4名）の年齢は、「50代」が最も多く34名（30.6%）、次いで「30代」が26名（23.4%）、「60代」17名（15.3%）、「20代」「40代」同人数で15名（各13.5%）の順であった。

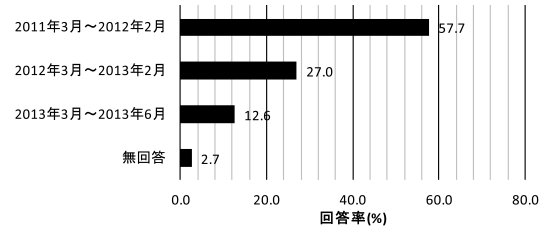
(3)生活支援相談員を委嘱される前の職種 (N=111)



回答者110名（無回答1名）の委嘱前の職種は、「そ

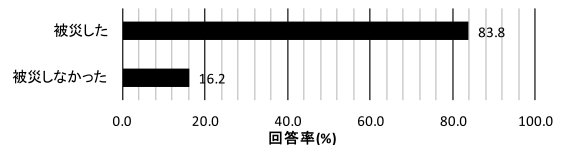
他（例：会社員、自営業、警備員、学生、無職等）」が最も多く47名（42.3%）、次いで「市町村社協」が31名（27.9%）、「社協以外の福祉分野」23名（20.7%）、「医療分野」9名（8.1%）の順であった。

(4)生活支援相談員の委嘱時期 (N=111)



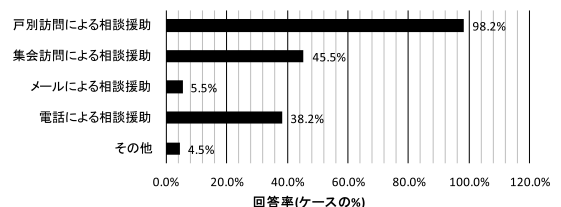
回答者108名（無回答3名）の委嘱時期は、「2011年3月～2012年2月」が最も多く64名（57.7%）、次いで「2012年3月～2013年2月」が30名（27.0%）、「2013年3月～2013年6月」が14名（12.6%）の順であった。

(5)被災の有無 (N=111)



回答者111名の被災の有無については、「被災した」が93名（83.8%）、「被災しなかった」が18名（16.2%）であり、8割を超える方が「被災した」と回答している。

(6)相談援助の方法【複数回答可】(N=111)

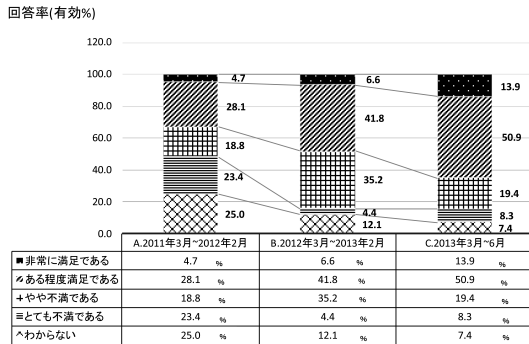


回答者110名（無回答1名）の相談援助方法は、「戸別訪問」が最も多く108名（98.2%）、次いで「集会訪問」が50名（45.5%）、「電話」が42名（38.2%）、「メール」が6名（5.5%）、「その他」が5名（4.5%）の順であった。

3-2 生活支援相談員の業務に関する満足度

生活支援相談員の業務の満足度は、「業務量」、「業務内容」、「目標達成度」、「裁量権」、「活動資金」、「雇用形態」の6項目について、A期間からC期間の採点データの中から有効パーセントの値のみを反映してグラフ化した。その中でも特にA期間からC期間の満足度の差異が多くみられた、「業務内容」と「活動資金」を示す。

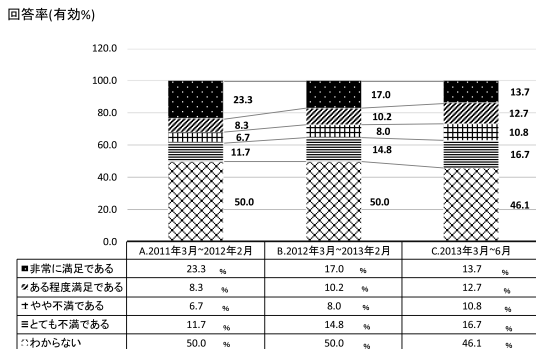
(1)業務内容 (満足度)



業務内容の満足度は、A期間64名（内訳：非常に満足：3名、ある程度満足：18名、やや不満：12名、とても不満：15名、わからない：16名）、B期間91名（内訳：非常に満足：6名、ある程度満足：38名、やや不満：32名、とても不満：4名、わからない：11名）無回答3名、C期間108名（内訳：非常に満足：15名、ある程度満足：52名、やや不満：21名、とても不満：9名、わからない：8名）であった。

A⇒C期間の推移をみると、満足度が高くなっている。

(2)活動資金 (満足度)



活動を行ううえでの資金の満足度は、A期間60名

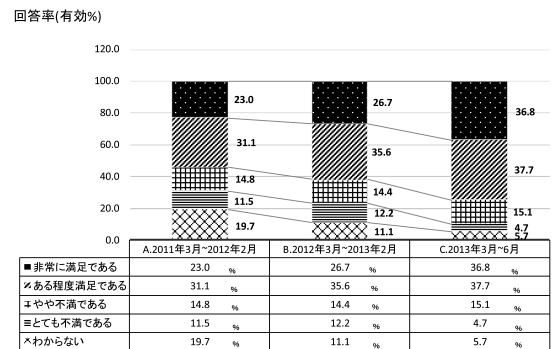
（内訳：非常に満足：14名、ある程度満足：5名、やや不満：4名、とても不満：7名、わからない：30名）無回答4名、B期間88名（内訳：非常に満足：15名、ある程度満足：9名、やや不満：7名、とても不満：13名、わからない：44名）無回答6名、C期間102名（内訳：非常に満足：14名、ある程度満足：13名、やや不満：11名、とても不満：17名、わからない：47名）無回答6名であった。

A⇒C期間、一貫して「わからない」と回答する方が多い。

3-3 生活支援相談員の知識・技術・体制に関する満足度

生活支援相談員の知識、技術、体制の満足度は、「個別支援の知識」、「地域支援の知識」、「個別支援の技術」、「地域支援の技術」、「個別支援の体制」、「地域支援の体制」の6項目について、A期間からC期間の採点データの中から有効パーセントの値のみを反映してグラフ化した。『体制』に関する満足度の差異が多くみられた「個別支援の体制」と「地域支援の体制」を示す。

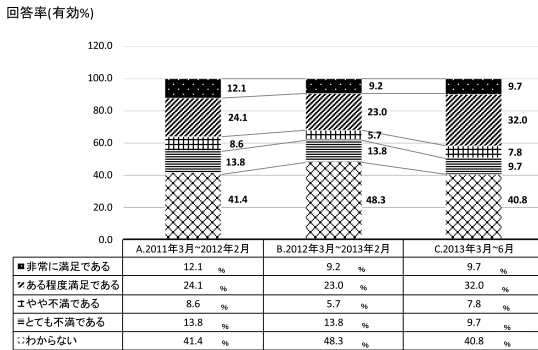
(1)個別支援の体制 (満足度)



被災者の個別支援体制の満足度は、A期間61名（内訳：非常に満足：14名、ある程度満足：19名、やや不満：9名、とても不満：7名、わからない：12名）無回答3名、B期間90名（内訳：非常に満足：24名、ある程度満足：32名、やや不満：13名、とても不満：11名、わからない：10名）無回答4名、C期間106名（内訳：非常に満足：39名、ある程度満足：40名、やや不満：16名、とても不満：5名、わからない：6名）無回答2名であった。

A⇒C期間の推移をみると、満足度が高くなっている。

(2)地域支援の体制 (満足度)



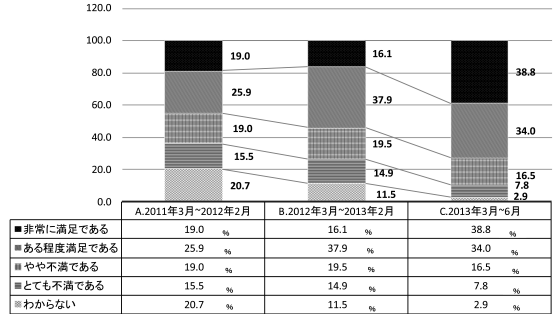
担当地域の支援体制の満足度は、A 期間58名（内訳：非常に満足：7名、ある程度満足：14名、やや不満：5名、とても不満：8名、わからない：24名）無回答6名、B 期間87名（内訳：非常に満足：8名、ある程度満足：20名、やや不満：5名、とても不満：12名、わからない：42名）無回答7名、C 期間103名（内訳：非常に満足：10名、ある程度満足：33名、やや不満：8名、とても不満：10名、わからない：42名）無回答5名であった。

A⇒C 期間、一貫して「わからない」と回答する方が多い。

3-4 生活支援相談員の連携に関する満足度

生活支援相談員との連携に関する満足度は、「生活支援相談員同士」、「保健の専門職」、「医療の専門職」、「福祉の専門職」、「市町村」、「地域住民」の6項目について、A 期間からC 期間の採点データの中から有効パーセントの値のみを反映してグラフ化した。満足度の差異が多くみられた「生活支援相談員同士」と「医療の専門職」の連携の満足度を挙げる。

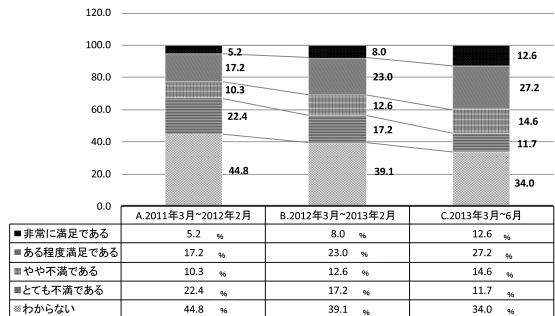
(1)生活支援相談員同士の連携 (満足度)



生活支援相談員との連携についての満足度は、A 期間58名（内訳：非常に満足：11名、ある程度満足：15名、やや不満：11名、とても不満：9名、わからない：12名）無回答6名、B 期間87名（内訳：非常に満足：14名、ある程度満足：33名、やや不満：17名、とても不満：13名、わからない：12名）無回答7名、C 期間103名（内訳：非常に満足：40名、ある程度満足：35名、やや不満：17名、とても不満：8名、わからない：3名）無回答5名であった。

B⇒C 期間で、「非常に満足」の回答者が増加している。

(2)医療の専門職との連携 (満足度)

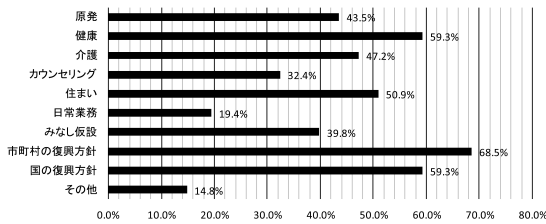


医療の専門職との連携に関する満足度は、A 期間58名（内訳：非常に満足：3名、ある程度満足：10名、やや不満：6名、とても不満：13名、わからない：26名）無回答6名、B 期間87名（内訳：非常に満足：7名、ある程度満足：20名、やや不満：11名、とても不満：15名、わからない：34名）無回答7名、C 期間103名（内訳：非常に満足：13名、ある程度満足：28名、やや不満：15名、とても不満：12名、わからない：35名）無回答5名であった。

「満足」と「わからない」と回答した方が二分している。

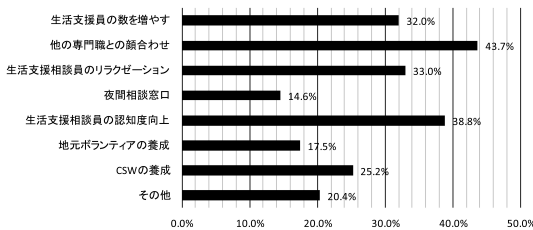
3-5 支援が必要な情報等の支援、今後の課題

(1) 情報提供による支援【複数回答可】(N=108)



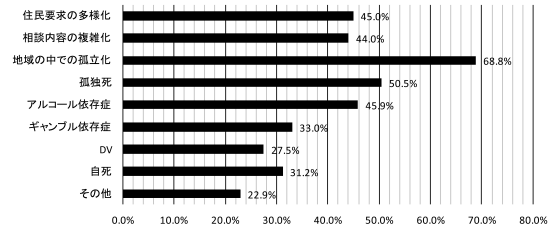
生活支援相談員が被災者支援のために必要とする情報提供の内容は、「市町村の復興計画」が最も多く74名（68.5%）で、次いで「健康」「国の復興方針」同人数で64名（各59.3%）、「住まい」が55名（50.9%）、「介護」が51名（47.2%）、「原発」が47名（43.5%）、「みなし仮設」が43名（39.8%）、「カウンセリング」が35名（32.4%）、「日常業務」が21名（19.4%）、「その他」が16名（14.8%）の順であった。

(2) 情報提供以外の支援【複数回答可】(N=103)



生活支援相談員が被災者支援のために必要とする支援は、「他の専門職との顔合わせ」が最も多く45名（43.7%）で、次いで「生活支援相談員の認知度向上」が40名（38.8%）、「生活支援相談員のリラクゼーション」が34名（33.0%）、「生活支援相談員の数を増やす」が33名（32.0%）、「コミュニティ・ソーシャルワーカーの養成」が26名（25.2%）、「その他」が21名（20.4%）、「地元ボランティアの養成」が18名（17.5%）、「夜間相談窓口の設置」が15名（14.6%）の順であった。

(3) 支援地域の今後の課題【複数回答可】(N=109)



支援地域の今後の課題は、「地域の中での孤立化」が最も多く75名（68.8%）で、次いで「孤独死」が55名（50.5%）、「アルコール依存症」が50名（45.9%）、「住民要求の多様化」が49名（45.0%）、「相談内容の複雑化」が48名（44.0%）、「ギャンブル依存症」が36名（33.0%）、「自死」が34名（31.2%）、「DV」が30名（27.5%）、「その他」が25名（22.9%）の順であった。

4. 考 察

4-1 生活支援相談員の業務について

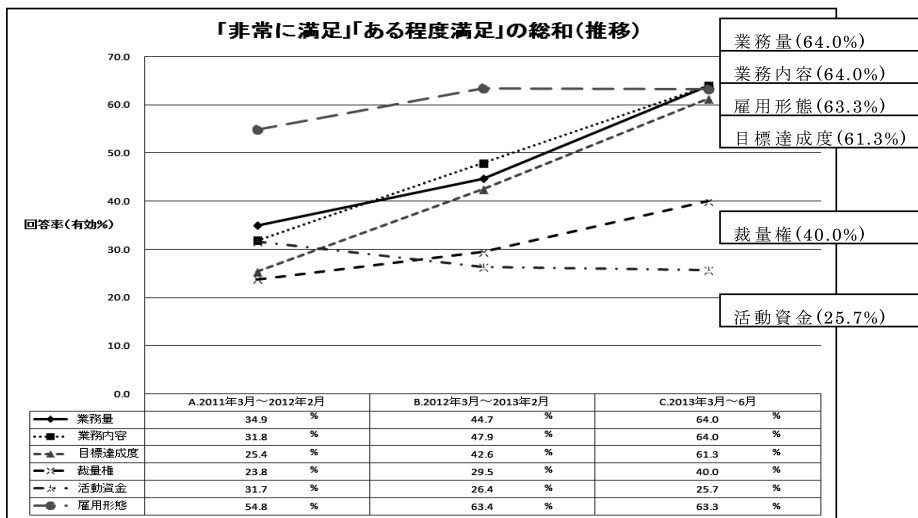
A 期間と C 期間の「非常に満足」「ある程度満足」の総和は、次の図表 1 のとおりであった。

3-3 生活支援相談員の業務で前記した生活支援相談員の「業務内容」の満足度に関して、A 期間から C 期間にかけて急激に上昇してきたのは、「業務量」、「業務内容」、「目標達成度」の満足度となっている。変化の幅が小さいものは、「雇用形態」への満足度であり、これは他の項目の満足度と比較して高い状態を維持していることが分かる。A 期間から C 期間にかけて下降してきたのは「活動資金」の満足度となっている。これらのことから、生活支援相談員の業務の満足度は A ~C の期間でおおむね上昇してきており、特に個人あるいはグループでの業務経験の蓄積や支援対象者との信頼関係の形成などが影響してきていることが伺える。一方、これによって「活動資金」に対する満足度が低下していることが考えられる。支援対象者への支援を充実させるために業務を検討しても、特に地域支援活動において自由に活用できる資金の不足、あるいは未把握等が懸念される。この点の解消を市町村社協に働きかけることで、他項目の満足度の上昇にもプラスに働くことが予想される。

4-2 生活支援相談員の知識・技術・体制について

A 期間と C 期間の「非常に満足」「ある程度満足」の総和は、次の図表 2 のとおりであった。

図表 1



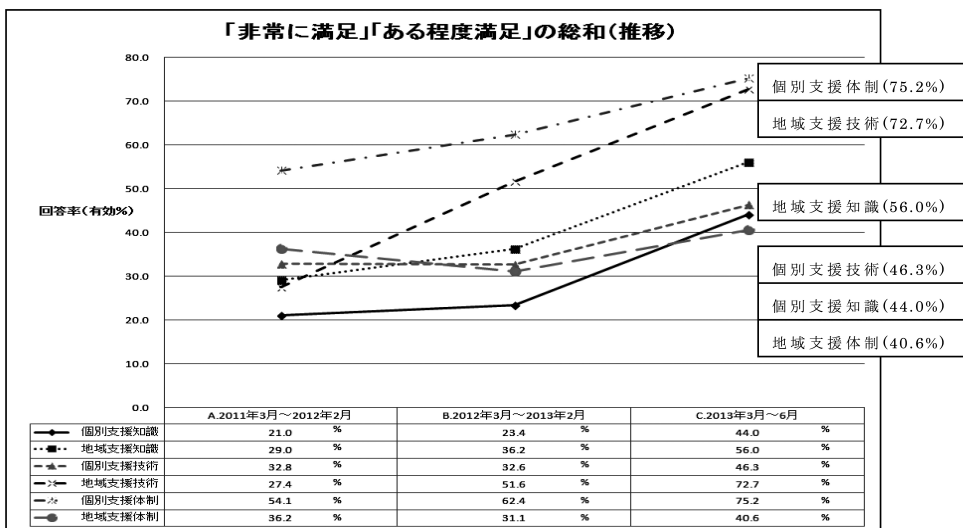
< A 期間 >

- 第 1 位 「雇用形態」 34名 (54.8%)
- 第 2 位 「業務量」 22名 (34.9%)
- 第 3 位 「業務内容」 21名 (31.8%)

< C 期間 >

- 第 1 位 「業務量」 70名 (64.0%)
- 「業務内容」 67名 (64.0%)
- 第 2 位 「雇用形態」 67名 (63.3%)
- 第 3 位 「目標達成度」 67名 (61.3%)

図表 2



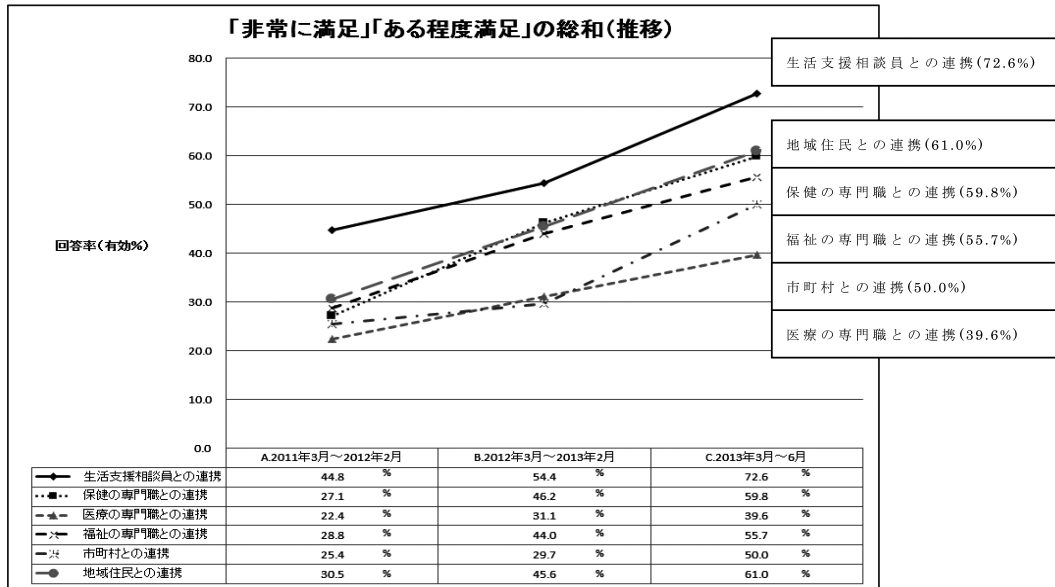
< A 期間 >

- 第 1 位 「個別支援体制」 33名 (54.1%)
- 第 2 位 「地域支援体制」 21名 (36.2%)
- 第 3 位 「個別支援技術」 20名 (32.8%)

< C 期間 >

- 第 1 位 「個別支援体制」 79名 (75.2%)
- 第 2 位 「地域支援技術」 78名 (72.7%)
- 第 3 位 「地域支援知識」 61名 (56.0%)

図表3



<A 期間>

- 第1位 「生活支援相談員との連携」 26名 (44.8%)
- 第2位 「地域住民との連携」 18名 (30.5%)
- 第3位 「福祉の専門職との連携」 17名 (28.8%)

3-4生活支援相談員の知識・技術・体制で前記した6項目に関しては、A期間からC期間にかけて全ての項目の満足度が上昇している。特に「地域支援技術」、「個別支援体制」の満足度は安定的に上昇している。一方、A期間からB期間にかけて上昇が緩やかまたは下降したのは「個別支援知識」、「地域支援知識」、「個別支援技術」、「地域支援体制」であった。

生活支援相談員の知識・技術の満足度はA期間からC期間でおおむね上昇してきており、特に日々の相談援助業務や、様々な専門職との連携による地域支援活動を通じて専門的な知識・技術を身につけてきていることが、満足度の上昇に影響していることが伺える。一方、「個別支援体制」と「地域支援体制」の満足度に関きがあり、特に「地域支援の体制」を今後どのように整備していくのか検討が必要である。

4-3 生活支援相談員の連携について

A期間とC期間の「非常に満足」「ある程度満足」の総和は、次の図表3のとおりであった。

<C 期間>

- 第1位 「生活支援相談員との連携」 75名 (72.6%)
- 第2位 「地域住民との連携」 63名 (61.0%)
- 第3位 「保健の専門職との連携」 62名 (59.8%)

3-5生活支援相談員の連携で前記した6項目に関しては、A期間からC期間にかけて全ての項目の満足度が上昇しているが、特に「生活支援相談員との連携」に関する満足度は他項目と比較して高くなっている。一方、「医療の専門職との連携」に関する満足度はA~Cの全期間を通じて低くなっている。

これらのことから、生活支援相談員の連携に関する満足度はA~Cの期間でおおむね上昇してきており、特に日々の相談援助業務や、様々な専門職との連携による地域支援活動を通じて人脈を得てきていることが、満足度の上昇に影響していることが伺える。一方、医療の専門職など日常的に接する機会が少ない業種の人ほど連携体制の構築が進んでいないため、この機会をどう設定していくかが課題と考えられる。加えて被災者支援における個人情報保護の規制を柔軟にすることで連携体制の変化が期待でき、更なる満足度の変化が期待できるものと考えられる。

4-4 支援が必要な情報等の支援、今後の課題について

(1)情報提供による支援

情報提供による支援について、108名の回答者（無回答3名）が挙げた第1位から3位（複数回答）までの順位は以下のとおりとなっている。

第1位 「市町村の復興方針」	74名 (68.5%)
第2位 「健康」「国の復興方針」	64名 (59.3%)
第3位 「住まい」	55名 (50.9%)

回答理由を見ると、「市町村の復興方針」や「国の復興方針」に関する情報は、特に避難者の生活再建にとって欠かせないものであり、避難生活の長期化に伴い、これらの情報を把握し支援対象者に正確に伝えることの重要性が指摘されている。また、健康や住まいに関する情報は、仮設から新しい住居へ移ることを考える上でとても重要だと指摘されている。転居先の住まいの近くに病院などの社会資源があるのか、避難生活で体が弱っても不自由なく生活していけるのかなどに、特に関心もたれている。

先の見通しが立たないことによる避難者の不安感は大きくなっており、これを解消するためのより正確な情報の提供が生活支援相談員に求められてきている。また、避難生活の長期化に伴いアルコール依存や精神疾患等の様々な課題が報告されてきており、これらに対応するための専門的な情報の提供も必要であるとする記述が見受けられた。

(2)情報提供以外の支援

情報提供以外の支援について、103名の回答者（無回答8名）が挙げた第1位から3位（複数回答）までの順位は以下のとおりとなっている。

第1位 「他の専門職との顔合わせ」	45名 (43.7%)
第2位 「生活支援相談員の認知度向上」	40名 (38.8%)
第3位 「生活支援相談員のリラクゼーション」	34名 (33.0%)

回答理由を見ると、「他の専門職との顔合わせ」については、避難生活の長期化に伴って複雑なケースに対応する必要性が出てきたことから、生活支援相談員がケースを抱え込んでしまわないために連携体制をより一層構築していくことが必要との指摘があった。「生活支援相談員の認知度向上」については、地域支援活動を円滑に展開するため、また仮設への不審者対策を講じるために必要との指摘があった。「生活支援相談員の

リラクゼーション」については、守秘義務を守って業務を進めることで多くのストレスがたまっており、これを解消する機会を設けることが必要との回答があった。

支援対象者への支援のためには、多職種による連携体制や地域住民との連携体制をより充実させる必要があると認識されていることが分かる。一方で、生活支援相談員自身のガス抜きが必要との意見が多く、相談員への福利厚生についての一層の検討が望まれる。

(3)地域支援の今後の課題

地域支援の今後の課題について、109名の回答者（無回答2名）が挙げた第1位から3位（複数回答）までの順位は以下のとおりとなっている。

第1位 「地域の中での孤立化」	75名 (68.8%)
第2位 「孤独死」	55名 (50.5%)
第3位 「アルコール依存症」	50名 (45.9%)

回答理由を見ると、「地域の中での孤立化」に関しては、様々な状況でこれが起こっている（起こる恐れがある）と危惧されていることが分かる。具体的には、避難者同士、避難者と避難先の住民、避難者と自立生活先の住民の間で関係性を構築することが出来ず、孤立化している（していくであろう）との指摘がされている。そして、これに高齢化および要介護度の悪化が重なることで孤独死の増加が懸念されている。この他に、アルコール依存症やギャンブル依存症が今後課題になってくるであろうと指摘されており、深刻化する避難者の生活課題に今後どのように対応するかが検討されている。

これらのことから、避難生活が長期化していく中で、長年培ってきた地域社会とのつながり（コミュニティや経済活動など）が崩壊してきていることがわかる。生活再建に伴い、仮設で培われた人間関係が維持できなくなる可能性もあり、仮設ごとの集団転居や、転居先にコミュニティ・ソーシャルワーカーなどの専門職を配置する方策が望まれる。

5. 結論

東日本大震災の発生から2013年6月までの福島県における生活支援相談員の活動に関する満足度は、全般的に上昇傾向にあることがわかった。この背景には、生活支援相談員一人ひとりが支援・相談活動を蓄積し自信をつけてきたことや支援対象である住民との信頼

関係が形成されてきたことなどが考えられる。一方で、この活動を支援する体制が様々な機関によって整備されてきたことも大きい。例えば、全社協では、生活支援相談員の前職歴（経歴）が多様であることを鑑みて、生活支援相談員の活動の質の向上を図るため、導入（初任者）研修の実施に併せて、基本的な役割や業務の内容について「生活支援相談員の手引き」を作成し配布を行っている。福島県では日本ボランティアコーディネータ協会の協力を得て、初任者研修や継続研修を実施している。また、福島県社協は「応急仮設住宅等支援に関する連絡会」を毎月1回保健・医療・福祉専門職者など（本稿筆者らも出席している）も交えて、生活支援相談員同士の情報交換や困難事例の検討の場を開催している。

しかしながら、「地域支援の今後の課題」で挙げた、支援対象者の「地域の中での孤立化」や「孤独死」、「アルコール依存症」等の個別課題、地域課題について、従来の役割・業務では担いきれない状況が発生しているとの回答もあった。このことから、更なる関係機関との連携・質的向上を目指す研修体制のある方について検討が必要であると考ええる。

今後は、被災者の孤立の防止や生命、安全を守ることをコアにしなが、生活課題や福祉課題の早期発見と支援、活動につなぐ役割を果たし、さらには、住民相互の助け合いの活動は地域住民やボランティアが担っていくよう働きかけ、コミュニティづくりや地域づくりを一層すすめていくことが期待される。

このように生活支援相談員が長期的な視点で業務に携わっている一方で、その配置の在り方が問われてきている。東日本大震災の生活支援相談員の配置財源は、阪神・淡路大震災や新潟中越地震とは異なり、国庫補助等の交付により県に設置された復興基金等（単年度または、数年度）が中心的な財源となっており、長期的な視点を持ちにくい状況にある。そのため、生活支援相談員自身の中にも不安感を抱きながら活動を行っているという事実がある。今後も、市町村社協や被災3県社協は、全社協等とも連携しつつ、予算確保についての取り組みが不可欠である。特に、予算確保のエビデンスという意味では、活動記録やデータ、活動事例を継続的に集約することが重要であると考ええる。

これに加えて、生活支援相談員の継続的な活動として、コミュニティ・ソーシャルワーカーとしての採用の方向性や、これまでの活動時間数を活かして介護職につなげていくようなキャリアパス導入の考え方もあ

るが、福島県の帰還困難区域や居住制限区域においては、民生委員特区を取得し、生活支援相談員は民生委員・児童委員を兼務（厚生労働大臣の委嘱）するという政策的な転換も必要であると考ええる。

謝 辞

本調査研究は、平成25年度日本私立学校振興・共済事業団助成金および、平成25年度福島学院大学特別研究費『災害支援スタッフの活動の現状調査とスタッフへのサポートのあり方に関する研究』（研究チーム：教授 香山雪彦、教授 内藤哲雄、教授 藤原正子、講師 日下輝美）の補助を受けて行われた研究成果の一部である。

本調査実施にあたりアドバイスいただいた、本学教授 香山雪彦先生、社会福祉法人福島県社会福祉協議会地域福祉部の渡邊誠様、主任統括生活支援相談員の八巻忠義様。また、回答のご協力をいただきました市町村社会福祉協議会生活支援相談員の皆様に感謝申し上げます。

<引用文献・資料>

- 1) 大規模災害における被災者への生活支援のあり方研究委員会「東日本大震災 被災地社協における被災者への生活支援・相談活動の現状と課題」、全国社会福祉協議会、1-4、2013

<参考文献>

- 香山雪彦、内藤哲雄、藤原正子、日下輝美、「放射能汚染に揺れる福島：避難をめぐるコミュニティと家族の葛藤」、アディクションと家族、29（2）、164-169、2013
- 香山雪彦、内藤哲雄、藤原正子、日下輝美、「避難をめぐって揺れる福島のコミュニティ；その状況と福祉心理学科が取り組む支援者支援」、福島学院大学研究紀要第46集、13-19、2013
- 社会福祉法人福島県社会福祉協議会「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査報告書」、2012
- 社会福祉法人福島県社会福祉協議会『生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査（第二回）報告書』、2013
- 社会福祉法人福島県社会福祉協議会『市町村生活支援相談員活動事例集』、2012

構成的エンカウンター・グループの導入エクササイズ開発の試み —モノ語り・ヒト語り・ジブン語り—

Creation and use of introductory exercise for structured encounter group
—Narration about object, others and self—

須田 誠
Suda Makoto

目次

- はじめに
1. エンカウンター・グループの導入の難しさ
 2. 導入エクササイズ開発の試み—モノ語り・ヒト語り・ジブン語り—
 3. 導入エクササイズを使用した事例の紹介
- おわりに

はじめに

「出会う (encounter)」とはどのようなことであろうか。この言葉は、日常的には、例えば、大学に進学して最初の授業で隣に座った相手と仲が良かった場合に「あなたと出会えて良かった」等と用いる。しかし、どれほど仲が良くなれば相手のことを本当に分かるのであろうか。また、どれほど仲が良くなれば自分のことを相手に本当に分かってもらえるのだろうか。

コミュニケーションに関する心理学のモデルに「ジョハリの窓」というものがある。アメリカの心理学者の Joseph Luft と Harry Ingham が考案したもので、二人の名前から「ジョハリ」と名付けられた。「窓」というのは比喩であり、コミュニケーションにおいて、人はどのように自己開示 (self-disclosure) をするのか、つまり心の窓を開くのかという意味である。これを図1として示す。

①は自分も相手も分かっている自己、②は自分には分かっていないが相手には分かっている自己、③は自分には分かっているが相手には分かっていない自己、④は自分にも相手にも分かっていない自己である。確かに、人は開かれた窓だけを持っている訳ではないことを、私たちは経験的に知っているだろう。相手から指

	自分に分かっている	自分に分かっていない
相手に分かっている	① Open self 開かれた窓	② Blind self 盲点の窓
相手に分かっていない	③ Hidden self 秘密の窓	④ Unknown self 未知の窓

図1. ジョハリの窓 (2005年の津村俊充と山口真人の解説を元に筆者が作成)

摘されて初めて分かる自分や、相手には知られたくなくて隠している自分というものに私たちは思い当たる。

このように考えてみると、親友、夫婦、親子等という非常に親密な関係であっても、本当に分かり合うと

いうことは実に難しい。勿論、人間関係というものは、①から④の全ての窓を開けば、万全で円滑という訳ではない。秘密を持たぬ人はいないであろうし、「知らぬが仏」という場合もあるだろう。しかし、産業化と情報化が高度に進んだ社会にあって、例えばコミュニケーション・ツールであるはずの「LINE」が原因になっていじめや殺人事件までもが生じている事態を目の当たりにしていると、私たちはジョハリの窓の豊かな使い方を忘れてしまったのかもしれないとの思いにも至る。臨床心理学者の野島一彦（2000）は現代社会をして“われわれの人間性は貧困になっているようにさえ見える”と述べている。

更に彼は“このような時代において、人間が人間らしくなる「人間化」のための一つのアプローチ”として、アメリカの臨床心理学者の Carl Rogers が開発したエンカウンター・グループが有効であると説いている。

エンカウンター・グループとは、“自己理解、他者理解、自己と他者との深くて親密な関係の体験を目的として、1～2名のファシリテーターと10名前後のメンバーが集まり、集中的な時間のなかで、全員でファシリテーションシップを共有して、<今、ここ>でやりたいこと・できることを自発的・創造的にしながら相互作用を行いつつ、安全・信頼の雰囲気を形成し、お互いに心を開いて率直に語り合う場（野島一彦、2000）”である。

我が国では、1970年代からエンカウンター・グループが、教育や医療や看護や福祉の場で実践されてきており、対人援助職に就く者にとっては馴染深いものとなっている。しかしながら、ファシリテーターとしてエンカウンター・グループを運営することは非常に難しく、“お互いに心を開いて率直に語り合う場”とはならず「ただのお喋りの場」や「ただの遊びの場」になってしまう場合も多い。

筆者も医学生や看護学生のエンカウンター・グループのファシリテーターを何度も務めたが、何度も失敗をしている。参加したメンバーによる「事前の講義で説明を受けたエンカウンター・グループのような深い体験ができなかった」という感想が非常に多いのである。そこで、筆者は、必ずしも自発的な参加ではない研修型で、ファシリテーターが時間や内容をコントロールする構成的なエンカウンター・グループの導入の際に用いるエクササイズの開発を試み、実際に使用をした。

本稿ではその事例の紹介をし、このエクササイズ

の効用と限界について考察することとする。

1. エンカウンター・グループの導入の難しさ

臨床心理学者の中田行重（2001）はエンカウンター・グループの「出会い」において、特にファシリテーターが“「ありのまま」（あるいは「あるがまま」）という在り様”が肝要であると説いている。更に、この“ありのまま”は、Carl Rogers（1957）による“対人的、社会的文脈における自己一致している状態”という意味であると解説している。この“ありのまま”、“あるがまま”という状態は、ジョハリの窓の開閉を自然とコントロールし、その上である程度の意図的な自己開示が必要になるのであるから、非常に実行が難しい。心理臨床の「プロフェッショナル」であるファシリテーターですら難しいのであるから、未だ知識も乏しく臨床の現場を知らない若い医学生や看護学生には尚のこと難しい。

ましてや、研修型のエンカウンター・グループは学校の授業の一環として行われる場合が多く、既知集団なので、メンバーは学校で普段身に付けている仮面（persona）があるために、改めて自己開示ないし自己紹介をすることに抵抗を示す場合が多い。「○○と言います。宜しくお願いいたします」、「△△と言います。こちらこそ、宜しくお願いいたします」と形式的な挨拶をしたところで、それは出会いとはならない。もちろん、そのような形式的な挨拶の後に、暫くは照れ隠しのためにクスクスとお互い笑い合い、更にその暫く後に沈黙となることにも大きな意味はある。例えば、病院で心理臨床を行っている内田和夫（2004）はエンカウンター・グループの“序盤の沈黙は耐え難い時間として焦りや緊張を伴って、また終盤の沈黙は安らいだ時間としてのびやかなもの”となるとしている。

しかし、沈黙が意味あるものとなるのは、既知集団の中でも、多くの人生の経験を積んだ年長者のグループの場合が圧倒的に多く、若者のグループではお喋りや遊びとなってしまう、意味のあるものとなる場合は筆者の臨床的実感としては少ない。お喋りや遊びをしている「その間」は、若者のメンバーは楽しむのであるが、最後の振り返りの段になり、「自分達は誰とも出会わなかったし、何も分からないままであった」と気づき、不満な気持ちを抱くのである。

このように、特に若者に対する研修型のエンカウンター・グループの「導入」に失敗すると、出会いがないまま、ただ時が過ぎて行く場合が多い。そこで、ファ

私の大切なモノ 名前〇〇のモノ語り	私の大切なヒト 名前〇〇のヒト語り	私の大切なジブン 名前〇〇のジブン語り
思いついたことを自由に記入してください。自己紹介の時に使っていただきます。書きたくない、言いたくない場合は、無理に記入する必要はありません。	思いついたことを自由に記入してください。自己紹介の時に使っていただきます。書きたくない、言いたくない場合は、無理に記入する必要はありません。	思いついたことを自由に記入してください。自己紹介の時に使っていただきます。書きたくない、言いたくない場合は、無理に記入する必要はありません。

図2. 自己紹介ワークシート

シリテーターの力量が試される。筆者はこの導入において、一般的な自己紹介、既知集団なので他己紹介、クイズ形式の自己紹介等を試みてきたが、どれもメンバーは「どこかでかつてやったことがある」といった様子で、また、紋切り型となる場合が多く、いま一つ導入としてのインパクトに欠けていた。

かつて筆者は保健所で精神を病む人を対象としたデイケアのスタッフでもあったが、同じく保健所デイケアのスタッフをしていた田代順（2000）が、「ソーシャルクラブ型デイケア」に不満を訴えるメンバーへの対処を考慮していた。ソーシャルクラブ型デイケアを、漫然な遊びと化したエンカウンター・グループと見なしてなぞらえると、田代の対処は有効なものとなりそうであった。田代は「本デイケアにおける「相談するスタッフ」の存在は、メンバーからのスタッフ自身への自己開示への要望に、ある程度応えたことがうかがわれる。同時に自分のことを話すスタッフの存在は、これまでのさまざまな場で一方的に「相談させられてきた」メンバーと「健常者」との対人関係のパターンを変化させた。つまり、デイケアメンバーとスタッフという関係から少しときほぐされて、発症以前の「当たり前の人と人との関係」を再体験した」と述べている。田代の試みと考察は、エンカウンター・グループに対して非常に示唆に富むものであり、筆者は、早速、ファシリテーターの自己開示の在り方を見つめ直した。そこで、ファシリテーターの心の窓の開き方を経験則に照らし合わせて、構成的に作成し、それをメンバー

にも適用したのである。

2. 導入エクササイズ開発の試み—モノ語り・ヒト語り・ジブン語り—

筆者はまず過去のエンカウンター・グループの導入における自己開示ないし自己紹介を振り返った。すると、筆者がファシリテーターを担当したエンカウンター・グループの若いメンバーは既知の他のメンバーよりも、ファシリテーターである筆者に興味が高く、筆者に自己開示を迫る質問が多く出ていたことに気づいた。更に、その質問が、「そのジャージ、いいですね」や「その腕時計はどこで買ったんですか」等というモノに関する事、「彼女はどんな人なんですか」や「うちの学校の◎◎先生と仲がいいんですね」等といったヒトに関する事、そして、「何歳なんですか」や「先生（筆者注：ファシリテーターとしての筆者）の体験談にとっても興味があります」という筆者自身（ジブン）に関する事に大別することができた。そこで、筆者は「私の大切なモノ」、「私の大切なヒト」、「私の大切なジブン」を記入する3コラムのワークシートを作成した。それを図2に示す。

尚、「モノ」、「ヒト」、「ジブン」とカタカナで表記したのは、まず「モノ語り」という語感が「物語」を想起させ、嘘とは言わないまでも多少のフィクションを織り交ぜる余裕をもたせたいという筆者の意図による。この余裕は、秘密の窓を開きたくないメンバーへの配慮と、未知の窓を開きたいメンバーへの可能性に繋が

表1. モノ語りの実例

Aさん(女性)	それには、たくさんの方がいる。笑ったり、変な顔をしたりしている。それを見ると、その時のことを思い出さずから、すごく楽しいし、なつかしいから、とてもとても大切にしています。(ブリクラの写真)
Bさん(男性)	名前はど忘れしてしまった。いつも部屋の机の上に置いてある小さくて四角い透き通った中にある成功の神様。とてもお世話になった人からもらったもので、勉強とか学校がなくなった時に、それが頑張らせてくれる。(Bさんにとってのお守りの小さなスノードーム)
Cさん(女性)	大好きな大好きなお布団。日本人だから、ブランケットなんて呼ばない。お布団！ 夏はサラッと、冬は暖かい。人間は人生の1/3を寝て過ごすんですよ。きっと私と同じく皆もお布団大好きだよ。
Dさん(女性)	耳かき綿棒。100均のはダメよ。
Eさん(女性)	私はEさんのために、せっせと言葉を選びます。時々、Eさんが私のせいでお母さんに怒られてしまうので、申し訳ないです。でも、私はEさんのお友達の輪を広げています。(携帯電話)

ると筆者は想定したのである。

3. 導入エクササイズを使用した事例の紹介

モノ語り・ヒト語り・ジブン語りを導入エクササイズとして用いた事例を紹介する。X年9月に、A大学看護学部の全2年生を対象に、コミュニケーションに関する授業の一環として1.5日(1日半)で実施されたエンカウンター・グループである。尚、X年4月から半期の間、心理学理論に基づいたコミュニケーションの講義がなされ、Carl Rogersの来談者中心療法やエンカウンター・グループについても解説を行っていた。これらの講義は筆者一人が担当したが、エンカウンター・グループはこの全2年生を1グループにつき15名程度の3つのグループに分け、筆者はそのうちの1つのグループのファシリテーターとして参加した。尚、他のグループのファシリテーションは、各々のグループのファシリテーターに自由に任せた。

筆者は担当したグループは15名で、内容は構成的なものとし、最初にストレッチ体操やブラインド・ウォークといった動作に焦点を当てたエクササイズを行い、「身体の揉みほぐし」をしてから、円陣で椅子を配置し、モノ語り・ヒト語り・ジブン語りへと移行した。ワークシートを配布し、「ボールペンで書いてもいいのですか」や「どこから書いてもいいのですか」等の質問に対して、個々のメンバーを巡回しながら筆者が応えた。「何も思いつかない」という抵抗を示したメンバーには「焦らずに思いを深めることだけでも試みてください」とのみ応えた。

また、先述した田代順(2000)のデイケアのスタッフの自己開示にならい、ファシリテーターである筆者がまずモデル役割となりつつ、しかし、誘導的にならないように配慮し、モノ語りのみを披露した。それは次に述べる内容であった。「『須田誠のモノ語り』のはじまりはじまり。真っ白なあの娘の頬はりんご色。とっ

てもキュートで、とっても賢い。あの娘がいなくて僕は生活できません。一緒に音楽を聴いたり、一緒に映画を観たり。たまに怒って熱くなるころも、また可愛いなあ」。これは、その当時のまさに「今、ここ」で思いついたものであった。そして、筆者は「これは最近買ったマック(筆者注:アップルのマッキントッシュ・コンピュータ)です。こんな風に擬人化してもかまいません」と伝えたのであった。こうした筆者のモノログのモノ語りを聴いて、筆者はグループの雰囲気がかつと軽くなったことを感じた。そこで筆者が「こんな感じで、自由に、皆さんの大切なモノ、大切なヒト、大切なジブンを教えてください」と伝えると、今度は筆者には心地よいと感じられる緊張感が走り、メンバーは真剣にワークシートに向き合い始めたのであった。最初に「何も思いつかない」と訴えたメンバーも真剣に記入し始めたのである。

そして、「ノーコメント」の権利を与えて、各メンバーのモノ語り・ヒト語り・ジブン語りが始まると、また心地よいと感じられる緊張感が走り、誰も「ノーコメント」とすることなく、筆者が意図的に構成した自己開示が進んだのであった。このコメントシートはメンバーの許しを得てコピーを取り、公表することの了承は得ているのだが、ヒト語りとジブン語りは個人が特定されてしまう可能性があるため、本稿ではモノ語りの一部を紹介する。それを表1に示す。

モノ語り・ヒト語り・ジブン語りを1日目の前半で行い、昼食を挟んで後半は大学学部から義務づけられている「なぜ看護学部に進んだのか」についてのフリートークであった。1日目の前半とはまた雰囲気が変わったように筆者には感じられたが、それは熱意のようなものであった。筆者が感じたものは「看護師になるために頑張ります」等という陳腐なものではなく、「なぜこの学部に入っちゃったんだろう」や「もう辞めたい」等という発言も含めて、「看護とは何か?」

「医療とは何か?」、「対人援助とは何か?」という根源的な問いによって表明された熱意であった。

翌日の半日で、チームで解決するエクササイズに取り組み、最後に振り返りを行った。その振り返りでは、モノ語り・ヒト語り・ジブン語りというエクササイズに関して、「あのおかげでジブンのことを話せた」、「あれが弾みになった。あれがなかったら、昨日の午後の真面目な話に身が入らなかったと思う」、「作り込み過ぎのものもあったが、それもその人らしいなあと思えた」、「自分には取っ付きにくかった。特にジブン語りが難しかった。でも、その前にモノ語りを考えたおかげで、私はモノの方が冷静に見やすんだと気づいた」等という感想が出た。

僅か15名なので、数量化にはあまり意味がないが、後日提出の質問紙調査では、「今回のグループ体験を通じて、気づきはありましたか」の7件法（1. とてもある、2. ある、3. どちらかといえばある、4. どちらともいえない、5. どちらかといえない、6. ない、7. まったくない）の問いに対して、「とてもある」と「ある」を合わせ14名（93%）で、「どちらともいえない」が1名（7%）であった。また、これも数量的な比較はあまり意味がないが、前年度に筆者がA大学看護学部2年生16名を対象に行ったこのエクササイズを使用しなかった構成的エンカウンター・グループの質問紙調査の結果は「とてもある」と「ある」を合わせ13名

（81%）で、「どちらともいえない」が2名（13%）、「ない」が1名（6%）であった。

おわりに

筆者により作成されたモノ語り・ヒト語り・ジブン語りというエクササイズであるが、メンバーの若者からの「普段は全く意識していなかったのに、まさきに思い浮かぶのはモノばかりということに気づきました。モノが無ければ困ってしまうし、できれば、いいモノが欲しい。そうやってモノのことばかり考えていたら、ジブンが見えてきた」という感想は筆者にとって非常に貴重なものとなった。エンカウンター・グループに限らず、出会いにおいて、いきなりジブンの核心を語れるものではない。ファシリテーターとしての筆者の自己開示においても、モノ語りがジブン語りへの橋渡しとして機能したことを実感した。但し、このエクササイズがグループ体験においての気づきに有効な意味を持つかどうかは、慎重に検討しなければならない。今回は僅かなデータの2回分の比較であったが、

「気づきがある」という回答はメンバーによる偶然かもしれない、あるいは、筆者のファシリテーターとしてのスキルが若干向上しただけかもしれない。こうした臨床の実感や質的なデータから得られた知見を数量的に実証する努力が必要である。今後は、このエクササイズを複数のファシリテーターが使用した多数の数量的なデータを適切な検定技法を用いて精緻な分析をする必要があるだろう。

さて、筆者の作成したモノ語り・ヒト語り・ジブン語りは、先述したように保健所デイケアの運営方法から着想を得たのであるが、更に深いところでは精神医学者の大平健（1990）による、“燦然と輝くモノが溢れる現代”において、“精神的不調を訴えて精神科を訪れた患者の中に、人間関係の葛藤をモノとの関係に巧みに置き換えている人たちがいる”という意見に大いに同意していたからこそ生まれたものであった。大平はそうした患者を“<モノ語り>の人びと”と称していたため、筆者のモノ語り・ヒト語り・ジブン語りというエクササイズにその名称を使用させていただいた。

産業革命以降の長き時代にわたり人間性疎外が嘆かれてきたが、モノが燦然と輝き溢れる現代にあっては、モノを排除することはほぼ不可能である。むしろ、モノとの関係性を問い直し、共生する道しか人間にはないと筆者は考えている。より現代的には、ジョウホウとの関係性、そして共生であろうか。ジョウホウの浸透ないし拡散により、いっそう難しい社会になってきてはいるが、更なる「人間化」と「深い出会い」を目指す上で、エンカウンター・グループにおけるジョウホウの取り扱いが高い達成課題としておくこととする。

参考文献

- 安部恒久 既知集団を対象としたエンカウンター・グループのファシリテーション グループ構造とグループ過程に注目して 心理臨床学研究, 20 (4), pp 313-323, 2002.
- 森園絵里菜・野島一彦 「半構成方式」による研修型エンカウンター・グループの試み 心理臨床学研究, 24 (3), pp257-268, 2006.
- 中田行重 ファシリテーターの否定的自己開示 心理臨床学研究, 19 (3), pp209-219, 2001.
- 野島一彦 エンカウンター・グループのファシリテーション ナカニシヤ出版, 2000.
- Rogers, C. R. The necessary and sufficient conditions

- of therapeutic personality change. *Journal of Consulting psychology*, 21 (2), pp95-103. 1957. (「パーソナリティ変化の必要にして十分な条件」, 伊藤博編訳『サイコセラピーの過程』, ロージャズ全集第4巻, 岩崎学術出版社, 1966)
- 大平健 豊かさの精神病理 岩波書店, 1990.
- 坂中正義 ベーシック・エンカウンター・グループにおける C. R. Rogers の3条件の測定 関係認知の視点から *心理臨床学研究*, 19 (5), pp456-476, 2001.
- 鈴木慶子・鍋田恭孝・塩崎尚美 バウムテストからみた構成的エンカウンター・グループの効果 グループワーク前後のバウムテストの分析を通して *心理臨床学研究*, 20 (4), pp384-393, 2002.
- 田代順 保健所デイケアにおけるミーティンググループの試み *心理臨床学研究*, 17 (6), pp570-581, 2000.
- 津村俊充・山口真人編 人間関係トレーニング [第2版] 私を育てる教育への人間学的アプローチ ナカニシヤ出版, pp62-65, 2005.
- 内田和夫 研修型エンカウンター・グループにおける沈黙と言葉 *心理臨床学研究*, 22 (3), pp297-307, 2004.

東日本大震災発生時における精神障がい者への支援 —災害精神医療と災害精神保健の比較—

Assistance to persons with mental disabilities in the great east japan earthquake occurred
—Comparison between disaster mind medical care and disaster mental health—

山口 智
Yamaguchi Satoru

鈴木 和
Suzuki Wataru

目次

はじめに

1. 研究の意義
2. 災害状況の整理
3. 先行研究
4. 東日本大震災からみえる医療と保健

はじめに

2011年3月11日に、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」とする）が発生し、複数のマグニチュード7クラスの余震と共に遡上高40.5 mに及んだ国内観測史上最大の津波が東日本広域の太平洋沿岸を襲った。翌12日には福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」とする）の水素爆発が発生し、A病院のある福島県の医療体制は、福島第一原発周辺が警戒区域となったため、3月19日から22日にかけて福島第一原発の半径20kmから30kmの範囲にある7病院（約800人）の入院患者が近隣自治体の病院に移動を余儀なくされた¹⁾。特に福島県の中心都市である郡山市に避難者が集中し、医療や福祉等の提供拠点として様々な役割を担っている。精神保健福祉領域においても例外ではなく、入院患者や地域生活者への生活支援や医療支援等の幅広い対応を求められた。統合失調症をはじめとする精神障がい者（以下、「統合失調症患者」とする）にとって、それまで維持されてきた地域ネットワークや地域医療福祉関連の日中活動の場を失い、他にも訪問サービスが行き届かない等の日常生活への障害が生じた。さらに県外への移住や集団生活を強いられることによる、生活上のストレスによる不眠や食

欲低下、不安感の継続した高まり等の精神症状を呈する人もいた。東日本大震災から2年が経過した今でも、今後の見通しがまったく立っておらず、生活の立て直しが遅々として進まず、仮設住宅での生活を余儀なくされている事例も数多く存在する。その中において統合失調症患者も慣れない避難生活を強いられている。

統合失調症患者が自立した生活を送るためには、地域社会に居住、労働、余暇活動の場と機会が必要である。また“孤独を癒す人と人とのつながり”や“助けを求められる機関および相談相手”がなくてはならない。しかし生活支援の中心は、“ストレス脆弱モデル”に代表される疾病の不安定さとの関連性により医療が中心になりがちである。統合失調症患者の場合、社会的な適応の部分で困難をきたす症状を呈することが多く、家族や社会との関係性も深い。それらへの支援はACT（Assertive Community Treatment [包括型地域生活支援プログラム]：以下、「ACT」とする）やアウトリーチ事業等によって充実しつつある。しかし、東日本大震災の災害復興支援に介入した自分の感想として、「十分な日常に対しての生活支援を行うことが困難であった」という思いを抱いた。このことは、平成25年3月に発行された「福島県相談支援専門職チーム活

動記録 [平成23年～現在] でも各職能団体（介護支援専門員協会、社会福祉士会、精神保健福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会、理学療法士会、作業療法士会）の方部長らも同様のコメントを寄せている。

1. 研究の意義

阪神淡路大震災や新潟沖中越地震等により、統合失調症患者に対する災害時の生活支援や包括的な地域サポートの構築に関する援助体系が注目されている。

1995年の阪神淡路大震災では、精神科医療機関が統合失調症患者の最終避難所として利用されたとの報告があり、麻生克郎は、「症状面での変化が大きいわけではないが、入院に至ったケースもある。避難所の生活環境に耐えかねて自ら入院を求めた人がいる。いわば2次避難所の利用である」⁽²⁾と報告している。このことから統合失調症患者にとって災害後の大きな生活課題は「環境の変化」であり、これまで過ごしていた環境や利用していたサービスの中断による症状悪化が大きいことが予想できる。

飛鳥井は、「災害後には“PTSD”（Post traumatic stress disorder [心的外傷後ストレス障害]：以下、「PTSD」とする）に関心が向けられがちだが、特定の疾患だけでなく、精神科的問題の有病率が全般的に高まる」⁽³⁾としている。日本では1995年の阪神淡路大震災を大きな契機として、“PTSD”は社会的に広く知られるようになった。統合失調症は、ICD-10（国際疾病分類第10版）にて、すでに診断概念が定着していたが、“PTSD”よりも明確なイメージが国民に認識されていない傾向にある。

しかし、東日本大震災後は、今までの自然災害と違い、福島第一原発から拡散した放射能の影響もあり、「災害物資（食糧・薬剤・ガソリン等）が被災地まで届かない」「マンパワーの確保も困難であった」という心理・社会的な要素が絡んだ状況があった。今後このような状況で、支援者自身も被災者となった場合に、災害前の個別訪問中心の支援体制が維持できるとは言い難く、統合失調症患者が震災前までの支援の枠組みであったACTやアウトリーチ事業等の日中支援サービスが途切れることが予想される。これまで災害時の地域活動を中心とした支援報告は多く、さらに災害時における精神保健福祉対応として“ガイドライン”⁽⁴⁾や“マニュアル”⁽⁵⁾が発行されている。しかし、それらは医療的支援が中心となり、さらに“心のケア”を中心とした個別支援が主であり、災害後の地域定着・生活

支援に重点を向けた報告はほとんどなされていない。

社会実情データ図録では、「防災的観点からみても、日本は主要先進国の中でも自然災害に見舞われやすい国だ」⁽⁶⁾と述べられている。平成22年度の防災白書では、日本の国土の面積は全世界のたった0.28%しかないが、全世界で起こったマグニチュード6以上の地震の2.5%が日本で起こっているとの内容が記されていた。このように日本が災害大国であることから、統合失調症患者と支援者が同じ共通項の“被災者”となった場合、どのような支援体制が必要なのか具体的な検討を進める必要がある。東日本大震災は未曾有の惨事であったが、過去の災害経験も踏まえて、避難されている方およびその支援をしている支援者に対して、心理・社会的にアプローチが行える“精神保健医療福祉システム”を構築する機会とするべきである。

日本に320万人いると言われている精神障がい者の約22%を占める約71.3万人が統合失調症患者とされている。この割合を考えれば、災害時に統合失調症患者への支援体制を検討する意義は十分にあるだろう。

2. 災害活動と災害計画との関連性

ここでは、「災害時の精神保健福祉活動」と「地域防災計画と人的および自然災害による被災状況」の内容について整理をする。

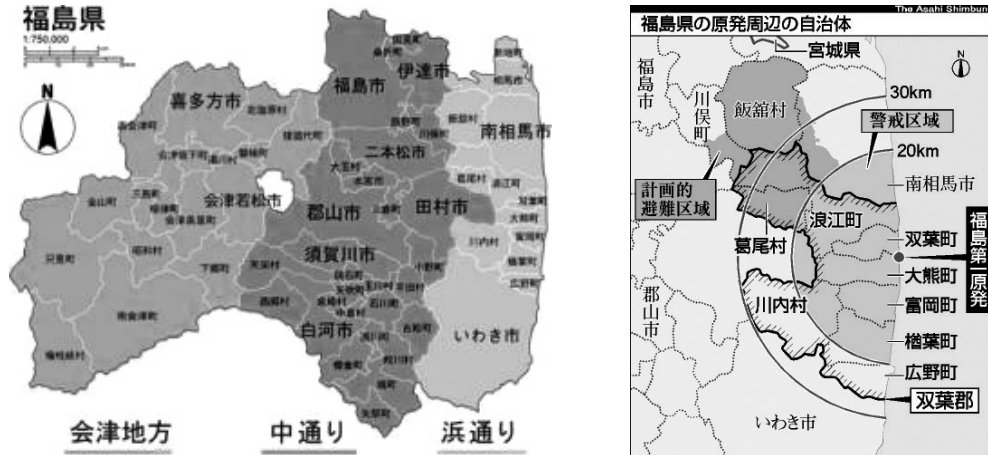
2. 1 災害時の精神保健福祉活動

災害と福祉の関連を考えるうえで、西尾は、「災害福祉とは、災害を契機として生活困難に直面する被災者、特に災害時要援護者の生命・生活・尊厳を守る為、被災時要援護者のニーズをあらかじめ的確に把握し、災害からの救援・生活支援・生活再建に対し、効果的な援助を組織化する公私の援助活動である」⁽⁷⁾と定義し、被災時要援護者に対する生活支援の重要性を説いている。災害後の経過により、統合失調症を抱える当事者の様子やニーズがどのように変わっていくのか、また、想定外の被害状況の問題やニーズにどのように支援するのかという柔軟な実践活動が求められる。

2. 2 地域防災計画と人的および自然災害による被災状況

福島県の地域防災計画の社会的災害要因の変化を、「災害、特に地震災害においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、都市への人口の集中と農山村部の過疎化、高齢化の進行や都市機能

図1 福島県全体と福島第一原発周辺の地図



※出典(左): <http://www.fnk.or.jp/farm/> (アクセス:平成25年12月29日) より引用

※出典(右): <http://www.asahi.com/special/10005/TKY201203060866.html> (アクセス:平成25年12月29日) より引用

の集中、建築物の状況等の社会的条件の変化によってもたらされるものが同時複合的に発生する事が特徴である」とし、地域防災計画では、定量被害想定結果の概要として福島県沖地震(想定地震M7.7、浅部深さ20km)を想定した場合、福島県沖では最大震度6弱の大きな揺れが発生し、最大で350名近くに及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者を始め、500棟に及ぶ建物の大破・倒壊といった被害を予想しており、地震等の震災時には都市部に人口が集中するとしていた。しかし、東日本大震災が発生した平成23年3月11日の段階では、それら被害への具体的な対策は明確には立案されていなかった。

東日本大震災では、地震と津波に加え、未だ見通しの立たない原発事故という複合的な被災状況で、どの種類の災害が大きく関係したかで被災地域の被害状況は異なる。福島県は太平洋側の“浜通り”、東北新幹線が通っている“中通り”、内陸部の“会津地方”に地域が分割されており、一番被害が大きかった“浜通り”で精神科病院はいわき市に6カ所、福島第一原発から30km圏内に5カ所であったが、福島第一原発から北側の医療機関に関しては移住を余儀なくされた。

2. 3 クローズアップされた5つの被災状況

福島県精神科医療の被災状況をまとめると、「①浜通りの精神科病院の1つが津波の影響、人的・建物被害の大きかった中通りの2つの精神科病院が地震により使用が不可能になった」、「②原発事故により、浜通り

の精神科4病院(約800床)が閉鎖を余儀なくされた」、「③震災による直接的な影響(停電、断水等のライフラインの障害)と、原発事故による間接的な影響(物流停滞・ガソリン不足)により、震災後約1カ月は浜通りの精神科病院・クリニックを中心に休診し、入院患者の県内外への移送と病棟縮小あるいは閉鎖を余儀なくされている」、「④原発事故による遠方への避難が多く、県外への避難者は6万人弱であり、すでに転出した人も多く、人口は3万人以上減少した」、「⑤原発事故による放射能汚染の影響は心身の健康だけでなく、諸産業にも影響を及ぼしている」という5つの状況がクローズアップされる。

3. 先行研究

日本の広範囲の文献を網羅している国立情報学研究所のCiNiiを用いて「統合失調症」、「災害」をキーワードとして入力・検索を行ったところ、7件の文献が該当した。一方、「PTSD」「災害」と「精神障がい者」「災害」をキーワードとして検索したところ、それぞれ144件(「PTSD」「災害」)・27件(「精神障がい者」「災害」)の文献が該当した。単純に比較はできないが、それだけ統合失調症に関する災害時の研究は行われていないことが考えられる。実際に災害時における統合失調症についての先行研究は少なく、さらに入院した統合失調症患者に関する研究はほとんどない。

そこで本稿では、「雲仙普賢岳噴火災害」、「阪神淡路大震災」、「新潟県中越沖地震」について取り上げる。

表1 原発事故・津波・地震による被災状況

	原発事故による被災	津波による被災	地震による被災
国内での過去の経験	無	有	有
事前の防災対策	有 (10km圏内)	有	有
防災計画の有効性	無	今回は無に近い	有
情報提供	無	不正確	有
避難移動の支援	行政組織は働かず	一定程度機能した	機能した
被災地への救援活動	不可能 (入れない)	迅速	迅速
被災地の復興計画	困難	立案可能	立案可能
地域コミュニティの再生	不可能	可能性あり	可能
精神的課題	超長期に及ぶ葛藤	主に traumatic	主に traumatic
喪失体験	(+)	(++)	(++)
帰還可能性	乏しい	可能性あり	可能
生業再生可能性	困難	可能性あり	可能
被爆恐怖	有	無	無
差別と偏見	(+)	(-)	(-)
超長期のストレス	(++)	(+)	(-)
復興再生対策	先が見えない	時間はかかるが可能	比較的容易

出典：「精神科医療と東日本大震災・原発事故シンポジウム記録集、福島県精神科病院協会、2012」より筆者が一部修正

ただし統合失調症に関する研究が少ない為、震災の被害状況や精神障害全体に関する取り組みについてまとめた。

3. 1 雲仙普賢岳噴火災害

雲仙火山は、多くの溶岩ドーム群からなる複成複式火山である。これまで、1663年、1792年、1990～95年の3回の噴火があった。3回目の1990年からの噴火は水蒸気爆発で始まり、1991年5月20日に地獄跡火口から溶岩を噴出開始、5月24日に火砕流が初めて発生した。被害の概要としては人的被害が死者・行方不明者44名、負傷者12名であり、土石流・火砕流・噴石等による家屋被害は住家1,399戸、非住家1,112戸となっている。

この災害の特徴は、繰り返される避難勧告と避難勧告解除によって体育館や公民館を転々とする生活が続く、「集団住宅・仮設住宅の長期避難生活」や「警戒区域設定による農業・商工業の経済活動低下」等、住民の日常生活に対する改善の見通しが立たなかった点が挙げられる。避難住民は住み慣れた自宅や土地を喪失し、1万人近い人たちが町ごとに避難し、移住することが原則で近隣・縁者との交流を遮断された。避難所の初期対策は、噴火開始から被害が生じ始めた避難勧

告発令(1991(平成3)年5月15日)までに経験の蓄積や時間的な余裕があったため、学校体育館や公民館等に、避難所生活必需品を準備することができ、避難所事務に対応する職員の態勢等も事前に配置することができた。ここが突発的に生じる地震等の被災者対策と異なる点でいえよう。

全体的な精神保健福祉活動が具体的に始まったのは、噴火後6ヶ月経過した頃からである。その基本姿勢は、避難所及び応急仮設住宅において健康診断や健康相談を継続的に実施されたが、「精神科診断をするのではなく、避難住民の生活支援を行なうこと」、「御用聞き的存在としての役割を果たすこと」⁽⁸⁾が挙げられた。

3. 2 阪神淡路大震災

1995年1月17日、マグニチュード7.2の地震が発生した。範囲としては東北から九州にかけて揺れを感じる地震となった。地震の影響を受けた人数は240万と推定され、震災後の最終的な死者数は6,434名に上った⁽⁹⁾。

避難所において「災害マニー」といわれる急性の躁状態の人や急激な環境変化についていけない認知症高齢者、未治療の統合失調症患者や医療中断者が避難所で事例化する事態もあり、それらの対応として、避難

所での生活継続を軸にケースを掘り起こして無理に事例化させない配慮がなされた。しかし、結果的には入院を必要とする人が多く、病床確保のために県内だけでなく近県にも入院依頼が行われた。

生村は自身の体験で、「1月17日～1月31日の間の兵庫県下の精神病院への入院者数は平時の4倍に達したとの報告がある。統合失調症患者が入院に向かい出すのは震災から10日は経ってから、つまり避難者や避難先で10日ばかり暮らしてからであった。しかも大概は自ら希望しての精神病院への入院、いわば避難入院であった」⁽¹⁰⁾と報告している。避難所へ移った後に自分から不適応と判断して入院した統合失調症患者の存在は、「避難所が病院よりも厳しい自由を奪われた状況」といった一面を持つことを示唆している。

震災後3ヶ月が経過する頃になると、主に医療的ニーズに依っていた救護所は次々に収束していった。時期を合わせて被災者が次々に“避難所”から“仮設住宅”へと移転をしはじめ、被災者が抱えるPTSD等のメンタルヘルス・ケアについては、長期的なかわりが必要という認識が現場には生まれていた。そのため、「保健所を中心として長期的なメンタルヘルス・ケアを行うシステムを作るべき」との意見も強かった。その結果として保健所とは独立した新たな組織として「こころのケアセンター」が設置された。

3. 3 新潟県中越沖地震

2004年10月23日、マグニチュード6.8の地震が発生した。最大震度は新潟県川口町で震度7を観測した。この地震の特徴は余震活動の活発性であった。新潟県は1964年の新潟地震によりボランティア活動が発展期を迎え、2004年の新潟豪雨災害や新潟県中越沖地震でのボランティア活動は広く周知されていたと考えられる。そのため新潟県中越沖地震においてはボランティアに加え多分野にわたる多彩なNPOの活動が活発化していたため、新潟県を中心に全国各地からボランティアが支援に参加し、新潟NPO協会がその中心的役割を果たした。被災中心部の病院はほぼ翌日から通常通り診療開始した。社会福祉施設等も施設全体が避難を余儀なくされることはなかった。

当時の精神科患者の動きに関して、塩入の報告によると、「新潟県中越沖地震によって、精神科専門病院である中条第二病院が被災し、151名の入院患者のうち、139名が転院を余儀なくされた。まず該当患者は、新潟県精神医療センターに緊急搬送され、同敷地内の体育

館に一時避難後、新潟県内の20の精神科専門病院に搬送された」⁽¹¹⁾とある。搬送に際しては、特に大きな問題は無かったが、受け入れ先の病院では一時的に定員オーバーになり、これに関しては国・県による超法規的措置がとられている。さらに鈴木は、「新潟中越地震3年後の地域在住高齢者を対象とした精神疾患に関する有病率調査を実施し、大うつ病、PTSDなどの精神疾患の有病率は低かったが、小うつ病や自殺念慮を持つ人を含めると、人口の8～10%程度となる」⁽¹²⁾と報告しているが、統合失調症患者についての報告はない。

4. 東日本大震災からみえる医療と保健

東日本大震災は地震と津波を中心とした自然災害と、福島原子力発電所による人的災害が重なった複合災害であることから、短期的な医療を行うことと同時に多くの避難者の長期的な生活環境と安定した地域生活の確保が必要であった。

各災害と東日本大震災との比較を挙げてみると、「雲仙普賢岳噴火災害」においては、自然災害による「長期的で見通しのつかない避難生活」、「これまで生活してきた土地で今後も住めるのかという戸惑い」等の生活環境への不安が共通点として挙げられる。また、生活地区ごとに避難所が設置されたことで災害前のコミュニティ（自治活動）が保たれ、対人交流が保持できた点は、今回の震災で活かされた形といえる。

“阪神淡路大震災”との共通点として、「精神科の主要医療機関が大きなダメージを受けたこと」が挙げられる。さらに都市部における災害時の医療の課題として、「通院手段が途切れる」、「服薬中断」、「生活場面の喪失」が考えられ、これは地域生活を営む統合失調症患者にも大きな影響をあたえる。精神障害とりわけ統合失調症は症状と生活能力が相互に影響しているため、精神症状の悪化は生活レベルの低下をもたらす。

“阪神淡路大震災後”に、「こころのケアセンター」ができたことによって、PTSDに代表される災害時のメンタルヘルスへの関心や注目が増え、生活支援の必要性が謳われるようになった。東日本大震災後も、早期から全国の専門職チームが、「こころのケア」と称して避難所や仮設住宅、借り上げ住宅等の生活拠点を訪問していたことは、阪神淡路大震災の教訓を活かす形となった。しかし、PTSD等を予防するための取り組みが優先されたことによって“生活支援”よりも“医療重視”で介入が行われたとも考えられる。

その一方で、“新潟中越沖地震”の教訓を生かし、早

表2 災害精神医療（治療）と災害精神保健（支援・援助）

項目	医療	保健
対象	Mental disorders 急性精神障害	Subclinical mental disorders 適応障害
時期	災害直後	災害後長期
担い手	精神科医、(一般医)、看護師、保健師、臨床心理士	保健師、住民、行政、CW、ソーシャルワーカー、 (一般医)、臨床心理士、精神科医
戦略	専門的治療（個人レベル）	包括的援助（集団レベル）
期間	短期（数か月）	長期（数年）
受容度	高い	低い
実行度	易	難

出典：「精神神経学雑誌、第98巻第10号、1996、p757」より引用し、筆者が作成

期に多くのボランティアが支援に訪れたことに対応するために各市町村役場や、医師・看護師・各専門職協会が連携をとってボランティアコーディネーターが設置され、効率的な支援体制を構築できた点は避難者の生活支援に大きな力となったことも事実である。

“阪神淡路大震災”では、震災直後の医療（治療）を必要とし、“雲仙普賢岳噴火災害”では、将来への見通しがつかない状況による長期的なメンタルケア（援助）の必要性が重視された。この2つの災害と“東日本大震災”を比較すれば、短期的な「医療」と長期的な「保健(支援・援助)」としての交互作用としての“メンタルケア”をいかに即時的かつ長期的に両立し継続させるかがポイントであるといえる（表2）⁽¹³⁾。

このように、災害時精神保健福祉領域の緊急対応課題と教訓として、「精神科診療所は建物の損害が大きく、再開所まで長い時間を要した」、「統合失調症患者は避難所での生活を余儀なくされた」、「移動手段が確保できず通院中断になったケースもあり、保健所を精神科救護所として24時間体制で運営となった」、「コーディネーターは精神保健福祉センターが担った」等が挙げられ、「地元の精神科ソーシャルワーカー」をコーディネーターとして、避難者の生活上におけるニーズをアセスメントし、効率的な支援を展開する必要性が示唆し始められた。

森井は、「阪神淡路大震災が発生してから、少し落ち着いたころに入院者が増えた時期があったが、その時の入院患者のほとんどが症状は悪化していない。病状が安定しているにも関わらず、入院となってしまった。持ち切れなくなったというか、病院が最終避難所とし

て使われざるを得なかったという事情があった」、「精神科医療が優先して精神障がい者の生活支援がおろそかにならないようにしなければならない」⁽¹⁴⁾と提言している。これは統合失調症患者に多くみられる疾患特性の一つと考えられる。

統合失調症ナビによると、「もともと病気の症状としての疲れやすさに加えて、状況の把握が苦手なために、融通がきかず、変化を嫌い固定化した行動パターンを守り続けようとする」⁽¹⁵⁾とある。災害によって、それまで営まれてきた固定化した生活パターンが崩れ、新たな環境に慣れることへのストレスが大きく影響したと考えられる。このように災害発生時には、医療が大きく取り上げられることが多いが、固定化した生活パターンを取り戻していくためには、ゆっくりと時間をかけた支援が必要になってくる。よって、統合失調症患者に対して“医療”と同等もしくはそれ以上に“保健”というキーワードが災害復旧・復興支援を通した「“自分らしい暮らしを再び追求していく”≒“リカバリー”」には欠かせないのである。

注記

(1) ウィキペディア 「東日本大震災」

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9D%B1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD> [アクセス：2013年12月29日]

(2) 三田達雄、中井隆、関口典子ら「阪神大震災（1995）の精神医学的影響：被災辺縁地の総合病院精神科外来において」精神神経学雑誌、第99巻4号、1997、PP215-233

- (3)飛鳥井望「急性ストレス障害（ASD）と心的外傷後ストレス障害（PTSD）（特集 東日本大震災と精神科病院）」日本精神科病院協会雑誌、30巻10号、2011、PP945-950
- (4)佐藤三四郎、大澤昌人、鴻巣泰治ら「災害支援ガイドライン」社団法人日本精神保健福祉士協会、2010
- (5)金吉晴、鈴木友理子、深澤舞ら「精神保健医療活動マニュアル」（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 成人精神保健研究部、2011、PP96-104
- (6)社会実情データ図録「自然災害を受けやすい国、受けにくい国」
<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/4372.html> [アクセス：2013年12月29日]
- (7)西尾祐吾、大塚保信、古川隆司「災害福祉とは何か－生活支援体制の構築に向けて」ミネルヴァ書房、2010
- (8)荒木憲一「雲仙・普賢岳噴火災害による避難住民に対する精神保健活動－精神科医による危機介入－」精神神経学雑誌、第97巻第6号、1995、PP430-444
- (9)ウィキペディア 「阪神淡路大震災」
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%98%AA%E7%A5%9E%E3%83%BB%E6%B7%A1%E8%B7%AF%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD> [アクセス：2013年12月29日]
- (10)生村吾郎「阪神・淡路大震災が精神科診療所医療に及ぼした影響」精神医学、Vol. 48、No. 3、2006、PP131-135
- (11)塩入俊樹「新潟県中越沖地震の経験を通して」第105回日本精神神経学会総会口頭発表、2009
- (12)鈴木友里子「災害精神保健活動における役割分担と連携」保健医療科学、Vol. 57、No. 3、2008、PP234-239
- (13)荒木憲一、太田保之、川崎ナヲミら「災害精神医療（治療）と災害精神保健（援助）：援助のあり方について」精神神経学雑誌、第98巻第10号、1996、PP757-761
- (14)森井俊次「保健所の精神科救護所の活動と問題点（反省と課題）」精神神経学雑誌、第97巻第12号、1995、PP1107-1112
- (15)統合失調症ナビ「ご家族や周囲の方々へ／統合失調症の人に共通した気質と行動特性を理解する」
<http://www.mental-navi.net/togoshicchosho/ikiru/for-around2.html> [アクセス：2013年12月29日]

参考文献

- 石井昭男ら「災害と福祉文化」明石書店、2010
- 井上新平、安西信雄、池淵恵美「精神科退院支援ハンドブック」医学書院、2011
- 亀口憲治編「家族療法の現在」至文堂、2005
- 北川清一「ソーシャルワーク実践と面接技法」相川書房、2006
- 倉石哲也「家族を中心とする肯定的意味変換の意味」社会問題研究、第42巻、1988、PP1-18
- 厚生省「大規模災害における応急救助のあり方」、災害救助研究会、1996
- 末安民生「退院支援ビギナーズノート」中山書店、2009
- 全国社会福祉協議会「障害のある人への災害支援」1996
- 内閣府「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」災害時要援護者の避難対策に関する検討会、2006
- 内閣府「被災者のこころのケア－都道府県対応ガイドライン」<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisai-syagyousei/pdf/kokoro.pdf> [アクセス：2013年12月29日]
- 内閣府「防災白書」<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/> [アクセス：2013年12月29日]
- 福島県「福島県防災会議」福島県地域防災計画－防災対策編、2009
- 福島県相談支援専門職チーム「福島県相談支援専門職チーム活動記録 [平成23年～現在]」福島県、2013
- 水野雅文「これからの退院支援・地域移行」医学書院、2012
- 谷中輝雄「生活支援－精神障害者地域生活支援の理念と方法－」やどかり出版、1996
- 遊佐安一郎「システム論的家族療法」臨床精神医学、第14巻、1984、PP31-36

東日本大震災以前・以後の宮城県・仙台市における 「どんと祭」の変化 ～会場数と参拝者数に注目して～

The Change of *Donto-sai* (festival of the end of the New Year)* before and after Tohoku Earthquake:
A case in Sendai City, Miyagi Prefecture

高橋 嘉代
Takahashi Kayo

目次

はじめに

1. 東日本大震災前・震災後のどんと祭の「語り」の変化
2. 仙台市内で開催されるどんと祭の会場数・参拝者数について
 - (1) 参照資料概要
 - (2) 2010年以前のどんと祭会場数・参拝者数について
3. どんと祭会場数および参拝者数にみる震災以前・震災以後のどんと祭の変化
 - (1) どんと祭会場数
 - (2) 参拝者数
4. むすびにかえて

はじめに

本稿の課題は、宮城県仙台市における民俗が、東日本大震災を経ていかに変化したか・しなかったかを明らかにすることである。そこで本稿で注目し、分析の俎上に載せる対象は、当地において毎年1月中旬に寺社などで開催されている「どんと祭」と呼ばれる祭事である。本稿では、この祭の会場数・参拝者数・開催時間に注目し、東日本大震災以前と以後におけるどんと祭の変化について論じることを目的とする。

「どんと祭」とは、1月の中旬に「正月」が終わって取り外された正月飾りを集めて焼却する祭事である。このようなタイプの祭事は一般に「左義長（さぎちょう）」の祭事として全国各地において執り行われている。「左義長」にあたる祭事の呼称は地域によって様々であり、「どんと祭」もまた、宮城県仙台市およびその近郊において一般的な「左義長」の呼称の一つである。

この「どんと祭」は正月飾りを焼却する祭として位置づけられ、そのような祭として語られてもいるのだ

が、焼却されるのは必ずしも松飾りや注連縄といった正月飾りのみではなく、正月飾りではない一般的な神符や守り札の持ち込みも多い。他にも、古い人形や縫いぐるみ、古い手紙・葉書や通知表などの持ち込みが確認されている会場もある¹⁾。宮城県内におけるどんと祭は、例えば石巻市のように1月7日に開催される例もあるが、仙台市内においてはどんと祭は1月14日から15日にかけて開催される。仙台市内におけるどんと祭実施会場は市内のほぼ全域に散在し、近年では毎年14か所前後のどんと祭実施会場が確認されている。仙台市消防局によると、参拝者の総数は毎年20万人から30万人にのぼり、仙台市民の四人に一人程度は毎年いずれかのどんと祭に足を運んでいる計算となる。しかしそれにもかかわらず、仙台市内のどんと祭に関する先行研究の蓄積は、観光化が著しく進行した一部の大規模などんと祭に関する民俗学の知見を除いてはいまだ少なく、個々のどんと祭会場においては如何なる形で祭が実施されているのか・祭の運営は如何なる形で

行なわれているのか・祭および祭の運営組織は如何なるプロセスを辿って現在に至っているのかという点に関しては、一部の先行研究を除いてははまだ明らかになっていないところが多く、また、特定の大規模などんと祭に焦点を据えた研究ではない、いわば仙台市内・宮城県内で開催されるどんと祭を包括的に分析するような研究も限られている。

東日本大震災がどんと祭に及ぼした影響についても同様のことが言える。被災地における民俗が蒙った影響については既に様々な調査・実践がおこなわれ、一定の成果が上げられつつある。しかしどんと祭については、先述したように元来が研究の余地を大きく残すものであったこともあり、どんと祭が蒙った包括的な影響や、震災によって引き起こされた個々の祭の変化などはいまだ調査途上にあると言える。そこで本稿では、一部の大規模などんと祭のみに限らず、中小規模のどんと祭も包括したうえで、東日本大震災以前・以後のどんと祭がいかなる様態を示しているのかについて明らかにすることを目的とする。

そこで本稿では、東日本大震災以前と以後とで、宮城県内において実施されたどんと祭がいかなるものとして語られているかについて論じ、引き続いて震災以前・以後それぞれにおける仙台市内のどんと祭の実施状況の変化を会場数と参拝者数に注目して分析する。

どんと祭における震災以前・以後の変化の指標として本稿で注目するのは、仙台市内で開催されるどんと祭の会場数と参拝者数である。宮城県中部に位置し、東端は太平洋岸に、西端は奥羽山脈に至る仙台市は、東日本大震災においては地震・津波それぞれによって壊滅的な被害を受けた。このような地理的特徴をもつ仙台市内のほぼ全域においてどんと祭が開催されていることは先に述べたとおりである。このため、市内のどんと祭の実施状況を概観することを通して、仙台市内における被災とその影響の広がりを確認することができると思われるからである。

1. 東日本大震災前・震災後のどんと祭の「語り」の変化

始めに、地元紙において記載されてきたどんと祭に関する記事における、震災前後の変化に触れておきたい。新聞記事として記述されているどんと祭は、数あるどんと祭の中でもいわば代表事例とも言い得るものであり、その時々々のどんと祭の様子の概略を把握するのに適していると考えられるからである。

宮城県内を中心的な販路とする地方紙としては『河

北新報』が挙げられる。『河北新報』とは仙台市青葉区に本社を置く河北新報社が発行する日刊新聞であり、2013年上半期の宮城県内での世帯普及率は46.7%で県内のトップシェアを占める⁽²⁾。そこで、この『河北新報』において「どんと祭」がいかなる形で取り上げられているかに注目する。

厳冬期の夜間に開催される火祭りであり、会場によっては「裸参り」や神楽等の奉納も行なわれもするどんと祭は、宮城県内では冬の風物詩・観光資源の一つに数えられている。このため年が明けて間もない頃から、地元マスコミにおいては県内各地のどんと祭の開催予定や当日の準備の様態等についての報道が次々と現れる。特に仙台市においては、市の無形民俗文化財にも指定されている大崎八幡宮（青葉区八幡）の「松焚祭」と並び、市内各地の規模の小さなどんと祭の姿も紹介されることもある。

表1は『河北新報』データベースにおいて、「どんと祭」をキーワードとして検索された記事の数である。キーワード検索の結果であるため、これらの検索結果として現れた記事の総てがどんと祭を主題に据えた記事とは限らない。とはいえ、どんと祭に関する何らかの記述のある記事は、毎年20件から30件程度は『河北新報』紙上に登場していることがわかる。

検索件数にのみ限れば、東日本大震災発生前にどんと祭が開催されていた2011年、震災発生後最初のどんと祭が開催された2012年、同じく二度目のどんと祭と

表1 『河北新報』データベース「どんと祭」検索結果数^(※1)

年	検索結果数	年	検索結果数
1992. 1. 1-12. 31	41	2003. 1. 1-12. 31	26
1993. 1. 1-12. 31	32	2004. 1. 1-12. 31	42
1994. 1. 1-12. 31	37	2005. 1. 1-12. 31	26
1995. 1. 1-12. 31	31	2006. 1. 1-12. 31	22
1996. 1. 1-12. 31	28	2007. 1. 1-12. 31	28
1997. 1. 1-12. 31	31	2008. 1. 1-12. 31	30
1998. 1. 1-12. 31	34	2009. 1. 1-12. 31	17
1999. 1. 1-12. 31	32	2010. 1. 1-12. 31	32
2000. 1. 1-12. 31	34	2011. 1. 1-12. 31	28
2001. 1. 1-12. 31	27	2012. 1. 1-12. 31	29
2002. 1. 1-12. 31	23	2013. 1. 1-12. 31	22 ^(※2)

※1 1991年7月31日以前のの記事はデータベースに収録されていないため、1992年以降の記事からの検索結果数である。

※2 三陸河北新報社（河北新報社の関連会社）発行の『石巻かほく』掲載記事3件を含む。

なった2013年、それぞれの「どんと祭」キーワード検索結果数は、2010年以前と比較してみても特別に大きな変化はない。それでは記事のタイトル・内容についてはどうか。限られた数ながら、2011年から2013年までに掲載された「どんと祭」関連記事のタイトルに注目してみよう。

[2011年]

巨大紙風船、願い天に／あす通大寺でどんと祭／栗原・築館⁽³⁾

息災 繁盛 炎に願う／あす各地でどんと祭⁽⁴⁾

炎清々、祈り肅々／仙台・大崎八幡宮「どんと祭」⁽⁵⁾

宮城県内各地でどんと祭／寒風に願う心も引き締まる／仙台・大崎八幡宮⁽⁶⁾

無病息災 熱く祈願／宮城県内各地でどんと祭／たいまつ火、街照らす 登米・佐沼⁽⁷⁾

[2012年]

健康・復興、御神火に祈る／石巻でどんと祭⁽⁸⁾

平安 御神火に託す／宮城県内各地であすどんと祭⁽⁹⁾

東日本大震災／鎮魂・復興、紙風船に託す／14日夜打ち上げ 栗原・築館の住民「悲しみ乗り越えよう」⁽¹⁰⁾

平穏願いどんと祭・例大祭／希望の火目指し裸参り／仙台・大崎八幡宮⁽¹¹⁾

再起の火、明々と／東北各地でどんと祭⁽¹²⁾

復興祈り勇壮裸参り／登米・迫で「どんと祭」⁽¹³⁾

[2013年]

御神火に復興祈る／石巻で一足早く「どんと祭」／裸参りグループも参加⁽¹⁴⁾

御神火に希望映す／宮城県内各地であすどんと祭⁽¹⁵⁾

雪の参道、希望へ上る／仙台・大崎八幡宮で裸参り⁽¹⁶⁾

タイトルを概観するのみでも、震災以前と震災以後とではどんと祭の語りが大きく変化していることがわかる。震災前の2011年の記事では、どんと祭については「祈り」「願い」という比較的抽象的な表現がなされていた。これに対して震災後の記事、特に2012年の記事においては、「平安」「平穏」「再起」「鎮魂」「復興」と、より具体的な表現がどんと祭に対して用いられるようになってきている。このことは、正月飾りを焚き上げ、一年の無病息災・家内安全を祈念する祭とされてきたどんと祭に、震災後新たに「鎮魂」や「復興祈念」という意味も加えられるようになるひとつの兆しと見ることができよう。もっとも、震災から未だ日が浅い現時点では震災を契機として地元紙におけるどんと祭の

語りが一定程度変化したことが確認できるのみなので、その変化が定着するか否か・定着するとしたら如何なる形で定着してゆくかについては今後の追跡調査が必要であることは論をまたない。

2. 仙台市内で開催されるどんと祭の会場数・参拝者数について

(1)参照資料概要

どんと祭会場数・参拝者数からみた震災以前・震災以後のどんと祭の変化を取り上げるにあたり、本稿で使用する資料について説明したい。

仙台市火災予防条例（昭和48年3月27日条例第4号）第57条「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」の定めるところにより、どんと祭の開催に際しては、主催者・責任者等は事前に所轄の消防署長宛に「火煙発生届出書」を提出しなければならない。「火煙発生届出書」の記述欄には、火煙の発生日・発生場所、現場への連絡方法、目的、焼却物質等の量（焼却の場合）、消火設備の概要（作業従事者数）がある。なお、「火煙発生届出書」記述欄の「目的」として挙げられている該当項目中には「神事に伴うたき火（どんと祭等）」も含まれている。仙台市には現在、消防署の分署が6署置かれている。6署の内訳は青葉区が青葉署（青葉区内の旧宮城町以外の区域を管轄）・宮城署（青葉区内の旧宮城町の区域を管轄）の2署、宮城野区・若林区・太白区・泉区が、それぞれ区名を冠された分署が各1署ずつとなっている。各署の消防署員はどんと祭当日、「火煙発生届出書」として届出のあった会場の警戒にあたる。どんと祭会場の警戒は、会場となっている地域で組織される消防団の団員と共におこなう。一般に地元消防団の団員がどんと祭会場に常駐、消防署員が所轄の区内のどんと祭会場を巡回するという形で会場の警戒にあたり、どんと祭の火入れ時刻、警戒終了時刻および参拝者数、警備担当者数等を確認し各署に報告する。この報告を元に消防局において作成される「どんと祭実施結果報告書」「どんと祭特別警戒実施結果」等の資料から、仙台市内で開催されるどんと祭の実施件数や参拝者数を確認することができる。以後とりあげるどんと祭実施件数と参拝者数、およびこれらの図表は、すべてこれらの資料に基づいて筆者が作成した。なお「どんと祭の会場数」とは、消防署への届出がなされた件数を「会場数」として扱った。

(2)2010年以前のどんと祭会場数・参拝者数について

近年では仙台市内では毎年140件前後のどんと祭会場が確認されている。これらの会場の多くは戦後の高度経済成長期以降、および1970年代半ば以降から新たに設けられるようになったものである。昭和30年代にはそれまで大崎八幡宮など市内の数か所でのみ開催されていたどんと祭が周辺の寺社や公園等へと分布を広げ、昭和50年代以降は郊外のニュータウンにおいて住民主催で開催されるどんと祭が急増し「どんと祭は正月送りの神事から住民の親睦・交流の場としての性格を強め」⁽¹⁷⁾ていった。仙台市の都市化の進行に伴って、どんと祭もその分布域を広げてきたといえよう。

しかし1990年代後半以降、どんと祭の廃止が相次ぐようになる。2006年1月12日の『河北新報』の報じるところによると、この当時仙台市内では160件程度のどんと祭会場があったが、市内のどんと祭会場は過去8年間で20件以上減少しているということである。減少の理由としては用地確保が困難になってきたことや、煙やにおいに対する近隣住民からの苦情が出たこと等が挙げられている⁽¹⁸⁾。都市化の進行はどんと祭の分布域を広げはしたが、その一方で都市化を背景に廃止を余儀なくされるどんと祭も現れてきたのである。

そして平成20年以降においては、どんと祭のコンスタントな実施が困難な状態にあると考えられる会場が毎年複数箇所確認されている。高橋嘉代(2012)によると、2008年から2011年までの4年間に於いて、仙台市内において休止・廃止の蓋然性のあるどんと祭会場は11か所(青葉区旧宮城町以外の区域3か所、青葉区旧宮城町の区域4か所、太白区2か所、泉区2か所)となっている⁽¹⁹⁾。

休止・廃止の蓋然性のある会場については個別的な追跡調査が難しく、また何らかの理由によってある年次の中止であったのか、一定期間の休止かあるいは完全な廃止かを短期間で確認することも困難である。とはいえ、先行研究の知見から、終戦後30年程の間に仙台市内で広く開催されるに至り、1990年代後半の時点では市内で200件弱開催されていたと推定されるどんと祭が、その後15年程の間に減少の道を辿っていったことが窺える。

どんと祭の参拝者数について述べると、参拝者数に動きが見られるようになったのは2000年以降である。1999年まで1月15日であった「成人の日」が「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」(平成10年法律第141号)に伴って1月の第2月曜日となった。これに

よってそれまで祝日の前夜祭の性格をも持っていたどんと祭はその特徴を失う。どんと祭当日のみならずその前後の曜日によって参拝者数が増減する現象が以後今日に至るまで現れる様になった。

「どんと祭会場の減少」と「曜日に依拠する参拝者数の増減」、これらが仙台市のどんと祭において、震災発生までの10年程の間にほぼ一貫してみられる傾向であった。東日本大震災はこれらの傾向にいかなる影響を及ぼしたのか。次章では震災以前・以後の変化として2011年から2013年までの仙台市消防局資料から窺うことができたどんと祭会場数・参拝者数の変化に注目する。

3. どんと祭会場数および参拝者数にみる震災以前・震災以後のどんと祭の変化

(1)どんと祭会場数

仙台市消防局の資料によると、2011年から2013年までの仙台市内におけるどんと祭会場数は、2011年が148件、2012年と2013年がそれぞれ137件である。2011年から2012年の間に会場数が9件減少し、2013年においても元の件数には戻っていない。

もっとも、どんと祭会場総数の変化のみでは、この3年間の変化が震災以前から既に確認される減少傾向が継続していることによるのか、震災の影響による会場数の変化であるのかわからない。そこで区毎(各消防署の管轄区域毎)の会場数を示したのが表2である。

仙台市の消防署の分署のうち、青葉区所在の宮城署は、青葉区の旧宮城町(宮城郡宮城町。1987年11月1日、仙台市に編入合併される)の区域を管轄し、これ以外の区域を青葉署が管轄している。同じ区内でも、宮城署の管轄区域では山林がその大部分を占めており、青葉署の管轄区域とは異なった地理的特性をもつ。このため本稿では青葉署の管轄区域・宮城署の管轄区域についてはそれぞれ別に扱うこととする。

2011年以降、青葉区旧宮城町以外の区域と太白区を除く総てにおいて会場数が最低一度は減少を見せている。このうち青葉区旧宮城町の区域と泉区については震災の影響による会場数の変化であるか否かは現時点では明らかではない。しかし宮城野区と若林区における会場数の変化は、震災に伴って発生した津波の影響である蓋然性が高い。2012年にはどんと祭が開催されていなかった宮城野区の2会場、および若林区の7会場、それぞれの警戒担当であった消防団が組織されていた地域を見てみよう。宮城野区の2会場はいずれも

表2 宮城県仙台市におけるどんと祭実施件数〔区（管轄署）単位〕（2011～2013年）

青葉区旧宮城町以外			青葉区旧宮城町			宮城野区		
2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年
19	19	19	26	25	23	30	28	28
若林区			太白区			泉区		
2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年
27	20	21	27	27	27	19	18	19

(仙台市消防局資料より筆者作成)

表3 「主要箇所」どんと祭会場の参拝者数およびそれ以外のどんと祭会場の参拝者数（2008年～2013年）〔人（%）〕

	参拝者数					
	2008年(月・祝)	2009年(水)	2010年(木)	2011年(金)	2012年(土)	2013年(月・祝)※
主要箇所の参拝者数	232,332(69.6%)	160,527(56.1%)	177,081(65.1%)	183,004(62.5%)	193,098(65.1%)	145,773(65.8%)
主要箇所を除いた参拝者数	101,715(30.4%)	125,373(43.9%)	94,995(34.9%)	109,831(37.5%)	103,671(34.9%)	75,763(34.2%)
合計	334,047(100.0%)	285,900(100.0%)	272,076(100.0%)	292,835(100.0%)	296,769(100.0%)	221,536(100.0%)

(仙台市消防局資料より筆者作成)

※2013年の1月14日は祝日（成人の日）であったが、当日は悪天候（大雪）であった。

高砂地区、若林区の7会場は荒浜地区および七郷地区、六郷地区となっている。いずれの地区も太平洋沿岸に位置しており、東日本大震災では津波による甚大な被害を蒙っている。したがって、これらの会場は被災によって休止もしくは廃止を余儀なくされていると考え得るものである。

(2)参拝者数

仙台の冬の風物詩の一つと目されているどんと祭ではあるのだが、近年では仙台市内のどんと祭会場の7割以上において参拝者数が1,000人未満である。参拝者数500人未満のどんと祭会場も全体の6割以上を占め、参拝者数が5000人を超えるどんと祭会場は全体の1割にも満たない⁽²⁰⁾。会場ごとの参拝者数の分散が非常に大きな祭事と言えよう。

仙台市消防局では、どんと祭の会場の中でも特に参拝者が多い会場10か所を「主要箇所」としている。主要箇所の内訳は大崎八幡宮・青葉神社・諏訪神社（以上青葉区）、榴ヶ岡天満宮（宮城野区）、陸奥国分寺薬師堂（若林区）、中田神社・多賀神社・愛宕神社（以上太白区）、賀茂神社・二柱神社・愛宕神社（以上泉区）である。表3は、2008年から2013年までの6年間にわたる、これら「主要箇所」と、「主要箇所」以外のどんと祭会場への参拝者数の推移を示したものである。ここから、1月14日が平日の年は主要箇所以外のどんと祭会場の参拝者が増え、1月14日が週末や休日となる年

には「主要箇所」の参拝者が増える傾向があることがわかる。このような参拝者数の推移から、数あるどんと祭会場の中でも特に「主要箇所」として扱われている会場は、正月飾り等の処分という機能と並んで、観光資源としての機能も持つことが窺える。

これを区毎（管轄署毎）に見た場合はどうか。表4は「主要箇所」とそれ以外のどんと祭の参拝者数を、区毎（管轄署毎）に示したものである。6年間ほぼ一貫して、青葉区内、特に旧宮城町以外の区域で開催されるどんと祭会場の参拝者が全体に占める割合が50パーセント前後と最も高く、太白区および泉区で開催される会場の参拝者は15パーセントから20パーセント、宮城野区と若林区、そして宮城署が管轄する旧宮城町の区域で開催されるどんと祭の参拝者数が全体に占める割合はそれぞれ10パーセントにも満たない。この表4、および表2で示した値から、宮城野区・若林区・旧宮城町は、その他の地域と比べると規模の小さなどんと祭が多数分布しているといえるだろう。とはいえ、表4で示したのは、仙台市内のどんと祭の全参拝者数に占める各項目の参拝者の割合である。規模の小さなどんと祭会場における参拝者の動向を把握するためには、区毎（管轄署毎）の参拝者数に占める「主要箇所」およびそれ以外のか以上の参拝者数の割合を示す必要があるだろう。

そこで改めて2011年から2013年までの3年間について、区毎・管轄署毎の参拝者数に占める、「主要箇所」とそ

表4 どんと祭参拝者数「主要箇所」「非主要箇所」対比(区/管轄署単位:2008年~2013年) [人(%)]

区	管轄署	開催場所	参拝者数					
			2008年(月・祝)	2009年(水)	2010年(木)	2011年(金)	2012年(土)	2013年(月・祝)
青葉	青葉	主要箇所	136,800(41.0%)	94,642(33.1%)	103,790(38.1%)	117,102(40.0%)	129,348(43.6%)	95,822(43.3%)
		非主要箇所	21,905(6.6%)	24,475(8.6%)	25,390(9.3%)	19,095(6.5%)	28,043(9.4%)	21,980(9.9%)
		計	158,705(47.5%)	119,117(41.7%)	129,180(47.5%)	136,197(46.5%)	157,391(53.0%)	117,802(53.2%)
	宮城	主要箇所	13,500(4.0%)	13,000(4.5%)	13,500(5.0%)	10,850(3.7%)	13,650(4.6%)	10,876(4.9%)
		非主要箇所	3,061(0.9%)	3,730(1.3%)	2,438(0.9%)	2,650(0.9%)	2,973(1.0%)	2,160(1.0%)
		計	16,561(5.0%)	16,730(5.9%)	15,938(5.9%)	13,500(4.6%)	16,623(5.6%)	13,036(5.9%)
宮城野	宮城野	主要箇所	3,970(1.2%)	2,500(0.9%)	2,050(0.8%)	2,500(0.9%)	5,300(1.8%)	2,050(0.9%)
		非主要箇所	14,522(4.3%)	15,945(5.6%)	13,490(5.0%)	16,283(5.6%)	16,654(5.6%)	12,899(5.8%)
		計	18,492(5.5%)	18,445(6.5%)	15,540(5.7%)	18,783(6.4%)	21,954(7.4%)	14,949(6.7%)
若林	若林	主要箇所	13,100(3.9%)	7,900(2.8%)	9,600(3.5%)	7,300(2.5%)	8,000(2.7%)	6,000(2.7%)
		非主要箇所	9,931(3.0%)	10,553(3.7%)	13,232(4.9%)	11,616(4.0%)	8,157(2.7%)	6,806(3.1%)
		計	23,031(6.9%)	18,453(6.5%)	22,832(8.4%)	18,916(6.5%)	16,157(5.4%)	12,806(5.8%)
太白	太白	主要箇所	34,000(10.2%)	22,797(8.0%)	24,300(8.9%)	19,500(6.7%)	12,950(4.4%)	11,120(5.0%)
		非主要箇所	24,455(7.3%)	26,150(9.1%)	22,965(8.4%)	22,282(7.6%)	23,608(8.0%)	17,649(8.0%)
		計	58,455(17.5%)	48,947(17.1%)	47,265(17.4%)	41,782(14.3%)	36,558(12.3%)	28,769(13.0%)
泉	泉	主要箇所	30,962(9.3%)	19,688(6.9%)	23,841(8.8%)	25,752(8.8%)	23,850(8.0%)	19,905(5.4%)
		非主要箇所	27,841(8.3%)	44,520(15.6%)	17,480(6.4%)	37,905(12.9%)	24,236(8.2%)	14,269(6.4%)
		計	58,803(17.6%) [※]	64,208(22.5%)	41,321(15.2%)	63,657(21.7%)	48,086(16.2%)	34,174(15.4%)
合計			334,047(100.0%)	285,900(100.0%)	272,076(100.0%)	292,835(100.0%)	296,769(100.0%)	221,536(100.0%)

(仙台市消防局資料より作成)

※2008年資料では「58807」となっている。

れ以外のどんと祭会場との参拝者数と割合を表5としてまとめた。

「主要箇所」の参拝者数は、仙台市内のどんと祭の全参拝者数においては高い割合を示している。しかし区毎(管轄署毎)に見てみると、「主要箇所」の参拝者が高い割合を示すのはほぼ青葉区内で開催されるどんと祭であり、その他の区においては「主要箇所」とそれ以外の割合が拮抗しているか、あるいは主要箇所以外の会場の参拝者の方が当該区内のどんと祭参拝者数の中では高い割合を示していることがわかる。特に宮城野区・若林区の両区では、区内の全会場における参拝者数に占める「主要箇所」以外のどんと祭会場における参拝者の割合が高い。

宮城野区の参拝者数について見てみよう。宮城野区の「主要箇所」は榴ヶ岡天満宮1か所である。震災前の2011年のどんと祭では、区内の会場への参拝者のうち、榴ヶ岡天満宮の参拝者が占める割合は13.3%にとどまる。一つの消防署分署が管轄する区域中「主要箇所」が一つだけという同じ条件のもとにある、青葉区

旧宮城町の諏訪神社とは対照的である。つまり残り80%以上の参拝者が主要箇所以外の会場を訪れているということになる訳だが、2012年では「主要箇所」の参拝者が占める割合が24.1%となっている。

表4からも明らかのように、2012年は、市内全体のどんと祭会場の参拝者数に占める宮城野区のどんと祭会場の参拝者の割合は2011年と比べると高くなっており、参拝者数そのものも前年より増加している。その一方で「主要箇所」以外の参拝者数・参拝者が占める割合ともに減少を見せている。翌2013年には「主要箇所」もそれ以外の会場についても2011年とほぼ同水準の割合に戻っている。

若林区の場合もまた、2011年に「主要箇所」の参拝者数が占める割合が一端上昇し、2013年に低下したという点に関しては宮城野区の場合と類似した動きを見せている。しかし若林区では、2013年の時点では、参拝者数が占める割合に関しては未だ2011年と同水準には戻ってはいない。また、宮城野区のどんと祭会場の場合とは異なり、2012年における参拝者数・市内全体

表5 どんと祭参拝者数「主要箇所」「非主要箇所」対比(2011年～2013年)

[人(%)]

	青葉区旧宮城町以外			青葉区旧宮城町			宮城野区		
	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年
主要箇所	117,102(86.0)	129,348(82.2)	95,822(81.3)	10,850(80.4)	13,650(82.1)	10,876(83.4)	2,500(13.3)	5,300(24.1)	2,050(13.7)
非主要箇所	19,095(14.0)	28,043(17.8)	21,980(18.7)	2,650(19.6)	2,973(17.9)	2,160(16.6)	16,283(86.7)	16,654(75.9)	12,899(86.3)
計	136,197(100.0)	157,391(100.0)	117,802(100.0)	13,500(100.0)	16,623(100.0)	13,036(100.0)	18,783(100.0)	21,954(100.0)	14,949(100.0)
	若林区			太白区			泉区		
	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年
主要箇所	7,300(38.6)	8,000(49.5)	6,000(46.9)	19,500(46.7)	12,950(35.4)	11,120(38.7)	25,752(40.5)	23,850(49.6)	19,905(58.2)
非主要箇所	11,616(61.4)	8,157(50.5)	6,806(53.1)	22,282(53.3)	23,608(64.6)	17,649(61.3)	37,905(59.5)	24,236(50.4)	14,269(41.8)
計	18,916(100.0)	16,157(100.0)	12,806(100.0)	41,782(100.0)	36,558(100.0)	28,769(100.0)	63,657(100.0)	48,086(100.0)	34,174(100.0)

(仙台市消防局資料より筆者作成)

のどんと祭会場の参拝者数に占める割合双方の上昇という動きは、若林区のどんと祭会場では見られていない。

宮城野区と若林区はともに仙台市内でも太平洋沿岸に位置し、津波の被害が大きかった地域である。被災のためどんと祭を休止している会場もそれぞれ複数ある。いずれの区においても、震災翌年の2012年に「主要箇所」の参拝者の占める割合が上昇している。このことについては、被災したことによってそれまで毎年出かけていたどんと祭会場に行くことができなくなった参拝者の一部が「主要箇所」へと流入した可能性を指摘できるだろう。そして若林区では震災後どんと祭会場への参拝者が減少し、宮城野区とは異なって市内のどんと祭の全参拝者に占める割合が2013年になっても震災以前の水準には戻っていないのは、被災した会場が宮城野区よりも多いことによると考えられる。

4. むすびにかえて

本稿では、仙台市内・宮城県内で広く開催される祭事・どんと祭に焦点を据えて、この祭事が東日本大震災によっていかなる影響を蒙っているか、その一端を示すことを目的としていた。どんと祭は震災以前より、その時々の社会情勢・地域社会のありようによって既に様々な影響を及ぼされつつ今日に至っている。このため、震災から未だ日が浅い現時点では、2011年以降に確認されたどんと祭をめぐる諸現象については、必ずしも震災による影響とは断じきれない側面もある。本稿でとりあげたどんと祭会場数の変化や、参拝者数の変化も、一定の期間において追跡調査することによって、より詳細な影響が明らかになると考えられるものであり、この点において本稿で用いたデータとそれに

基づく分析には一定の限界があることは認めなければならない。

とはいえ、現在はいわば「プレ震災」と「ポスト震災」の過渡的状況にあるとも言い得、この時点における、どんと祭関連の諸現象をまとめることによって、今後長期的なスパンにおいて「ポスト震災」のどんと祭の姿を捉えてゆくための一つのヒントを提示し得たと考えている。

紙幅の都合上、本稿では2011年から2013年までの3年間の変化については、宮城野区・若林区両区についてのみ述べるに止まらざるを得なかった。震災以前・震災以後の変化についてより詳しい分析を試みるためには、他の区における変化の把握そして個別の会場に焦点を据えた形での震災以前・震災以後の変化についての詳述も今後必要となってくるところである。これらについては今後の課題として、稿を改めて論ずることとしたい。

【謝辞】

ご多用中にも関わらず、どんと祭警備関連資料をご提供頂きました仙台市消防局のご担当者様に、改めまして心より御礼申し上げます。

【注記】

- (1)高橋嘉代、2013「住宅地における小規模どんと祭の特徴と機能－宮城県仙台市の事例から－」『東北民俗』第47輯：37－45。
- (2)「読売新聞広告ガイド」(<http://adv.yomiuri.co.jp/yomiuri/busu/busu09.html>：2013年12月24日アクセス)による。
- (3)『河北新報』2011年1月13日、朝刊。

- (4)『河北新報』2011年1月13日、朝刊。
- (5)『河北新報』2011年1月15日、朝刊。
- (6)『河北新報』2011年1月15日、朝刊。
- (7)『河北新報』2011年1月16日、朝刊。
- (8)『河北新報』2012年1月8日、朝刊。
- (9)『河北新報』2012年1月13日、朝刊。
- (10)『河北新報』2012年1月13日、朝刊。
- (11)『河北新報』2012年1月15日、朝刊。
- (12)『河北新報』2012年1月15日、朝刊。
- (13)『河北新報』2012年1月16日、朝刊。
- (14)『河北新報』2013年1月8日、朝刊。
- (15)『河北新報』2013年1月13日、朝刊。
- (16)『河北新報』2013年1月。
- (17)安藤直子、2006：95。
- (18)『河北新報』2006年1月12日、夕刊。
- (19)高橋嘉代、2012。
- (20)高橋嘉代、2010。

【参考文献等】

- 安藤直子、2006「どんと祭の現在から見えるもの」仙台市教育委員会（編）『仙台市文化財調査報告書第305集 大崎八幡宮の松焚祭と裸参り 調査報告書』第4章第2節、仙台市教育委員会：90-101。
- 高橋嘉代、2010「二極化する都市祭礼－宮城県仙台市の『どんと祭』の実施件数および参拝者数に注目して－」『論集』第37号：43-62（212-193）。
- 高橋嘉代、2012「廃止どんと祭からみるいわゆる『コミュニティ祭』の課題－宮城県仙台市の事例から」『文化』第75巻第3・4号：84-177（285-192）。
- 高橋嘉代、2013「住宅地における小規模どんと祭の特徴と機能－宮城県仙台市の事例から－」『東北民俗』第47輯：37-45。
- 「読売新聞公告ガイド」<http://adv.yomiuri.co.jp/yomiuri/busu/busu09.html>。

現代のインドファッションに見る伝統と創造の融合と 服飾デザインの未来

The harmony of tradition and creation, and the future of fashion design;
from a point of view of Indian ethnic fashion in the present day.

片山 邦子
Kuniko Katayama

目次

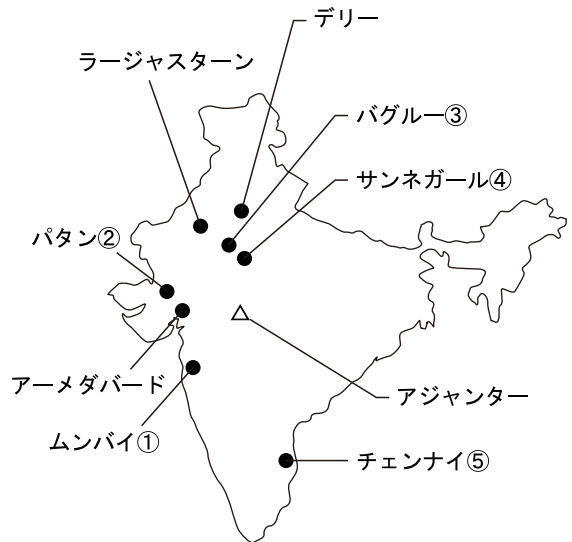
はじめに

1. インド—歴史と多様性の凝縮する国と、民族衣装サリー
2. インドの染織—その伝統の継承と消滅の危機
3. 伝統と創造を結び、インド国立ファッション技術研究所
(National Institute of Fashion Technology) の取り組み
4. 「サリー」と「きもの」—今日の姿から見る民族衣装の未来
おわりに

はじめに

昨年8月20日～28日、インドで行われた国際服飾学会・海外学術研修旅行・学術交流会に参加した。実質7日間に渡って、現地でインド伝統の染織・手工芸品、実際の制作工房、文化遺産を見学、インドの歴史の研修に加えて、今日のインドの市街地、観光地、小さな町や村、行き交う人々のファッションなどをつぶさに見た。また、世界の注目を浴びているインド国立ファッション研究所を視察、学生たちとも交流した。加えてインドの研究者達による学術交流会に参加して、様々な角度からインドと日本の服飾文化と歴史に触れ、大きな収穫があった。

インドと日本は、仏教を通して古い時代から交流はあるものの、今日、欧米や東南アジアとの交流に比べればそれは深いものとは言い難いと感じていたが、現地での様々な研修、体験から、民族や文化の違いを超える創造の感性、民族のアイデンティティーを表わす意欲に深い共鳴を覚えた。後述するが、特に、インド国立ファッション研究所の取り組みは、大きな示唆に



図(1) サリー・染織に関するインドの地名

満ちたものであった。

この研修と体験にもとづき、現代のインドファッションを通して、伝統と創造の融合から新しい服飾デザインの未来を拓く可能性について考察したい。

1. インド—歴史と多様性の凝縮する国と、 民族衣装サリー

アラビア海に面した都市・ムンバイ（図1-①）に一歩足を踏み入れたとたん、筆者はその風景と活気に圧倒された。密集する高層ビル、広々と清潔な道路をひっきりなしに行き交う車、立ち並ぶしゃれた店舗—インドの民族衣装サリーを扱う高級ブティックも見受けられる、イギリス風の典雅で堂々としたヴィクトリア・ターミナス駅、壮大なインド門、映画館、美しいモデルがサリーを翻す巨大な屋外広告、ショッピングや映画に出かけてきたらしい人々、観光客、ビジネスマンなどでにぎわう町並み—現代のインドのエネルギッシュな生命力に直に触れる思いがした。

ムンバイ（ボンベイとも呼ばれる）は、インド最大の商業都市である。首都・デリーが政治の中心地であるのに対して、ムンバイは経済の中心地であり、世界の貿易・商業の中継地として昼夜を問わず活発な経済活動が行われている。古くからヨーロッパ、イギリスとのつながりもあり、洗練された雰囲気も漂う国際都市でもある。（写真1、2）

インドの人々の最大の娯楽は、映画である。ムンバイはその映画製作の最大の拠点でもあり、年間約800本—1日2本の割合で映画が作られている。その数はアメリカのハリウッドの3倍にもなり、ムンバイは世界一の映画大国として「ポリウッド」とも呼ばれている。（写真3）…時が静かに流れる悠久の大地で、瞑想する人々がゆったり佇むインド…実際にインドを訪れる

前、筆者はそのようなイメージを抱いていたが、それがいかに古く、しかもこの国のごくわずかな一面に過ぎないことを痛感させられる。

インドは、インダス川流域を發祥の地として、5000年という壮大な歴史を誇る。その国土面積は、日本の約9倍に当たる328万7300km²。アジアの中央に位置し、山岳地帯と海に広がる国土は、8000m級の山脈が連なる北部のヒマラヤ地帯、平野が続く東部のガンジス川流域、南部中央のデカン高原地帯の3地域から成り、気候風土も大きく異なっている。人口は、中国に次いで世界第2位の約10億人で、デリー、カルカッタ、ムンバイなどの都市部に人口の約25%が集中している。民族の系統はアーリア系が約70%、先住民のドラヴィダ系25%、少数のモンゴル系、トルコ系などの人々が構成されている。言語の種類は非常に多く、約260種あり、公用語はヒンディ語、準公用語は英語が使われている。宗教は、古くはバラモン教であったが、それを源流としてジャイナ教、仏教が生まれ、さらにヒンドゥー教が生まれるという流れの中で、現在では国民の約80%がヒンドゥー教、約10%がイスラム教、ほかにキリスト教、シク教、仏教などを信仰している。

文化は、ヒンドゥー教を基盤に、イスラム教、仏教などが融合して発展してきたが、1833年、イギリスが全インドの統治を始め、1877年、イギリスによるインド帝国が成立、1947年に独立を果たすまで、イギリスの文化の影響も受けてきている。

産業・経済は、国民の3分の2は農業に従事し、サトウキビ、ダーズリン・アッサム茶、綿花などを生産している。地下資源も豊富で鉄鉱石などの輸出も多い。また、近年は電気・機械工業も盛んで、コンピュータ産業も急速な発展を見せている。

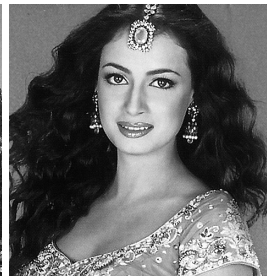
さらに、タージ・マハル、マハーラージャの宮殿、世界遺産に登録されているアジャンターやエローラの



写真(1)ムンバイのネタジー・スパーシュ(マリンドライブ)ロード



写真(2)ムンバイの荘厳なヴィクトリア・ターミナス駅



写真(3)インド映画のスター。ミスユニバースやミスインターナショナルなどの出身者が多く、ファッションリーダーでもある。

石窟寺院、伝統の手工芸品、舞踊、音楽など有形無形の観光資源によって、世界から観光客が集まる国でもある。

このように、インドは捉えがたい多様性に満ちた国であり、古さと新しさ、不動と変化、単純と複雑、明快と不可思議といった対称をその活力とするいわば「万華鏡」のような、多様性が凝縮する国であると感じる。

筆者は、今回の研修で、デリー、アーメダバード、ムンバイ、アウランガバードなどを主に訪ねたが、どの地でも変わらずに目にしたのは、女性たちのサリー姿であった。国際都市ムンバイでも、その光景は同じで、色とりどりのサリーを着た人たちが、美しい風景の一部となっていた。

広大な国土で、気候風土、民族の系統、宗教、価値観、言語、職業や、社会での立場、年齢、生活レベルなどさまざまな事情を異にする人たちが、しかも21世紀の激しい時代の波の中で、アジャンターやエローラの古代遺跡の壁画や彫刻に表わされている衣服と原型が変わらない、民族衣裳・サリーを着ていることに感銘を覚えた。

ファッションは時代と共に変化し、日本では、伝統の「きもの」は礼装や晴れ着などの非日常の中に生き残るだけになっていることをふまえながら、あらためてインドのサリー、それを生かしている染織・手工芸を見直してみたい。

2. インドの染織—その伝統の継承と消滅の危機

サリーは、幅約1.2m、長さ約5～6mほどの布をゆったりドレープをつけて体に巻きつける衣装である。形はシンプルこの上ない1枚の布であるだけに、それにほどこされる染織が美しさと個性、TPOの決め手となる。サリーの織り、模様デザイン、染めの技法、染料（植物・虫・科学染料など）、布の素材（絹・木綿・近年は化繊など）も地方や時の流れによって様々なバリエーションがある。どこにも見られるサリーショップには何百種類のサリーが並び、道行く人たちのサリーも色もデザインも素材もさまざまで、人々が行き交い、集まる所がサリーの展示場のようなのである。

日本の「きもの」が優れた染織の技術によって成り立っているように、インドのサリーもまた同様であり、インドは日本と並ぶ染織文化の宝庫である。

インド、日本に限らず、染織の技術は、模様のデザ

インの設計に沿って先に染めた糸を織って模様を出すものと、織り上げた布に模様を染め付けるものの二つに大別される。前者の布の素材は絹・木綿・化繊と種類を選ばないが、後者は染料を布にしっかりと定着させる木綿に限られる。

筆者は、その二つの技術による染織の豊富な資料を国立博物館、美術館で見学し、実際に作業が行われている工房を視察した。その中で最も印象深く、その美しさに打たれたのは、パタン（図1-②）という小さな町で作られる絹織物「パトラ」である。

パトラは、非常に複雑な絞り染めの技術によって生み出される経緯緋の布で、はなやかな色合いと緻密な模様、染めの持ちのよさで有名だが、何よりも優れた特長は、布の裏表がなく、どちら側から見ても同じ模様、同じ色が現れることである。まさにパトラはインドの染織の“粋”といえよう。

パトラは、伝統として植物染料（ターメリック・マリーゴールド・玉ねぎの皮・ざくろの皮・茜・藍など）を用いているため、長く色あせしない。昔、詩人はそれを変わらぬ愛に例えて「たとえパトラの模様は色あせても、愛は変わらぬ」と歌ったといわれるほどである。



写真(4)精緻を極める糸染めから始まりようやく織り作業に入る。



写真(5)模様の設計図に従って糸を替えながら織り進む。モノによっては1日5～6cm織るのがやっとだという。

パトラの染めは、絹糸の経糸と緯糸それぞれに模様の設計に従った印をつけて木綿糸でしばり（これが防染の役割を果たす）、染料に浸す。しばった部分は染まらないため、その部分だけを残して他の部分を防染して別の色で染める—といった、気の遠くなるような作業を根気強くくり返す。裏も表も同じ模様、同じ色に仕上げるためには、緻密な計算と長年の経験、そして確かな技が要求される。

大変な手間隙をかけて染め上げた糸は、昔ながらのローズウッドと竹で作られた手織り機で織られる。全工程が人間の手によって作られるため、サリー1枚に用いる糸を染め上げるだけで3～4ヶ月、織り上げるまで50～60日を要するという。

インドの染織業界にも100年ほど前に近代化の波が押し寄せ、パトラの染料も、それ以来、簡易な科学染料が用いられてきた。草木染による伝統のパトラは廃れかけたが、代々パトラを作るサルビ家、先人たちの知恵が詰まった植物染料の良さを見直して、20年前から草木染めを復活させたという。

パタンの町は優れたパトラを生み出すため、「パタンのパトラ」として世界に知られているが、現在「パタンのパトラ」を作っているのは、インド政府から人間国宝の栄誉を与えられているサルビ家1軒だけになっており、その一族がパトラを作っている。時代の流れの中で、優れた伝統の技と職人が消えていく実態は、日本と変わらない。

しかし、今、サルビ家の職人たちは、新しいチャレンジを始めている。これまで、パトラの模様は、古くから伝えられた花、植物、動物、鳥、人などの生命体の具象的表現を受け継いできたが、試行錯誤して、草木染を生かした幾何学模様のパトラを作り、パリ、ロンドン、モスクワ、ワシントン、東京で開かれた「インド展」に出展、好評を博しているという。現代的な幾何学模様が、伝統の草木染めによってかもし出す、独特の温もりがその大きな魅力となっていると思われる。

パトラの起源は古く、アジャンター石窟の壁画にそれとわかる絵が見られるという。筆者はアルビ家の工房を訪ねた翌日に、アジャンター石窟を見学した。この石窟は、紀元前1世紀から6世紀の間に順次造られたという僧院や塔が川を取り囲む岩山に連なっている。壁画は長い時の流れに侵食されている部分もあって鮮明ではないが、描かれた菩薩や踊り子がまとった衣服に、パトラと思われる経緯縞の模様、絞りに見え

る模様が認められた。後述するインド更紗の模様も、壁画の中の人物の厨子に残っているとされているが、これらの像が描かれた遠い時代にあった染織の技術が今日まで脈々と伝え継がれていることに、あらためて深い感動を覚えた。

また、パトラを作り続けるサルビ家の職人たちが、長い伝統を守り、「パタンのパトラ」作りの名声を得ているながらも、伝統の枠の中で固まることなく、新しい可能性を開いていく姿勢に、日本における伝統技術の未来への示唆を与えられた思いがした。

前述のように、染織の技術には、先に糸を染める形と先に布を染める形の2通りある。

後者の、織り上げた木綿布に模様を染め付ける技術も、インドが発祥の地と推測されている。その製品は、日本では「インド更紗」と呼ばれ、近世の初め頃から江戸時代を通して、日本に貿易などで伝えられた。インド更紗は、日本人が見たこともない異国の鳥や花、動物、植物、人物の模様とあでやかな色彩で、見る者を魅了した。更紗と呼ばれるものには、インド更紗のほかに、「ジャワ更紗」「ペルシャ更紗」ヨーロッパの「銅板更紗」日本で外来の更紗を真似て作った「和更紗」「江戸更紗」などがあるが、源はインドにさかのぼる。

インド更紗が初めて作られた時期は明らかではないが、木綿布を素材にしたインドの染織の歴史は古く、紀元前2000年のモヘンジョダロ遺跡から、媒染剤を用いた茜染めの布が発見されている。

更紗の基本的技法となる蠟染めの歴史も古く、中央アジアのニヤ遺跡から、紀元3世紀の蠟染めの藍染布が発見され、そこに描かれた豊穡の女神の図柄が、ガンダーラ美術の主題に共通することから、その布は西インドで作られたものと推定されている。

このような、媒染剤を用いた茜染めの技術、蠟防剤（蠟の他に染料が入るのを防ぐ材料も地域によって様々である）を用いた藍染めの技術を併せ、様々な工夫と試行錯誤を重ねて、今日のインド更紗の技術が完成したと考えられる。

インド更紗の制作は、まず、木綿布に模様を描くことから始まる。ガラムと呼ばれる竹、または鉄製のペンで細い線描きをするが、媒染剤で描けばその部分に色が入り、蠟防剤で描けばその部分には色が入らない。様々な模様を掘り込んだ木型を使った「型押し」の技法もある。これは、規則的な連続模様を染める際に用い、ガラムと同じように、媒染剤と蠟防剤を使い分け

る。ガラム、木型、媒染剤、蟻防剤を様々に組み合わせながら、緻密で美しい模様更紗が出来上がる。

筆者は、デリーの国立博物館、アーメダバードのキャリコ美術館で染織の技術の歴史と実際の製品の豊富な資料に触れ、アウランガバードのサリー染物工場で染めの現場を視察したが、幾世紀も前から伝えられるインド更紗の技術が、今も大きく変化することなく、丹念で根気強い手仕事で受け継がれている事実を目のあたりにして、黙々と伝統を守り続けるインドの職人たちへの尊敬の念を新たにした。

しかし、更紗の伝統が継承されている一方で、次第に技術が荒れ、消えてゆく一面も見逃すことはできない。

インド染織の研究者である安藤武子氏は、15年をかけて、インド全域の染織工房—とはいえ、ほとんどが零細な家内工業だが—を回って、その地域の製品の特長、技術、工程、流通などを調査している。

ラージャスターン州バグルー（図1-③）の村の更紗は、防染剤として泥を使い、赤と藍に染めた後、藍の上にターメリックから取った黄色の染料を藍の青色の上に引いて、緑色を出すという、手の込んだものである。「この更紗は、博物館にあるものと柄も色も寸分たがわず、伝統がよく保持されている」（引用P.61）と安藤は感嘆している。しかし、この更紗は厚手の木綿で作られるため、一番の消費者である土地の人たちが「田舎臭くていやだ」と敬遠し、ポリエステルやラメの入った軽やかな化繊が好んで受け入れられているという。従って、バグルー更紗の職人たちは、製品が売れずに生活が圧迫され、日本の会社からの注文でベッドカバーを作ったりしながら、かろうじて更紗の伝統を引き継いでいるという。

バグルーの村に近いサンネガール（図1-④）の村の更紗は、赤と黒の色使いが特長で、黒色には馬の蹄鉄を煮出した染料、防染剤には牛の糞と尿を混ぜたも

のを使うという技法で長く伝統を守ってきたが、ここでも製品が売れず、やはり日本の会社からの注文に頼って、ベッドカバーなどを作って生計を立てている。これが続くうちに、次第に日本の市場の好みに合わせた製品を作らざるを得ず、サンネガール更紗ならではの赤色を緑や青に染めたり、布地を薄くしたりと仕事が荒れ、伝統の染織が消えていこうとしている。

実は、安藤のこの調査は、15年に渡るフィールドワークが終わった、昭和63年に著書になったものである。今から30年近く前の実情が上記であることを考えれば、今日のインドでは、染織の伝統の崩壊や消滅がさらに加速して各地で進んでいることが推測される。

急速な経済発展の中で、伝統の手仕事・技術が減っていくパターンは、インドばかりでなく、日本にも、世界のどの国にも当てはまることである。時代の激しい変化の中で、この現象をどう喰い止め、先人が遺した伝統を、どのようにして未来に伝え継いでいくかが、世界共通の課題であろう。

3. 伝統と創造を結び、インド国立ファッション技術研究所の取り組み

今回のインド研修の中で、筆者が最も大きな示唆を受けたものは、デリーで行われた学術交流会で視察した、インド国立ファッション技術研究所の取り組みである。

1992年に設立されたこの研究所は、文化・トレンド・技術の変化や経済の動向と共に変化するファッション産業の中で、染織などの手工芸に携わる業界と、ファッションデザイン業界、その全関係者の相互利益の構築をめざす、インド唯一の政府機関である。

これは、インドファッションの卓越性の再認識と革新のためだけでなく、社会的責任を果たすための明確な意図をもって、その中核的機関として設立されたという。



左：写真(6)
伝統の染織による製品をつぶさに見る
右：写真(7)
思い思いのインドファッションを楽しむ国立ファッション研究所の学生達

具体的には、消滅の危機を懸念される伝統の染織・手工芸とファッションの創造を結ぶことによって、職人の生活と伝統を守ると同時に、インドのファッション産業界に新しい活力を呼び込むことを、国家プロジェクトとして推進しようというものである。

この研究所では、デザイナーをめざす若い学生達が学んでいるが、そのカリキュラムの中では「手工芸調査」が必須科目とされている。これは、厳しい自然環境と経済的逆境に耐えながらも生き残っている、伝統の染織・手工芸とその職人の存在を学生に認識させることを目的に独自に編成され、実践されている。

学生達は、実際に伝統の手工芸の産地と職人の工房を各地に訪ね、その製作現場で、材料、工程、技術などを詳細に写真に記録し、職人達との対話を重ねながら、伝統の手工芸の現状を総合的に認識していく。さらに、地方の多様性、地方独自の感性・個性、地域の資源や環境について学び、そこに生きて伝統を守り続ける職人の存在を、あらためて見直していくという学習である。

2005年には、この研究所を中核として、農村開発省と5つのインド州政府の積極的な支援によって、染織・手工芸分野の開発をめざすプロジェクトが立ち上げられている。ここでは、国立ファッション研究所によるデザイン・技術・管理分野の専門的アドバイスを職人の製作現場に生かして、製品のレベルアップを図っている。優れた品質の製品が市場を広げ、結果として職人の経済生活を向上させることにもつながっていく。

現在、研究所はさらに積極的にこうしたサポートと改革に乗り出し、新たな原材料、デザイン、多彩な製品について職人達に提言しながら、国と職人が共にインドの染織・手工芸の発展に取り組み始めている。

筆者は、研究所の学生達の染色の実習を視察したが、

若い人達の熱心な学習ぶりと教室の活気に、伝統の力が支える新しいインドの息吹を感じさせられた。

同研究所は、今日のインドのファッションデザイナーについて、次のようにコメントしている。「インドのデザイナー達は、現代の他の地域のデザイナーに優る、ユニークな利点に恵まれている。つまり彼らは、熟練した職人と多彩な染織・手工芸に取り囲まれた環境にあると同時に、創造的な試みと革新のための絶好の機会を提供されているからである」(引用学術交流会—インド—要旨集、P.11)

4. 「サリー」と「きもの」—今日の姿から見る 民族衣裳の未来

インドの都会や町々には、数多くのサリーショップがある。その中で「名店」とされるのは3店あり、世界で最も有名な店は、インド南端に近い街・チェンマイに本店を置く「ナリ」で、創業100年余を誇る老舗であり、デリーやムンバイなどの大都市のほか、シンガポール、トロント、カリフォルニア、ロンドンなどにも支店を持つ「大店」である。インドではどの地域でも、「花嫁衣裳はナリで」という家族の願望が強いという。

2つめは、チェンマイ(図1-⑤)にある「ラーダ・シルク・エポリアム」通称「シルク」で、主に高級品を揃え、専属のデザイナーを抱えており、他店とは違った新柄を出しているのが魅力だ。この店は、1940年代に、シルクサリーにいち早く科学染料を用いて、これまでのサリーには見られなかったピンク、黒、トルコブルーなどの新しい色彩を売り出して、新色サリーの流行のはしりとなった。柄も色も新しい、新時代のサリーショップである。もう1つは、老舗「クラマン・シルクス」で、インド伝統の織物産地に、専属の



写真(8)サリー姿のインドの女性達と筆者



写真(9)国立ファッション研究所の先生と筆者。右は数々の美しいサリーを見せてくれる学生



職人を抱え、上質の伝統のサリーを揃えている。ほかにも町のあちこちの路地や商店街にサリーショップがあり、色とりどりのサリーが並べられて、品定めや買い物の客が集まっている。

サリーには「定番もの」と、冠婚葬祭などの儀礼用、毎年の流行もの、デザイナーズブランドのデザイナーズサリーなどがり、用途や好み、それぞれの人の経済事情などによって選ばれる。

インドの人々の最大の娯楽は「映画」であることは前述したが、大手のサリーショップが人気女優の衣装をデザインしたり、新商品を提供したりするため、観客はこのスタイルを真似て、新しい流行を生み出している。「映画」は、それを見る楽しみだけでなく、インドの人々にとって、心ときめくファッションショーでもある。

伝統の染織によるサリーが人々に愛用されて不動の地位を占めている一方で、化学染料による新しい色合い、デザイナーによる新しいデザインも台頭しているようだ。時代の流れの中で、若者の“サリー離れ”も見られ、街にはジーンズ姿も少なくない。サリーも、新しい道を模索しつつあるが、インド伝統のサリーの力と魅力は、インドの人々の暮らしに寄り添って、時代を超えて生き残っていくであろうと、筆者は考える。

インドと並んで、優れた染色技術を持つ国は日本である。それは、長い歴史の中で磨かれながら、日本の民族衣装である「きもの」に生かされてきた。サリーもきものも、直線から成り立つシンプルな形であるだけに、染織がこのうえなく美しく引き立つと同時に、染織の美しさを生かすためにこそ、衣服の形がシンプルであるともいえるかもしれない。

サリーときもの共通点は大きい。紬織の人間国宝・志村ふくみ氏と、比較社会学者・鶴見和子氏は、対談「いのちを纏う」の中で次のように述べている。「(志村)きものほど自由な衣類はないと思うの。きものより自由なのはインドのサリーよ。(中略)自由というのは、この直線断ちの、形のないものに、自分の姿勢と思想と仕事、それと暮らしぶりで、ぴしっとそれを決めていくのよ」(鶴見)私も、それに匹敵するのはサリーだと思います。サリーをものすごく気高く着る貴婦人と、野良仕事で麦をまいている女性の着方がどちらも素敵なんです。ほんとに布というのは、自由自在に人の心を表現できる」(引用、P. 56~58)

日本のきものは、インドのサリーに次いで、布の形

をいじりまわさず、着る人の体に寄り添う。自由さに富んだ衣服である。前述の志村ふくみ氏は、「どこの国の民族衣装もその国の人を輝かせる、魂の衣である。私たちの祖先が、祖母や母が遺したきものは、日本の美をおのずとそなえていた。(中略)それをもう一度見直して、これから生きていく若い人に伝えたい。日本を見失わないで、と」(引用、見返し)

しかし、インドのサリーが、今日、都市でも、小さな町や農村でも、そして国際会議場でも着られているのに対して、きものは、礼装、趣味、おしゃれなどの特別な場合を除いて日常生活から消えつつある。きものを再び現代の日本の日常生活に復活させることは、現代のくらしー生活様式、価値観、あわただしくくらしのリズムなどがすっかり欧米化してしまった今日ではおそらく困難なことであろう。

きもの衰退は、日本の伝統の染織・手工芸の衰退につながることを考えあわせると、これを単なる日本の服飾史の変遷として見過ごすことはできない。

京都・金沢など有名な染織の伝統の地ばかりでなく、東北、福島県にも長い歴史の中で脈々と伝え継がれてきた染織・手工芸がある。会津地方の藍染め、からむし織り、会津木綿などのほか、川俣の絹織物、東北全域に残る刺し子、裂織り、そして秋田には、古布を美しくつなぎあわせて1枚のきものにする技法も残っており、あらためて掘り起こせば、まさに染織・手工芸の宝庫といえる。

本学創始者である菅野八千代は、戦後、きものから洋装への転換を通して女性の自立と社会進出をめざし、洋裁を全県に普及させた。しかし、菅野はその間、時代のモードに合わせて、日本のきもの地や帯を生かしたドレスを数多くデザインして、伝統を生かす姿勢と手法も伝え続けている(写真11)。この試みを引き継いで充実させていくことも、日本の染織・手工芸の伝統を生かしていく一つのヒントとなると考える。

インド国立ファッション技術研究所の取り組みをあらためて学び、そのノウハウを取り入れて、東北の伝統の染織・手工芸とその職人、服飾デザイナーや学生、地域を結びつける活動が、これからの日本でも必要であると思われる。そこから、伝統と創造が融合した新たな服飾デザインの未来が開けるばかりでなく、日本各地の伝統の染織・手工芸が活力を持って未来に残っていく大きな力が生まれるであろう。

微力ではあるが、筆者は、本学における服飾デザイン・生活デザインの研究、学生との様々な交流を通し

て、上記のテーマを若い世代に伝え、伝統と共に生きる新しい服飾デザイン・生活工芸の未来を共に模索していきたい。

おわりに

近年、福島市の夏の花火大会には、色とりどりのゆかた姿の若者が集まって、花火だけでなく、夏のファッションを楽しんでいるようなはなやぎを見せている。ゆかたは「浴衣」と書くように、本来は湯上りや寝巻きなど、あくまでも室内着や暑い時期の軽い外出着とされていた。しかし、今の若者達は、ゆかたを新しいよそゆきのファッションとして楽しんでいる。ゆかたの様子は、昔ながらの藍色でなく、黄色、オレンジ、エメラルドグリーン、ターコイズブルー、紫など鮮やかな色の大柄な花が多く、帯はサッシュ風、下駄は木製だがこれも色とりどりのサンダル風で、ヘアスタイルもこうしたいでたちに良く合うはなやかなカールと、アクセサリーでまとめている。日本伝統のきものが消えつつある今日、ゆかたが若い人たちによって新しい命を吹き込まれている。祭りは非日常のものではあるが、このような機会から、きものの良さがあらためて見直され、新しいきもの文化が育っていくことを期待したい。

また、今年1月に開かれた2014年春夏パリ・オートクチュールコレクションの動向を見ると、自由でかろやかなフォルムに民族調のテイストを加えた作品が印象に残る。例えば、ジョルジョ・アルマーニ・プリヴェ（写真10）は肩に垂らしたたっぷりした布とドレスに、小紋柄や日本製の竹ビーズ、刺繍を多用し、ヴィクター&ロルフ（写真11）は美しいフレアの入る布を自由

に体に沿わせ、イーキン・インは新しい手法で織った半透明な布にドレープをふだんに付けるなど、どこかにサリーの自由さとゆたかさを感じさせる味わいがある。

こうしたモードの流れの中で、サリーに限らず、これまで西欧の服飾史の外に位置づけられてきた「民族衣装」が、国境や民族を越えて世界のファッションに溶け合い、服飾デザインの新たな未来が広がっていくことを期待すると共に、デザインワークを支え、豊かなインスピレーションを与えてくれる伝統の手工芸を途絶えさせることなく支えていくことが、服飾デザインに携わる者の、新たな課題であると考えられる。

今回のインドでの研修、体験から、実に多くを学び、新鮮で大きな示唆を与えられた。また、インドという国とそこで出会った人々、伝統手工芸、文化、民族衣装サリーを通して、日本の伝統と日本人としてのアイデンティティーをあらためて見直すことができた。これを大きな糧として、伝統と創造の融合による、新しい服飾デザインの未来について、さらに研究を深めていきたい。

終わりに、今回のインド研修にあたって、大そう有意義なご教示、ご指導ご協力を下さった、インド国立ファッション技術研究所のスタッフの皆様、染織工房の職人の皆様、国際服飾学会の会員の皆様はじめ関係各位に、あらためて心からの謝意を表したい。



左：写真(10) ジョルジョ・アルマーニ・プリヴェの作品、右：写真(11) ヴィクター&ロルフの作品。（2014年1月30日朝日新聞より）



写真(12) 昭和54年日本デザイン文化協会主催のファッションショーに出品した菅野八千代の作品

〈参考文献・引用〉

アジャインタとエローラ日本語版、ミッタル出版社、英国、2012。

安藤武子、インド染織の旅、源流社、東京、1998。(引用 P. 61)

インドワールドカルチャーガイド、トラベルジャーナル、東京、1999。

江戸更紗柄図鑑、スタジオクリエイティヴ、東京、2009。

小笠原小枝、更紗、平凡社、東京、2005。

学術交流会—インド—要旨集、国際服飾学会、東京、2013。(引用 P. 11)

国際服飾学会誌 No. 42、国際服飾学会、東京、2012。

塩谷マスクータ、サリーの魅力、北國出版社、石川県、2008。

週刊地球旅行、講談社、東京、1999。

志村ふくみ・鶴見和子、いのちを纏う、藤原書店、東京、2004。(引用見返し、P. 56～58)

杉本星子、サリー！サリー！サリー！、風響社、東京、2009。

バーバラ・D. メトカーフ、トーマス・D. メトカーフ、インドの歴史、創土社、東京、2006。

福島学院大学、創立60年記念誌「あゆみ」、福島、2006。

山田浩司、シルク大国インドに継承された日本の養蚕の技術、ダイヤモンド社、東京、2012。

吉岡幸雄、染と織の歴史手帖、PHP 研究所、東京、1998。

片山邦子企画編集、福島学院、創立65周年記念誌「あゆみ」福島、2006。

本学学生とバリ島の人々との音楽をとおした 異文化間交流の意義に関する一考察

～東日本大震災と原発災害を受けた学生たちへの自信の回復を目標として～

A study about the significance of Cultural exchange through music
between Balinese people and Fukushima college students.
~the goal is to restore their spirits, which had been burdened
by the Great East Japan Earthquake in 2011 and the Fukushima nuclear disaster~

佐藤 敦子
Sato Atsuko

目次

はじめに

I. 本研究の目的

II. 事前指導の経緯と実態

III. 現地訪問先と学生の実態について

IV. 研修前後の学生の意識調査の変化に関するアンケート調査研究

V. 結果

VI. 考察

結語

<はじめに>

1996年に保育科ではじめて実施されたバリ島海外研修旅行は2011年まで13回実施されている。本学の国際理解教育の一環として引き継がれている、他大学にはみられない本学独自の海外研修旅行である。授業として開講されており、この研修に参加することにより福祉心理学科学生は「国際理解演習」、保育科第一部学生は「バリダンスレッスンとバリ島幼稚園交流」の2単位を取得することができる。主な目的は、バリ島幼稚園や村の子どもたちと音楽や踊りをとおしての文化交流を体験することにある。また、現地バリ島でバリダンスレッスンを受けること、ガムラン楽器体験、ケチャダンス、バロンダンス鑑賞をすること、その他ケランビタン宮殿での模擬結婚式や、バリの衣装を着てミスター&ミズバリコンテストに参加すること等、異文化体験をすることにある。

1996年、1997年の報告から、バリ島海外研修は学生にとって自国を見直すきっかけとなり、大きな視野でみることを教えてくれた(佐藤1998)¹。また、海外でな

ければ発見できない自己の可能性を知ることでもできた(佐藤1998)²。そして2010年にはこのバリ研修が学生にとって、コミュニケーション能力や協調性の育成にも寄与していることが分かった(佐藤2010)³。

そして2011年度も例年どおりに実施する予定であった。しかし、2011年3月11日、1148年に一度と言われる世界最大規模の大震災(マグニチュード9.1)が東北を中心として発生した(東日本大震災)。福島県は地震・津波に加え、原発という未曾有の災害に遭遇した。本学も被災した。学生個々の状況は計り知れない。そのため、今年度は本学の「バリ島海外研修旅行」は希望者がいないのではないだろうかと予想した。ところが予想に反して、1996年の開始以来、過去最大の46名の学生が参加を希望したのである。

このような状況にもかかわらず何故過去最大数の学生が希望したのだろうか。しかもこの46名は、全員入学して間もない1年生のみだった。最後まで一人の脱落者もなく研修に参加し全員無事帰国した(注1)。

今回その参加者の中には、地震、津波、原発で被災

し、家を流失した学生、肉親を亡くした学生、原発で避難を余儀なくされた学生がいた。また学生の中には「このような不幸が起きたのに、果たして自分が生きていて良いのか」と考える学生がいた。このようにトラウマを抱えている学生たちがいた。それでも、過去最大の学生が参加した。

これまでの研修を通じて筆者は「バリ島海外研修旅行」の意義を強く感じ報告してきたが（佐藤 1998、2010）⁴、2011年度はこれまでとは違った学生の研修への参加への思いが感じられた。筆者はこのような時期だからこそ、学生たちにこの研修をとおして自信をつけさせたかった。本研究では、2011年度の研修旅行の事前指導、研修先での学生たちの実情報告とともに、学生の意識調査および心理テストを研修前と帰国後について実施し、このような未曾有の大震災に見舞われた時期の学生の意識が、どのようなものであり、どのように変化したのか明らかにしたい。また本研究では、前回深く掘り下げることが出来なかった、バリ島の音楽についてもふれてみたい。

I. 本研究の目的

本研究では、2011年度「バリ島海外研修旅行」の学生の实情報告と学生の意識の変化を調査し、被災を受けた学生がこの研修旅行をとしてどのようにして自信を獲得していったのかについて調べたい。そしてこの研修旅行の意義について考察したい。

II. 事前指導の経緯と実態

(1) パフォーマンスの練習について

事前の練習は別紙日程（資料1）

<資料1>

平成2011年度 福祉学部福祉心理学科「国際理解演習」
保育科第一部「バリダンスレッスンとバリ島幼稚園交流」
ダンス練習日

	月日	時間	場所
水曜日	6月15日、22日、29日、7月6日、13日、20日、27日、8月31日、9月7日	17:40~19:30	千葉ホール リハーサルルーム 第3音楽室 第2音楽室
金曜日	6月17日、24日、7月1日、8日、15日、22日、29日、9月2日、9日、16日	18:00~19:00	千葉ホール リハーサルルーム 第3音楽室 第1音楽室
臨時	9月12日、18日		
夏休み	7月30日、8月6日、11日、24日、26日、29日、31日	午前中	千葉ホール リハーサルルーム 第3音楽室 第1音楽室

上記に示したように、授業時間とは別に、全部で28日間におよぶ踊りの練習を実施した。2011年度は震災の影響で授業開始日も研修申し込み締切日も1か月遅れで開始したために、とりかかると非常に手間取った。そして最も苦慮したのは、学生たちと協議の結果設定した練習時間だが、学生が各自の都合で欠席するために結局、出発前日まで全員揃うことが一度もなく、踊りの動きや隊形が決まらず、最後まで完成されるか分からない状況だった。また学生たちは相手に何か伝えなくてはならないこと、協議しなくてはならないことについてうまく伝えられずに、筆者に伝え方を相談に来たり、相手に伝えにくいことは筆者を通して伝える場合があった。意見の違う相手とのコミュニケーションの取り方が良く分からずにいた。

(2) 曲目と内容

今年度は各訪問先ごとに異なった曲を披露することになったために、全部で6曲準備した。「南中ソーラン」「よっちゃれ」「相模原」のよさこい3曲と「アンパンマン」「ドラえもん」「ひょっこりひょうたん島」と決定した。よさこいは、研修参加学生たちが覚えるので本学の「よさこいクラブ」に指導を依頼した。今年度はダンスの曲目と学生数が多かったために、筆者は最

後までつきっきりの指導をした。

(3)学生の健康管理・心のケアについて

出発前と現地に着いてからの健康面や安全管理のみだけでなく、現在の学生に必要とを感じる一人ひとりの観察と心のケアを行った。前述したように学生同士お互いにコミュニケーションの取り方について悩んでいた。

また地震、津波、原発により、家が流失したり、両親が亡くなったり、原発で避難している心のトラウマを抱えた学生たちは、表面では平静を装っているのだが、突然泣き出したり、急にふさぎ込み口を利かなくなったりする現象が見受けられた学生がいたので、筆者はその学生たちが苦しみを一人で抱えないように、内にこもらないように少しでも心を解放したいと考えたため、一人ひとり心理状態を細かく読み取り、できるだけ自然な形でケアすることにした。また保育科が45名の中に、たった一人で福祉学部福祉心理学科から参加した学生のケア、46名という大人数をまとめるリーダーたちがかなりの負担を感じ、そのプレッシャーを訴えてきたために、その心のサポートが出来るように配慮した。そして学生の研修への参加意欲を高めるために、各自に役割を持たせ責任を持たせようと考え全員に、クラスリーダー・副リーダー、衛生班、音響、CD操作、ダンスリーダー等の係の役職を与えた。さらにパフォーマンスの練習の他、健康面、安全面、自己コントロールの必要性の指導が入ることにより、筆者は結局学生に週5日間の事前指導をすることになった。

Ⅲ. 現地訪問先と学生の実態について

*現地での研修をより確かなものにするために筆者は現地と細部にわたって綿密に連絡を取り合った。

(1)ハラバン幼稚園

州都デンパサールに位置し、キリスト教のエリート幼稚園で本学附属幼稚園と姉妹提携している。幼稚園、初等・中等教育、高等教育まで行っている。子どもたちのダンスがはじまり、バリ伝統のウェルカムダンスやインドネシア民謡のダンスが披露された後、教職員と子どもたちが日本語で「上を向いて歩こう」「幸せなら手をたたこう」等を披露してくれた。挨拶のセレモニーを終えた後本学学生のパフォーマンスに入った。はじめての現地での交流が開始した。学生たちは日本での様子とは大きく変わり、一条乱れぬステージを披露した。その後学生たちは一貫教育となっている幼稚園

から高校まで見学した。学生たちの多くは“子どもたちのダンスのレベルの高さに圧倒された”と述べていた。

(2)タガス村

ウブド地区に位置し芸術村と呼ばれている。ガムラン楽器とドラムによる出迎えからはじまり、子どもたちのウェルカムダンス、パリスダンス、レゴンダンスがはじまった。このタガス村の子どもたちのダンスは、インドネシアのダンスコンクールで優勝したこともある。世代を超えて受け継がれているバリ本来の伝統文化に土着した踊りであり、学生たちの心に“印象強く残った”と述べていた。ガムラン演奏は、ガムランのフルオーケストラによる演奏で、その青銅で出来たガムラン楽器の残響音が身体に浸透し、沖縄音階に似たペロッグ音階のその響きは幻想的な調和に包まれた雰囲気を醸し出していた。その演奏の後歓迎のセレモニーがあり、その後学生たちのパフォーマンスへ移った。学生たちは筆者の指示でステージに合わせて臨機応変に隊形を組み直しパフォーマンスした。見事な対応だった。「ドラえもん」では子どもたちも踊りの中に入ってもらった等の演出をした。学生と子どもたちの一体となったダンスは非常に盛り上がりを見せた。学生たちは、その後、ダンスレッスンとガムラン楽器体験をした。ガムラン楽器は筆者から合図するまで、学生たちは演奏の手を止めることなく熱中して楽器をたたき続け、楽団のリーダーも熱心に指導し続けていた。

その後このタガス村の代表的とも言えるケチャダンスが行われた。男性100名によるケチャダンスだ。合唱団は指揮棒なしで四声部ポリフォニーによる16ビートを実現していた。また物語中の善と悪役の戦いのシーンでは学生たちはその演出に魅了され、拍手と歓声を上げてはやし立てていた。最も迫力ある部分は、善と悪の戦いをする主人公の二人が、草を燃やした火の玉を手で持ち自分の顔に灰を塗ったり、観客の目の前で投げ合いをする場面だった。そのスケールの大きさは見事なもので、学生たちは投げ合いをするたびに歓声を上げていた。さらにこのシーンの中に本学学生を参加させてくれたが、このことは1996年以降の訪問ではじめてだった。このケチャダンスが学生にとって“最も印象に残った事項だった”と後のアンケートで答えている。

(3)ケランピタン幼稚園

タバナン地区にあり、ケランピタン宮殿近くにある、公立のケランピタン幼稚園を訪問した。ジェゴグでの出迎えだった。子どもたちは伝統衣装で身をまといさまざまなダンスを披露してくれた。お互いの代表者によるスピーチが入り、学生のパフォーマンスに入った。

(4)ケランピタン宮殿

ここでのプログラムは非常に充実していた。この宮殿は、訪問先の中で本学と最も長い付き合いで、約25年間の交流をしている。お互いに相手を尊重し信頼し合っている。お互いの代表のスピーチの後、学生たちはお菓子作り等に参加し、子どもたちのダンスを鑑賞した後、学生たちの本研修最後のパフォーマンスが披露された。最後を飾るにふさわしい堂々としたダンスだった。またここでの出迎えも竹で作られた、日本の四七抜き音階に似たジェゴグでの演奏だった。

(5)ケランピタン宮殿での模擬結婚式

バリ島で現在も実際に行われている結婚式をそのまま再現してくれた。宮殿の門の外から行進して宮殿の中に入り、その後一組のカップルが輿に乗って入って来た。学生たちは“異文化を知る上で貴重な体験だった”と後のアンケートで答えていた。

(6)ケランピタン宮殿でのミス&ミスターバリコンテスト

学生が異文化体験をするには、バリの伝統衣装を身につけさせることが効果的であろう。そう考えて本格的なバリ衣装とお化粧を体験させることにした。さらに、この衣装と踊りで「ミス&ミスターバリコンテスト」のイベントにつながることで、そしてそのコンテストの基準を明確に学生たちに伝えた。学生たちは、指導を受けたバリダンスを披露しながら、王族の前でポーズを取った。学生たちは出演直前まで踊りの練習を真剣に行っていた。この宮殿でのコンテストがいかに充実していたか、ということはその後の学生のアンケート結果からも明らかである。

(7)ケランピタン宮殿でのバリダンス

インドの古代叙情詩「マハバーラタ」とも言われている。演技者が失神するほどの強烈なトランス状態に入る。このトランスについては、毎年ショックを受けて恐れる学生がいるために事前指導で説明していた。しかし、今年度はショックを表した学生はなく、逆に

終了後“何故あのようになるのか”“本当に失神しているのか”と質問して来た。学生からのこの質問は1996年度以降はじめてのことだった。

*以上が4つの交流訪問先での学生の主な実態である。
・現地訪問先の全ての反応は驚きとお褒めの言葉で重なった。研修直前に訪問先全てに国際電話を入れた時も“大丈夫か?”と数回確認されたが、実際に訪問すると「3月11日の地震・津波・原発からわずか半年でバリへ来るとは思わなかった」というのである。驚かれるのは当然であろう。何故なら筆者自身、今年度の海外研修は無理だろうと思っていたからである。そしてこの驚きは同時に、お褒めの言葉にもなった。「さすが福島学院大学だ」とまで言っていたのである。また本学の訪問について現地の子どもたちや訪問先にどのように受け止められているかについても質問した。訪問先からの答えは、「大きな刺激をもらっており、日本の文化を学び、向上しようとする意識が高まる」という返事をもらった。

(8)現地で受講したバリダンスレッスン

バリダンスレッスンは宿泊したホテルで2日間現地のダンス教室の講師に指導を受けた。身体の動きはもちろんのこと、指先から目の動きにわたるまで細部にわたっての指導をお願いした。女子学生は人数が多いため、グループに分かれて受けたが、男子学生は研修参加者が6名だったため時間をかけての指導が可能だった。2曲のダンス指導を受けることができた。学生たちの後のアンケートから、このダンスレッスンが充実していたことが分かった。

以上が研修目的の主だった報告であるが、学生たちは現地において、日本の事前指導時にはみられなかった研修への積極的参加、意欲、学生同士の協力体制がみられた。そしてリーダーたちを中心にリーダーシップを発揮し、学生各自自分の係りの役割を果たしていた。

IV. 研修前後の学生の意識調査の変化に関するアンケート調査研究

(1)アンケートの調査の方法

- ①実施前：2011年9月11日配布、9月18日回収
- ②実施後：2011年10月3日配布、10月7日回収
- ③対象者：バリ島海外研修参加45名
- ④回収率：100%

(2) アンケートの内容について

- ① バリ島に関する独自のアンケート
- ② 心理測定尺度集 I (沢崎、成田2001)⁵、V (杉山、高坂2011)⁶より抜粋

(3) 比較する事項について

- ① 研修前と帰国後で、研修に対する学生の意識に関連すると思われる項目を比較し取り上げる。また心理テストについては抜粋して調査した中から有意差のみられた項目を取り上げる。

V. 結果

(1) 独自に作成したアンケート調査の結果より

① “この研修旅行の意義”について

研修前は5段階評価で“非常に意義があると思うが”62%、“意義がある”が38%だったのに対して(グラフ1)、旅行後は“非常に有意義だった”が96%、“有意義だった”と答えた学生が4%と大きく変化した(グラフ2)。さらにカイ二乗検定を行った結果、カイ二乗値が15.01(表1)で、旅行前と旅行後で0.5%水準で有意差がみられた。

② “旅行に関するさまざまな諸注意、指導、自己コントロール等についての指導”について

旅行前は“非常に必要である”が67%、“必要である”と答えた学生が37%だった(グラフ3)。帰国後は“非常に必要である”が91%、“必要である”が9%と変化した。(グラフ4)。カイ二乗検定の結果、カイ二乗値は9.51で旅行前と旅行後に有意差がみられた(表2)。

③ “研修前最も楽しみにしていたことと、帰国後印象に残ったこと”の項目について

複数回答の結果から、研修前は“子どもたちとの交流”77.8%、タガス村のケチャダンス“が31.1%、”ケランピタン宮殿の模擬結婚式が“22.2%だった(グラフ5)。しかし帰国後”最も印象に残った事項“は、”タガス村のケチャダンス”66.7%となり、次いで子どもたちの笑顔“が62.2%、”子どもたちの交流“が57.8%、”ケランピタンの模擬結婚式“が40.0%、”ケランピタンでのミスター&ミズバリコンテスト“が31.1%と変化している(グラフ5)。

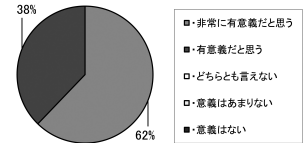
2011年度 福祉心理学科「国際理解演習」

保育科第一部「バリダンスレッスンとバリ島幼稚園交流」
バリ島海外研修旅行・旅行前アンケート調査結果

<アンケート対象者：45名>

<グラフ1>

- ・非常に有意義だと思う 28名
- ・有意義だと思う 17名
- ・どちらとも言えない 0名
- ・意義はあまりない 0名
- ・意義はない 0名



2011年度 福祉心理学科「国際理解演習」

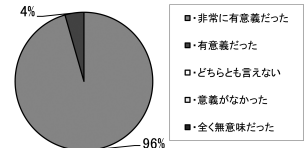
保育科第一部「バリダンスレッスンとバリ島幼稚園交流」
バリ島海外研修旅行・帰国後アンケート調査結果

<アンケート対象者：45名>

<グラフ2>

この研修旅行は有意義でしたか？

- ・非常に有意義だった 43名
- ・有意義だった 2名
- ・どちらとも言えない 0名
- ・意義がなかった 0名
- ・全く無意味だった 0名



分布の差の検定

カイ二乗検定

<表1>

自由度4の場合のカイ二乗値

5%	9.49
1%	13.28
0.50%	14.86
0.10%	18.47
0.05%	20.00
0.01%	23.51

事前 4 この研修旅行には意義があると思いますか？

事後 2 この研修旅行は有意義でしたか？

	5	4	3	2	1	計
事前	28	17	0	0	0	45
事後	43	2	0	0	0	45
計	71	19	0	0	0	90

 χ^2 乗値 15.01

結論：0.5%水準で、「事前と事後で分布は等しい」という仮説は棄却される

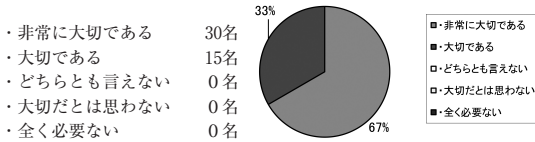
④ 研修前にこの研修で学びたいと思っていたことと研修後学んだと感じたこと

“文化の違い”“仲間との団結力”“友情”“協力”については、研修後の方が少しではあるが多くなってい

2011年度 福祉心理学科「国際理解演習」
 保育科第一部「バリダンスレッスンとバリ島幼稚園交流」
 バリ島海外研修旅行・旅行前アンケート調査結果

<アンケート対象者：45名>
 <グラフ3>

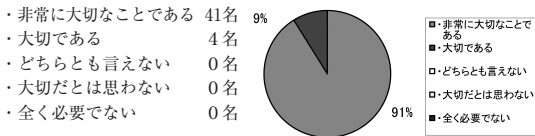
体調管理（薬の持参・水の確保・虫除けのための電子用具）および、海外での自己のコントロール（精神力、集団行動等）についての指導は必要なことだと思いますか？



2011年度 福祉心理学科「国際理解演習」
 保育科第一部「バリダンスレッスンとバリ島幼稚園交流」
 バリ島海外研修旅行・帰国後アンケート調査結果

<アンケート対象者：45名>
 <グラフ4>

今年度は授業時に、体調の管理（薬の持参、水の指導、電子蚊取り）および、海外での自己のコントロール（精神力、集団行動等）について十分な指導をしましたが、外国での研修旅行に大切なことだと思いますか？



<表2>

事前 6 旅行に関する様々な諸注意、指導は必要だと思いますか？

事後 19 今年度は授業時に、体調の管理（薬の持参、水の指導、電子蚊取り）および、海外での自己のコントロール（精神力、集団行動等）について十分な指導をしましたが、外国での研修旅行に大切なことだと思いますか？

	5	4	3	2	1	計
事前	31	14	0	0	0	45
事後	41	3	1	0	0	45
計	72	17	1	0	0	90

χ二乗値 9.51

結論：5%水準で、「事前と事後で分布は等しい」という仮説は棄却される

る。面白かったことは、研修前に全く挙がらなかった“子どもたちの笑顔”が57.8%、“言葉は通じなくても心は通じ合える”が48.9%だった。（グラフ6）。そし

て“自信を持つ”の項目が28.9%だった。そして”自己の存在価値”を挙げた学生が15.6%、“自分を知る”が13.3%、“自己の殻を破る”が11.1%と続く（グラフ6）。1996年から13回のこの研修をとおして、“自信を持つ”から以下の項目が挙がったのははじめてである。

※(グラフ6についてはレイアウトの構成の都合上、やむを得ず考察の部分のP59に記してある。)

(2)心理テストの結果より

心理テスト6項目の中から、t検定の結果、有意差のみられた項目のみ、全体の平均値で取り上げてみる（表3）。

〈表3〉平均値の差の検定

平均値の差の検定	条件:	両側	
t: <0.1	公式:	対応ありt検定	**:<0.01 **:<0.05
○サンプル数が45名の場合	自由度	44	
1%点		2.692	
5%点		2.015	
○サンプル数が44名の場合	自由度	43	
1%点		2.695	
5%点		2.017	

①自尊感情尺度

*今回この研修参加者が自分自身についてどのように感じているのかを自己評価してもらうために実施した。

研修前には平均値が27.04だったが、旅行後には29.36となっており5%水準で自尊感情尺度は旅行前より高くなったといえる（表4）。

〈表4〉自尊感情尺度

A. 自尊感情尺度			
	旅行前	旅行後	差(前-後)
件数	45	45	0
平均	27.04	29.36	-2.31
標準偏差	7.68	7.18	0.50
t値	2.664		
P値	0.011		
判定マーク	[*] 5%水準で有意な差が見られた		
自由度44	1%点2.692	5%点2.015	10%点1.680
判定マーク	**:<0.01	*:<0.05	†:<0.1

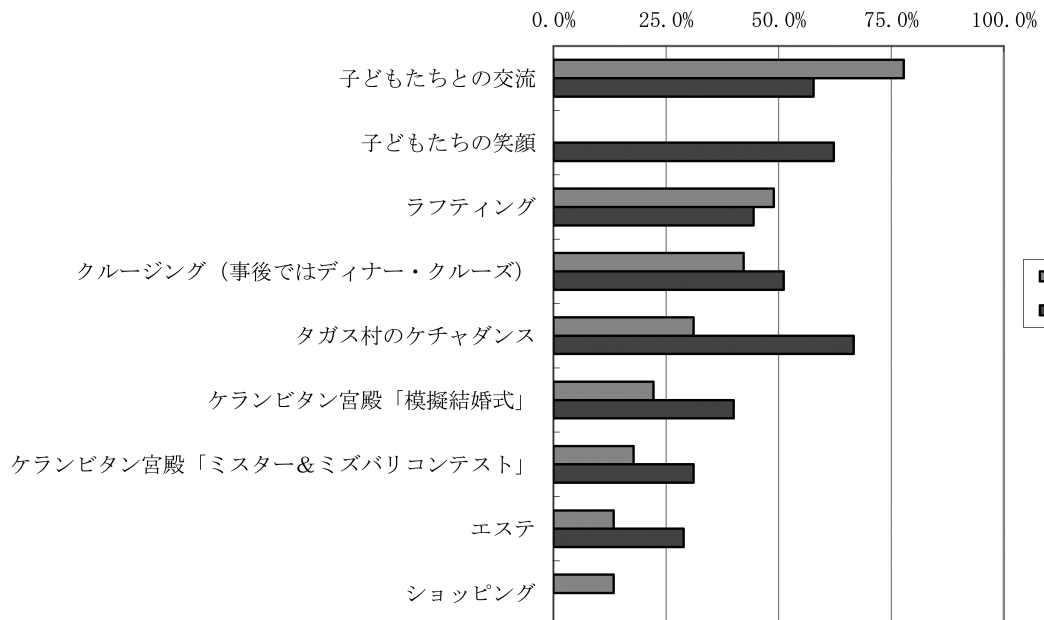
複数回答項目の比較グラフ (%)

<グラフ5>

前 2 最も楽しみにしているものは何ですか？

後 1 最も印象に残っているのは何ですか。

	前	後
子どもたちとの交流	77.8%	57.8%
子どもたちの笑顔	0.0%	62.2%
ラフティング	48.9%	44.4%
クルージング（事後ではディナー・クルーズ）	42.2%	51.1%
タガス村のケチャダンス	31.1%	66.7%
ケランピタン宮殿「模擬結婚式」	22.2%	40.0%
ケランピタン宮殿「ミスター&ミズバリコンテスト」	17.8%	31.1%
エステ	13.3%	28.9%
ショッピング	13.3%	0.0%



②被拒絶感尺度

* 研修参加者が自分は他者に疎まれていないか、ないがしろにされていないかを調査した。

・旅行前は平均値が18.67だったが、旅行後は16.22となっており、被拒絶感は1%水準で旅行後少なくなったと言える（表5）。

③劣等感尺度

* 研修参加者が自分が重要であるとしている領域において、劣等感が生じる自己の側面を調査した。

〈表5〉被拒絶感尺度

D-2. 被拒絶感

	旅行前	旅行後	差(前-後)
件数	45	45	0
平均	18.67	16.22	2.44
標準偏差	6.76	6.35	0.40

t値 2.824

P値 0.007

判定マーク [**] 1%水準で有意な差が見られた

自由度44 1%点2.692 5%点2.015 10%点1.680

判定マーク **:<0.01 *:<0.05 †:<0.1

a) 友達づくりの下手さ

- ・旅行前は平均値が16.59だったが、旅行後は14.59になっており、10%水準で「友達づくりの下手さ」は旅行後少なくなったと言える(表6)。

〈表6〉劣等感

E. 劣等感

E-1. 友達づくりの下手さ

	旅行前	旅行後	差(前-後)
件数	44	44	0
平均	16.59	14.59	2.00
標準偏差	7.10	6.13	0.97
t値	1.927		
P値	0.061		
判定マーク	[†] 10%水準で有意な差が見られた		
自由度43	1%点 2.695	5%点 2.017	10%点 1.680
判定マーク	**:<0.01 *:<0.05 †:<0.1		

b) 劣等感・統率力の欠如

- ・旅行前は平均が16.95だったが、旅行後は15.09となり、10%水準で「統率力の欠如」は旅行後少なくなったと言える(表7)。

〈表7〉劣等感尺度

E. 劣等感

E-2. 統率力の欠如

	旅行前	旅行後	差(前-後)
件数	44	44	0
平均	16.95	15.09	1.86
標準偏差	6.08	5.93	0.15
t値	1.845		
P値	0.072		
判定マーク	[†] 10%水準で有意な差が見られた		
自由度43	1%点 2.695	5%点 2.017	10%点 1.680
判定マーク	**:<0.01 *:<0.05 †:<0.1		

VI. 考察

(1) バリ島に関する旅行前と旅行後のアンケート結果から

① “研修の意義について”

分析結果から学生たちは研修について有意義だったと十分に実感している。このことは生活習慣の違う人々や、芸術、文化に接したことで、今までにない世界を見ることによるところが大きかったと感じられる。そして今までと違った角度から自己を見直したことが関係していると思われる。

② “旅行に関するさまざまな諸注意、指導、自己コントロール等についての指導”について

学生たちは研修前のさまざまな諸注意、自己のコントロールの必要性を感じている。このことは実際にバリに到着してから生活、文化、気候風土の違いに直面して実感したのだろう。筆者が事前指導している時は実感が湧かないようだったが、実際現地へ行き体験することで意識が高まったのではないかと考える。

また事前指導時において筆者は震災のトラウマを抱えた学生、友人とコミュニケーション能力がうまく取れない学生、プレッシャーを抱えて悩む学生へ一人一人に各自に応じた細やかな配慮、気遣い、心配りをした。このことは次第に学生たちの研修への参加意欲を高め、安心感を与えていったのではないと思われる。この心配りがこの研修旅行の成功の鍵を握っていた一つであると言えるのではないかと思えた。教員の学生各自への細やかな相手に寄り添った指導が、学生にとって研修を有意義だったと感じさせたり、学生自己のコントロールの必要性を気づかせたり、後述するが、心理テストの結果において自己を受け入れることや、統率力の芽生え、友だち作りの自信につながっていった一つではないかと思われた。

③ “帰国後印象に残った事項”

<タガス村>

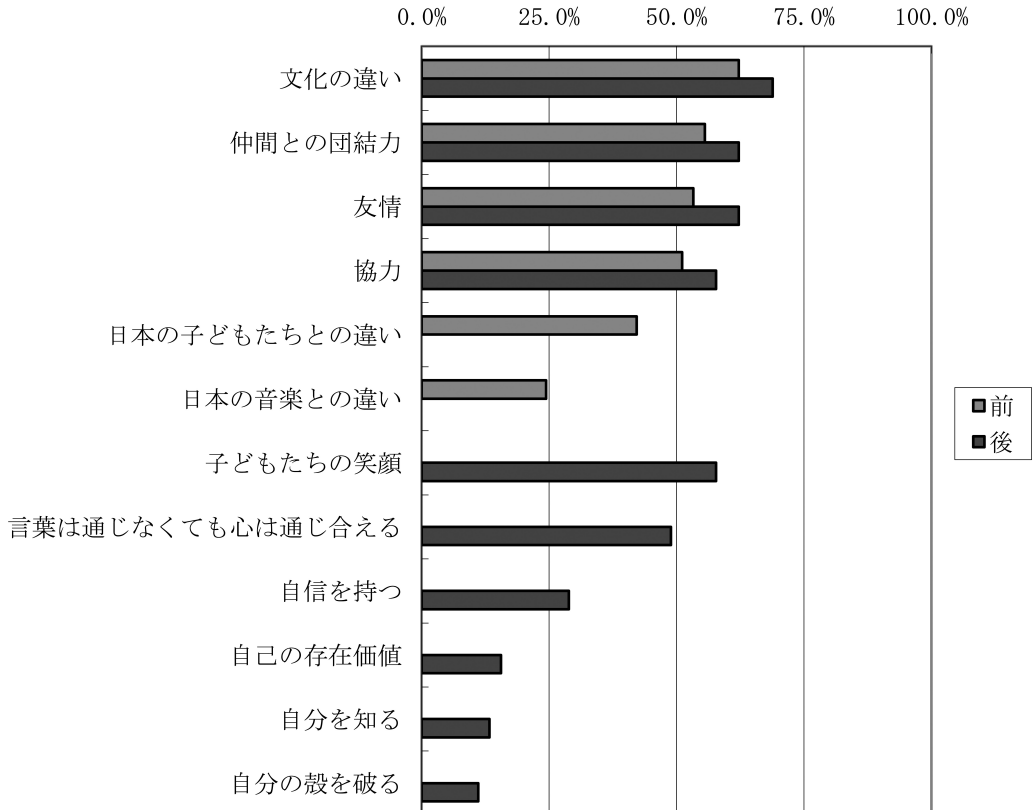
・タガス村のケチャダンスは、“最も印象に残った事項”として学生たちに毎年トップで挙げられている。今年度も同様だった。このことについて考えてみたい。河合が述べているように、ケチャは音楽、舞踊、美術、演劇、儀式的要素が混然一体となった複合的なパフォーマンスと言える(河合2013)⁷。さらにケチャの円陣は、一般的に四重の円陣をとって座ることが多いために、大合唱隊に指揮棒なしに四声部ポリフォニーによる完全無欠の16ビートを実現させるという(河合2013)⁸。今回参加した学生たちが現在受けている日本の音楽教育はほとんどが西洋音楽中心になされている。しかも参加学生がほとんどだった保育科学生が1年次に授業内で実施する“ミニミニミュージカル”や、2年次必修科目で行う「創作ミュージカル」はケチャダンスと同じ総合芸術である。しかし、同じ総合芸術でも学生たちの作る音楽はほとんどが、楽器やテープ等の伴奏楽器に頼って音楽を完成させる。このような同じ総合芸術とも言えるバリ島の作品が、楽器に頼らずに人間のみの共同体、

複数回答項目の比較グラフ (%)

<グラフ6>

前 9 この研修をとおして学びたいと思うことを書いて下さい
 後 18 この研修をとおして学んだことを書いてください。

	前	後
文化の違い	62.2%	68.9%
仲間との団結力	55.6%	62.2%
友情	53.3%	62.2%
協力	51.1%	57.8%
日本の子どもたちとの違い	42.2%	0.0%
日本の音楽との違い	24.4%	0.0%
子どもたちの笑顔	0.0%	57.8%
言葉は通じなくても心は通じ合える	0.0%	48.9%
自信を持つ	0.0%	28.9%
自己の存在価値	0.0%	15.6%
自分を知る	0.0%	13.3%
自分の殻を破る	0.0%	11.1%



集団の力で団結して完成され作り上げられていく、
 一糸乱れぬ音楽や踊りに酔いしれるのではないかと
 考える。

このように異国で自分たちと違う音楽演奏の体験が
 学生たちに感動を与えたのではないと思われる。
 さらにこのタガス村では実際にわらに火をつけた火

玉を投げ合う演出で壮大なスケールである。筆者も他の村のケチャダンスを体験しているが、この火の投げ合いをするシーンの体験は現在まででタガス村のみである。

また、ケチャダンスの前に学生たちが鑑賞したガムラン楽団の演奏についてであるが、音階構造は前述したように日本の沖縄音階と共通しており、学生たちは日本の音楽との共通性を感じたのではないかと考える。幼いころから母国語として慣れ親しんでいる音階が、学生たちを魅了したのではないかと考えられる。また河合は、ガムラン演奏について全体で4オクターブをカバーする青銅製の鍵盤楽器の一群は打楽器とは思えないほどの多彩な旋律や和音を生み出し、クندان（太鼓）、チェンチェン（シンバル）、ドラ等のリズム楽器の一群れはロックミュージシャンにも負けないほど強烈な16ビートを生み出す（河合2013）⁹と述べている。またさらに青銅の華やかできらびやかな音色と神技とも言える素早くダイナミックな音楽の旋律は、聴く者を圧倒的に引き込む音の万華鏡を繰り広げる（河合2013）¹⁰と述べている。さらに河合はガムランもケチャの合唱も、高周波音が発生していると述べている（河合2013）¹¹。河合はさらにガムランの周波数はまた中脳、視床、視床下部を顕著に活性化すると述べている（河合2013）¹²。学生たちがガムランの響きに引き寄せられ快感を覚えていたのだと思われる。そして加えて日本の風習や宗教観にはない、神に奉げるために村人の一致団結した壮大なスケールの、ガムラン楽器、ケチャダンスの連続体験、そして今までにない、震災を乗り越えてバリへ来た本学学生をバリ人にとって神に捧げる神聖なダンスの中へ入れてくれたことは、学生たちの心に響き、感動と力強さ、新たな勇気を与えてくれたのではないかとと思われる。

＜ケランビタン宮殿での体験＞

“ケランビタン宮殿での体験”も帰国後学生の印象に残った事項に挙げられている。学生はアンケートの結果から分かるように“人々の温かさを感じた”と言う。その他のプログラムの内容で“模擬結婚式”が印象に残った事項として挙げられているが、“ミズ&ミスターバリコンテスト”も挙げられていた。このことについて考えてみたい。日本と全く違う衣装や化粧をしたことの他に、バリに到着してからはじめて挑戦した異国のバリダンスレッスンの成果を生かせることが、異文

化での新しい成功体験を感じ取らせたのではないかと考えられる。

また、学生たちはケランビタンでの多彩なプログラムを、共通の言葉を見いだせず身ぶり手ぶりで表現し、子どもたちや宮殿の人々とお互いの意思の疎通を図っていた。学生たちは言葉以上に音楽や踊り、身振り手振りをとおしてバリの文化を十分に感じ取っていたのだと思われる。そのことから学生たちは“言葉がなくてもお互いを理解し合える”と感じていたのだと思われる。そして学生たちは自然とあふれ出た屈託のないバリの子どもたちの笑顔、何の利害打算もない現地の人々との温かいふれあいから、安らぎと癒し、信頼関係を感じ取っていたのではないかとと思われる。

またケランビタン宮殿では、ジェゴグの演奏で出迎えてくれたが、音階構造が日本の四七抜き音階である。学生たちは幼少のころから自国で慣れ親しんだ響きに安堵感を抱いたと考えられる。そしてここで鑑賞した“パロダンス”について考えてみたい。学生たちはパロダンスの時の“トランス現象”についてさまざまな質問をして来た。筆者は当初、ケランビタン宮殿の人々からは、「演技に熱中するからその現象が起きる、何の細工もない」と聞いたが、実際には良く分らないままだった。しかし、河合はこのことについて、バリの人々は超高周波音の脳に及ぼす影響を伝統知として熟知しており、それを巧みに利用してきた可能性が高いと言う（河合2013）¹³。つまりそれはパロンの獅子頭の裏側に仕込まれた鈴にあると言うのだ（河合2013）¹⁴。その鈴は青銅や銅塊を削りだして作った十数個を密集させ、劇中登場するパロンの頭の内側に仕込んであり、それが超高周波成分を発生させ、パロンの前肢の振り手のみにだけが聞こえると言う（河合2013）¹⁵。そして、その演技者が脳に変化が起きて、その獅子頭をかぶった前肢の振り手の生理的状态をトランスに誘導する要因であると述べている（河合2013）¹⁶。確かに今までケランビタン宮殿でトランス現象を起こした演技者は、パロンの衣装をはずした後に起きることが多かった。

このようなバリ島特有の現象が起きた出来事が、学生にケランビタン宮殿を印象に残るものの1つにしたのではないかと考える。また前回まではこのパロダンスについて、学生の中にはトランス現象を、“気分が悪い”“怖い”と訴える学生がいたのだが、もしかすると震災でさまざまな体験をした今年度の学生たちは、現実を直視するという目に向けたのかもしれないと考えた。

＜学んだ事項＞

・研修後、“学んだ事項”として研修前にはみられなかった“子どもたちの笑顔”が挙げられていた。また“言葉は通じなくても心は通じ合える”の項目が挙げられていた。前述したとおり学生たちは全ての訪問先で、共通言語を見いだせずに、子どもたちや、村、宮殿の人々とお互いに身ぶり手ぶりで表現し合い、意思の疎通を図っていた。学生たちにとっては、もしかしたらその方法でバリの文化を感じ取る方が魅力的だったのかもしれないと思われる。学生たちは言葉以上の意思疎通の方法を見出したのかもしれないと思われる。そして学生たちは自然とあふれ出た屈託のないバリの子どもたちの笑顔、何の利害打算もない、現地の人々との温かいふれあいから、安らぎと癒し、信頼関係を感じ取っていたのではない。

そして、“自信を持つ”が挙げられた。”被拒絶感尺度““劣等感・友達づくりの下手さ”で後述するが、このことは“自己の存在価値”“自分を知る”“自己の殻を破る”と言う項目と関連しているのではないかと思われた。地震や原発により大きなダメージを受けていた学生、相手とうまくコミュニケーションの図れなかった学生たちが、異国で46人の仲間と試練を乗り越えたことにより自分も仲間の一員なのだ、自分もみんなと一緒に行動できる仲間なのだ、という意識が自然と芽生えていったと考えられる。そして自ら積極的に自己の役割分担を責任もって果たさなくてはならないと気づいた時、自己の存在価値に気づき、殻を破って少しずつ自分を出しはじめたのではないかと思われる。

(2)心理テストより

①自尊感情尺度

5%水準で自尊感情尺度が自身が高くなったと言える。学生たちはこの研修をとおして自分たちを受け入れてきたのだと感じる。研修の事前指導においてはさまざまな学生同士の衝突があり、どのように表現したら良いのか分からずに関係が不自然だったが、現地での体験から相手を受け入れ、お互いを認め合うようになったことが自分も受け入れることにつながったと考えられる。

②被拒絶感尺度

旅行前に比べ、旅行後1%水準で被拒絶感尺度が少なくなっている。研修前は練習中も参加しない学生、

原因を調べると、友人とのトラブルが多く自分は受け入れてもらえないだろうという不安から、練習に参加しにくかったと言う。また地震、津波、原発により、家が流失したり、身内に不幸があったり原発で避難している学生たちが、突然PTSDが起きどうしようもなかった、と述べた学生が帰国後“本当の自分を出したら受け入れてもらえないかもしれないと考えていたが、そのことで逆にみんなに気を遣わせてしまった。自分の気持ちを素直に表して良かったのだ。そのことを旅行の途中みんなの温かさが気づかせてくれた。自分が前向きに生きることが大切だと気づいた”と述べてくれた。また前述したように研修後に“みんなの温かさが、自分は生きていても良いと自信につながった”と述べてくれた。決して全てが回復したとは言いが、この研修旅行をとおして学生の中に、“前向きに生きよう”とするこのような心理的変化が起きたのではないかと考える。この研修はここまで学生たちを揺り動かす大きな力があるのではないだろうか。

③“劣等感・友達づくりの下手さ”

旅行前に比べ、旅行後10%水準で“劣等感・友達づくりの下手さ”が少なくなっている。学生たちは9日間の異文化の海外ではじめての体験を共有し、共に試練を乗り越えたことで友情がさらに深まったと考える。学生たちは全く環境や習慣、生活様式、文化の違う海外の中におかれ友人と力を合わせて自分を発揮する必要性が出て来た。自然とその意識に芽生えたと考えられる。そのことで必然的に、“劣等感・友達づくりの下手さ”の値が少なくなったのではないかと考えられる。

④“劣等感・統率力の欠如”

旅行前に比べ、旅行後10%水準で“劣等感・統率力の欠如”が少なくなっている。

前述したように、今まで経験したことのない海外と言う場に立たされ、集団で行動するには、当然自分の役割を果たさざる終えなくなった。その意味で学生各自に役割を作り責任を持たせようとしたことは、自分に与えられた責任を果たそうと努力しようとする原動力になり、自分を発揮することの意欲につながっていったのではないだろうか。学生たちは、責任を果たさなくてはならないという場に立たされ、自己を発揮しはじめたのだと考えられる。そのことにより、自分の中に自信が芽生えたのだと思う。

研修前に震災のトラウマを抱えた学生たちも、研修

後少しづつ明るさを取り戻したようすが伺えた。しかし、まだ震災前のように回復しないと考えられるので筆者は今後も見守り続けたいと考える。また福祉心理学科から一人でこの研修に参加した学生や、全体リーダーだった学生たちも現地での活躍は目覚しく、帰国後さらに積極的になり、そのことは他の場面でもみられるようになった。本学で活発に活動するクラブサークルに入部し、二人揃って1年生のリーダーになった。バリ島で培った自信が他の領域にも広がりをもてたと感じた。

前述したように1996年から13回のこの研修をとおして、“自信を持つ”の項目が28.9%だった。そして“自己の存在価値”“自分を知る”“自己の殻を破る”の項目が挙がったのは前述したとおり今年度はじめてであるが、今年度の研修はそれだけこの震災の影響が大きく学生に影響していたのを物語っていたのではないかと推察する。

<結 語>

今回、震災・津波・原発でトラウマを抱えた学生たちが、(1)バリ島の人々との温かい歓迎、人々とのふれあい、(2)バリ島の独特な音楽や踊り(3)さまざまな異文化体験、(4)異国で学生同士団結等をとおしてさまざまな試練やトラブルをとともに乗り越えた。その他(5)教員の学生一人一人への細やかな心配りと配慮が関係していると感じられた。

以上をとおして学生たちは自己への自信を獲得していったと考えられる。このことは今後の学生たちの人生にも大きな影響を与えるのではないと思われる。このようなさまざまな要素を含む本研修旅行は大きな意義を持っていると言えるのではないと思われる。本学独自のこの意義深い研修が今後引き継がれ、さらに発展してゆくことを願いたい。

(注1) 本研修旅行の実施日は2011年9月19日(月)から、9月27日(火)の8泊9日である。

「注記」

- 1・佐藤敦子(1998)「保育科短大生とバリ島幼稚園の子供たちによる音楽の異文化間交流～1994～1997『福島女子短期大学研究紀要第29集』pp.1-19
- 2・佐藤敦子(1998)「保育科短大生とバリ島幼稚園の子供たちによる音楽の異文化間交流～1994～1997『福島女子短期大学研究紀要第29集』pp.1-19

- 3・佐藤敦子(2010)「大学生とバリ島幼稚園の子供たちによる音楽の異文化間交流の意義について(その2)」『福島学院大学研究紀要第42集』PP.53-76
- 4・佐藤敦子(1998)「保育科短大生とバリ島幼稚園の子供たちによる音楽の異文化間交流～1994～1997『福島女子短期大学研究紀要第29集』pp.1-19
佐藤敦子(2010)「大学生とバリ島幼稚園の子供たちによる音楽の異文化間交流の意義について(その2)」『福島学院大学研究紀要第42集』pp.53-76
- 5・沢崎達夫、成田健一(2001)「心理測定尺度集」pp.29-49 サイエンス社
- 6・杉山崇、高坂康雅(2011)「心理測定尺度集」pp.29-36 サイエンス社
- 7・河合徳枝(2013)「音楽・情報・脳」第9章“共同体を支える音楽”pp.185一般財団法人 放送大学教育振興会
- 8・河合徳枝(2013)「音楽・情報・脳」第11章“音楽による共同体の自己組織化”pp.193一般財団法人 放送大学教育振興会
- 9・河合徳枝(2013)「音楽・情報・脳」第9章“共同体を支える音楽”pp.143一般財団法人 放送大学教育振興会
- 10・河合徳枝(2013)「音楽・情報・脳」第11章“音楽による共同体の自己組織化”pp.142一般財団法人 放送大学教育振興会
- 11・河合徳枝(2013)「音楽・情報・脳」第11章“音楽による共同体の自己組織化”pp.180,191一般財団法人 放送大学教育振興会
- 12・河合徳枝(2013)「音楽・情報・脳」第11章“音楽による共同体の自己組織化”pp.180 一般財団法人 放送大学教育振興会
- 13・河合徳枝(2013)「音楽・情報・脳」第12章“トランスの脳科学～感性情報は人類をどこまで飛翔させるか”pp.211 一般財団法人 放送大学教育振興会
- 14・河合徳枝(2013)「音楽・情報・脳」第12章“トランスの脳科学～感性情報は人類をどこまで飛翔させるか”pp.211 一般財団法人 放送大学教育振興会
- 15・河合徳枝(2013)「音楽・情報・脳」第12章“トランスの脳科学～感性情報は人類をどこまで飛翔させるか”pp.211 一般財団法人 放送大学教育振興会
- 16・河合徳枝(2013)「音楽・情報・脳」第12章“トランスの脳科学～感性情報は人類をどこまで飛翔させるか”pp.213 一般財団法人 放送大学教育振興会

福島市のジャガイモとサツマイモにおける 放射性セシウム汚染と除染

Studies of Radiocesium Contamination and Decontamination in the Potato
(*Solanum tuberosum* L.) and the Sweet Potato (*Ipomoea batatas* L.) in Fukushima City

杉 浦 広 幸
Sugiura Hiroyuki

目 次

はじめに

1. 調査対象および方法

2. 結 果

3. 考 察

おわりに

Abstract

はじめに

幼稚園・保育所では、多くでジャガイモ (*Solanum tuberosum* L.) とサツマイモ (*Ipomoea batatas* L.) の栽培が実施されている¹⁾。しかし、2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質は、福島市のある北西方向に高濃度の汚染を広げた²⁻⁴⁾。そのため、福島市の幼稚園・保育所の多くでジャガイモやサツマイモの栽培活動が中止された。

福島市民が市民生活を取り戻すべく原発事故前に実施していたことの中に、屋外での園芸活動がある。そこで、福島学院大学では2011年4月より、附属幼稚園が利用してきたサツマイモ畑の除染に取り組んだ。しかし、除染の効果がどの程度であるか、放射性セシウム濃度について子どもが食べても問題ない十分に低い値となるか、イモ類を実際に栽培して調査する必要があると思われた。また、従来から学生の食用作物の栽培も実施してきたことから、彼らが食用としても問題のないよう、収穫物の放射性物質濃度を下げる工夫が必要と思われた。

全ての圃場における表土を手作業で除去し、汚染土

壤の処分まで実施するのは難しいため、放射性セシウムの吸収しやすい条件を調査し、それを避けながら吸収抑制を工夫する必要がある。農作物は、土質により放射性セシウム吸収が異なり、特に褐色森林土で吸収が高いとの報告がある⁵⁾。福島学院大学が利用させてもらっていた土船地区の圃場は褐色森林土であり、収穫物の汚染が心配される。また、植物は土壤溶液中のカリウム濃度が低いと放射性セシウム吸収が促進されるため、カリ肥料の施用でイネへの吸収が抑制されることが報告されている⁶⁻⁹⁾。

さらに、園芸活動再開のためには作業での被ばくを避けるため、圃場における γ 線の調査も重要であろう。

そこで、福島市において栽培活動を再開のため、ジャガイモとサツマイモの放射性セシウム汚染の状況を調査し、除染を検討した。

1. 調査対象および方法

本研究における圃場は、宮代圃場（福島学院大学宮代キャンパス野菜圃場、福島市宮代）、沖高圃場（すこやか福祉会特別養護老人ホーム圃場、福島市沖高）および土船圃場（青葉学園野菜圃場、福島市土船）とし

た。なお、各調査地の2011年5月28日における放射線量率は、表1のとおりであった。

また、宮代圃場の土質は有機質土壌地（黒ボク、畑の深土、山砂の混合を厚さ30~50 cm客土した圃場）、と粘土質土壌地（厚さ2~3 cmの腐食層の下が褐色と灰色の粘土が混合した粘土質土の場所を耕起した圃場）である。また、沖高圃場は畑の深土（主に赤土）を20~30 cm客土、土船圃場は褐色森林土をそのまま耕作した土壌である。

堆肥については100 kg/aとなるようパック入りの牛ふん堆肥を、石灰については消石灰を10 kg/a 施用した。なお、2011年は石灰、堆肥とも原発事故発生以前に買い置きしていた袋入りのものを使用した。いずれの圃場も、幅60 cmで通路50 cmとなるよう畦を立て、ジャガイモは種芋を半分に切ったもの、サツマイモは市販の苗を用い、条間・株間30 cmの千鳥植えで定植した。

1) 原発事故発生年に福島市の非除染圃場の線量率と栽培したジャガイモにおける放射性セシウム濃度

本実験における栽培は、2011年に行った。宮代圃場（地表3~5 cmの有機質土の下が粘土質の土壌の土地：粘土質地）、沖高圃場（主に赤土である畑の深土を2005年に客土した畑地；赤土地）および土船圃場（褐色森林土の畑地；褐色森林土地）にて、2011年4月8~15日に表土を除去せず深さ20 cmまで耕起し、3要素各15%の化成肥料を1 kg/a 分施用した（追肥なし）。供試品種は宮代圃場と土船圃場が“キタアカリ”、沖高圃場は前記品種が不足したため“メークイン”を用いた。放射性セシウムの定量は、日本食品分析センターに依頼した（皮をむいて低温で送付、7月25日実施、2 ℓマリネリ容器使用、ゲルマニウム半導体検出器にて1,000秒2反復）。

3か所の研究圃場におけるγ線の線量率について、5月27~28日に除染していないジャガイモ栽培地周囲の耕作していない場所（非耕作地）で測定した。γ線の測定方法は、CsI シンチレーター（富士電機社製“はかるくんII”、150 keV~3 MeVの U_3O_8 における検出感度10%以上、時定数60秒）にて測定した。測定方法は、高さ100 cmの線量率について、電源を入れて180秒経過した後10秒毎に表示される数値を3か所について3回ずつ合計9回測定した。得られた結果は、標準偏差を求めてその範囲で重複が見られるかにより差異を検討した。

2) 原発事故発生年に宮代圃場で栽培したサツマイモにおける放射性セシウム濃度と圃場の線量率に及ぼす表土除去の影響

供試品種は“ベニアズマ”を用いた。宮代圃場の有機質土壌（2006年に購入土壌を厚さ30~50 cm客土）の菜園において、原発事故後の2011年4月27~5月4日に表土を10 cm除去した場所と5 cm除去した場所、粘土質地において腐食層の表土を除去せずに耕作した場所の3か所に栽培地を設けた。3か所の栽培地に、購入苗を2011年5月28日に定植し11月26日に収穫した。

放射性セシウムの定量は、収穫物を水洗後に皮をむいて細断した試料を2 ℓマリネリ容器に充填し、3,600~10,000秒で3~6試料を11月11日~12月15日に定量（反復なし）した。

なお、以後の放射性セシウムの定量には福島学院大学設置のゲルマニウム半導体検出器（CANBERRA社製）を使用し、Cs-137は661.6 keVのピークを、Cs-134は604.7 keV（Cs-134で604.7 keVが検出されず795.8 keVで検出された場合は後者）のピークを用い、効率校正には日本アイソトープ協会によるMX033U8 PPを用いた。

また、移行係数算出のため、土壌のCs-137濃度を定量した。調査地の3か所より採取した土壌は、3~4日間暖房の効いた屋内において新聞紙上に広げて自然乾燥させ、石や植物残渣を除去後の試料をU-8容器に充填し、ゲルマニウム半導体検出器にて1,200~3,600秒で3~6試料を定量（反復なし）した。

宮代圃場の3か所の栽培地におけるγ線の線量率は、β線遮断のためワイプテストプレートを着着したGM測定器（inspector+、米国S.E.社製、GM検出窓径4.5 cmφ、546 keV~2.3 MeVのSr (Y)-90の検出効率38%（4π）、時定数30秒）を用い、電源を入れて90秒経過後3秒毎に表示される数値を3か所について3回ずつ合計12回、高さ100 cmと1 cmで11月22日に測定した。得られた結果は、有意差を5%レベルでTukey法¹⁰⁾にて算出した。

3) サツマイモとジャガイモにおけるCs-137濃度の推移

本実験における栽培は、2011~2013年に宮代圃場で行った。ジャガイモは供試品種に“キタアカリ”を用いて2011年は1)のものとし、2012年は4月25日に定植で7月18日に収穫、2013年は4月24日に定植で7月15日~17日に収穫した。

サツマイモは供試品種に“ベニアズマ”を用いて2011

年は2)を用い、2012年は5月26日に定植で11月24日に収穫、2013年は5月15日に定植で11月1日に収穫した。Cs-137の定量は、2011年のジャガイモが1)の結果を用い、2012年が25日～26日、2013年が7月15日～8月2日に行った。また、サツマイモは2011年が2)の結果を用い、2012年は10月29日～30日、2013年は11月1日～3日に定量した。それぞれ2012年と2013年の収穫物におけるCs-137の定量は、皮をむいて細断した試料を2ℓマリネリ容器に充填し、50,000～100,000秒でゲルマニウム半導体検出器にて行った。

4) 表土処理、土質および硫酸カリウム施肥がジャガイモのCs-137濃度に与える影響

本実験における栽培は、2012年に宮代圃場と土船圃場で行った。宮代圃場は2)で表土10cmを除去した場所、高濃度汚染が予想される有機質の汚染表土を前年(2011年)に集めて50cm以上に積み上げた場所、1)で除染せずに栽培に用いた粘土質の場所(硫酸カリを施用した場所と無施用の場所を設定)で実施した。種イモは4月25日に定植し、イモは7月18日に収穫した。

土船圃場は、2012年4月に褐色森林土の土地において腐食層の柔らかい表層2～3cmを除去した場所、除去した表層土壌を集めて積み上げた場所を設け、それぞれ硫酸カリの施用した場所と無施用の場所を設けた。種イモは4月27日に定植し、イモは7月27日に収穫した。

収穫したジャガイモにおけるCs-137の定量は、7月23日～8月4日にU-8容器(汚染表土集積地と褐色森林土の収穫物)もしくは2ℓマリネリ容器(表土除去地と粘土質土壌の収穫物)に充填し、7,200～50,000秒でそれぞれ3もしくは6試料行った。

移行係数算出のための土壌Cs-137濃度の定量は、対象地の3か所より2012年5月13日に採取した土壌を60～74日間屋内にて新聞紙上に広げて自然乾燥させ、1mmメッシュを通過した粒子の試料をU-8容器に充填し、ゲルマニウム半導体検出器にて1,200～3,600秒で3試料(3反復)を定量した。

5) 硫酸カリウム施肥がサツマイモのCs-137濃度に与える影響

本実験における栽培は、2012年に宮代圃場で行った。栽培地は2)で表土10cmを除去した場所、2011年に高濃度汚染の有機質表土を集めて50cm以上に積み上げた場所とし、それぞれ硫酸カリの施用した場所と無施用の場所を設けた。苗は5月19日に定植し、Cs-137定量

用のイモは10月27日～11月11日の測定当日に必要な分を収穫した。

収穫したサツマイモにおけるCs-137の定量は、10月27日～11月11日にU-8容器(汚染表土集積地)もしくは2ℓマリネリ容器(除染地の収穫物)に充填し、濃度に応じて7,200～50,000秒でそれぞれ3もしくは6試料行った。また、移行係数算出のための土壌中のCs-137濃度の定量は、4)と同様にした。

6) 実験圃場の2012年におけるγ線の線量率

4)と5)の栽培地に加えて3か所の圃場における非耕作地についても、γ線の線量率を2012年6月22日～7月6日に測定した。γ線の測定方法は、NaIシンチレーションサーベイメーター{ALOKA社製“TCS-172B”、検出器φ25.4×25.4mm、エネルギー範囲50keV～3MeV(3MeVカットなし)}にて、時定数30秒で電源を入れて90秒経過した後、毎秒に表示される数値を6か所で3回ずつ合計18回測定した。得られた結果は、有意差を5%レベルでTukey法により算出した。

2. 結果

1) 原発事故発生年に福島市の非除染圃場の線量率と栽培したジャガイモにおける放射性セシウム濃度

福島第一原発事故の発生翌月に定植したジャガイモは、同じ福島市内でも放射性セシウム濃度に大きな差があり、沖高圃場は $160 \pm 5.3 \text{ Bq/kg}$ で最も高く、宮代圃場($7.4 \pm 2.4 \text{ Bq/kg}$)の21.6倍に達していたが、前者のγ線の線量率は $1.39 \mu\text{Sv/h}$ で後者($1.06 \mu\text{Sv/h}$)よりやや高い1.3倍であった(図1、表1)。また、土船圃場のジャガイモにおける放射性セシウム濃度は $20.9 \pm 5.4 \text{ Bq/kg}$ で宮代圃場の2.82倍であったが、γ線の線量率は $0.56 \mu\text{Sv/h}$ で、宮代圃場($1.06 \mu\text{Sv/h}$)が高かった。

表1 2011年5月28日における調査地の放射線量率

調査地	γ線(標準偏差)($\mu\text{Sv/h}$)
宮代	1.06 (0.064)
沖高	1.39 (0.187)
土船	0.56 (0.038)

2) 原発事故発生年に宮代圃場で栽培したサツマイモにおける放射性セシウム濃度と圃場の線量率に及ぼす表土除去の影響

原発事故翌月に除染した有機質土壌の圃場で栽培したサツマイモの放射性セシウム濃度は、汚染表土10cm

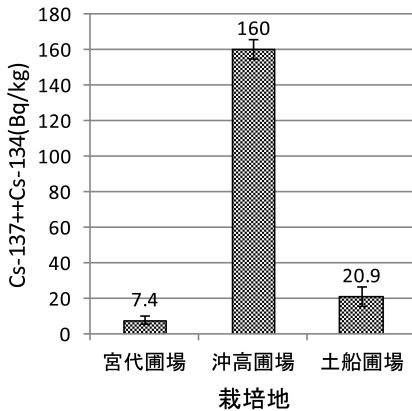


図1 非除染圃場で2011年4月より栽培したジャガイモにおける放射性セシウム濃度
標記の幅は合成標準不確かさ（1シグマ）

除去地で 2.4 ± 0.6 Bq/kgが、5 cm除去地の濃度 (3.9 ± 0.7 Bq/kg) より低かった (表2)。この濃度は、2011年当時の食品の基準値である500 Bq/kgを大きく下回っていた¹¹⁾。しかし、両値は表土を除去しなかった粘土質土壌での放射性セシウム濃度の誤差範囲であり、有意な除染効果は得られなかった。

一方、 γ 線の線量率では表土を厚く除去するほど低減していた (表2)。線量率の低減効果は地表に近いほど大きく、10 cm除去地は高さ100 cmで非除去地の57.1%であったが、1 cmでは20.8%へ大幅に低下していた。

3) サツマイモとジャガイモにおけるCs-137濃度の推移

除染した圃場で栽培したサツマイモにおけるCs-137の濃度を定量したところ、2011年は 1.6 ± 0.3 Bq/kgであったが、2012年には $1/4.0$ の 0.4 ± 0.1 Bq/kgへ大幅に低下しており、2013年は2012年の誤差範囲であった (図2)。また、非除染地で栽培したジャガイモにおけるCs-137の濃度を定量したところ、2011年は 4.5 ± 1.3 Bq/kgであったが、2012年には $1/6.4$ の 0.7 ± 0.1 Bq/kgへ大幅に低下しており、2013年はやはり2012年の誤差範囲であった。

4) 表土処理、土質および硫酸カリウム施肥がジャガイモのCs-137濃度に与える影響

宮代圃場において、汚染された表土を10 cm除去した場所で栽培したジャガイモは、硫酸カリ無施用でも放射性セシウム濃度が 0.56 ± 0.9 Bq/kgで、1 Bq/kgに満たなかった (表3)。汚染表土集積地のジャガイモに

表2. サツマイモの放射性セシウム濃度における表土除去の効果 (2011年)

表土除去の厚さ (cm)	Cs-137+Cs-134 (Bq/kg)	γ 線 (μ Sv/h)		移行係数
		高さ100 cm	高さ1 cm	
10	$2.4 \pm 0.6^*$	0.54a**	0.26a	0.0368 ± 0.0110
5	3.9 ± 0.7	0.65b	0.37b	0.0277 ± 0.0054
0	4.2 ± 1.3	0.98c	1.25d	0.0009 ± 0.0002

* 標記の誤差は合成標準不確かさ (1シグマ)

**異なるアルファベット間には5%レベルで有意差有り (Tukey法)

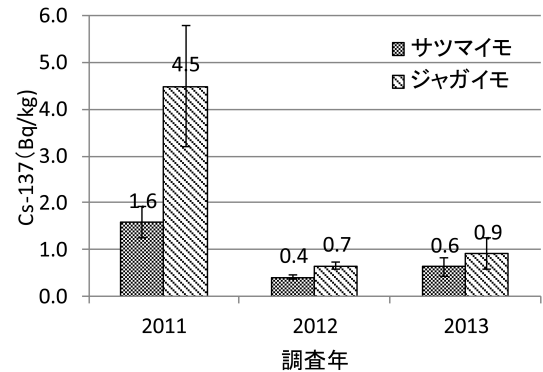


図2 福島で栽培したサツマイモとジャガイモにおけるCs-137濃度の推移

における放射性セシウム濃度は、10 cm除去で栽培した場合の44.5倍の高濃度であったが、移行係数はやや高い程度であった。粘土質土壌地で硫酸カリの効果を比較したところ、施用の場合は無施用よりも放射性セシウム濃度がやや低濃度で、移行係数もやや小さかった。

また、移行係数について褐色森林土の土船圃場は、宮代圃場の有機質土壌より1桁大きく、宮代圃場の粘土質土壌は同圃場の有機質土壌よりも1桁小さかった (表3)。2~3 cm表土除去の場合、硫酸カリ施用の有無で放射性セシウム濃度に大差は無かったが、移行係数はやや低下していた。また、汚染表土集積地では、硫酸カリ施用により放射性セシウム濃度が59.2%に低下し、移行係数も低下した。

5) 表土処理、土質および硫酸カリウム施肥がサツマイモのCs-137濃度に与える影響

宮代圃場のサツマイモは、表土を10 cm除去した場所の放射性セシウム濃度が硫酸カリの有無にかかわらず1 Bq/kgに満たない低濃度であった (表4)。表土10 cm除去・汚染土壌集積地のいずれのサツマイモも、硫酸カリの施用による放射性セシウム濃度の低下が見られ、移行係数も小さくなっていった。

表3 福島で栽培したジャガイモの放射性セシウム吸収における土質、表土除去および硫酸カリ施用の影響 (2012年)

圃場	土質	汚染表土処理	硫酸カリ	Cs-137+Cs-134 (Bq/kg)	移行係数
宮代	有機質	汚染表土集積	無施用	24.9±0.9*	0.0061±0.0012
		10cm除去	無施用	0.56±0.11	0.0035±0.0002
	粘土質	無処理	無施用	1.2±0.13	0.0008±0.0001
		無処理	施用	0.9±0.17	0.0006±0.0001
土船	褐色森林土	2～3cm除去	無施用	2.9±0.4	0.0547±0.0156
		2～3cm除去	施用	2.5±0.4	0.0326±0.0027
	褐色森林土	汚染表土集積	無施用	87.1±7.0	0.0223±0.0021
		汚染表土集積	施用	51.6±5.9	0.0130±0.0017

* 標記の誤差は合成標準不確かさ (1シグマ)

表4 宮代圃場で栽培したサツマイモにおける除染と硫酸カリ施肥の効果 (2012)

汚染表土処理	硫酸カリ	Cs-137+Cs-134 (Bq/kg)	移行係数
10cm除去	無施肥	0.77±0.09*	0.0060±0.0011
10cm除去	施肥	0.54±0.08	0.0041±0.0009
汚染表土集積	無施肥	19.2±4.4	0.0018±0.0005
汚染表土集積	施肥	5.8±1.0	0.0007±0.0001

* 標記の誤差は合成標準不確かさ (1シグマ)

6) 実験圃場の2012年におけるγ線の線量率

宮代圃場の高さ100cmにおけるγ線の線量率は、表土10cm除去で0.29μSv/hで、汚染表土無除去で無耕作地の40.8%、汚染表土無除去で耕作地の48.3%にあたり、前年度の除染効果が維持されており、いずれも2011年度の測定値より低下していた。また、汚染表土集積地は、高い放射線量率であった。

土船圃場の高さ100cmにおけるγ線の線量率は、表土2～3cm除去で0.21μSv/hで、汚染表土無除去で無耕作地の53.8%にあたり、除染による低減効果が見られた。

3. 考察

ジャガイモとサツマイモは、放射性セシウム濃度についていずれの時期も食品の基準値を超えることはなかったが、栽培環境によって濃度が大きく変化していた。2011年のジャガイモは、宮代圃場と土船圃場は線量率では前者が高かったが、放射性セシウム濃度は後者が高かった(図1)。また、褐色森林土である土船圃場の移行係数は、他の土質の圃場よりも大きかった(表3)。有機物に由来する負電荷に保持されたCs+は他の

表5 調査圃場におけるγ線の線量率 (2012)

圃場	表土処理	γ線 (μSv/h)
宮代	10cm除去	0.29a*
	汚染表土集積	1.20f
	無除去の無耕作地	0.71c
	無除去の耕作地	0.60b
土船	2～3cm除去	0.21a
	汚染表土集積	0.67c
	無除去の無耕作地	0.39b

* 異なるアルファベット間には圃場内のデータにおいて5%レベルで有意差有り (Tukey法)

陽イオンによって容易に置き換えられる¹²⁾。本報告でも、カリウムイオンを供給する硫酸カリの施用により、放射性セシウムの吸収が低下していた(表3)。土壤溶液中のカリウム濃度が低い場合、植物によるCs+の吸収が促進されるため、カリウム肥沃度の低い土壤において、K施肥によるCs移行低減効果が大きいとされる^{8,13-16)}。そのため有機質土壤における放射性セシウムは、流動性が高く植物に吸収されやすいと推察される。

また、粘土質土壌である宮代圃場のジャガイモの移行係数は、他の土質の場合より小さかった(表3)。セシウムイオンは、薄いシート状の層が積み重なり層と層の間に負電荷を持つ2:1層状ケイ酸塩を持つ粘土鉱物が持つ負電荷にきわめて強く固定され、他の陽イオンによって簡単に置き換えることができなくなることがある¹⁷⁾。そのため、粘土質土壌で栽培したジャガイモは、放射性セシウムが粘土粒子に固定されるものが多かったため、移行係数が低かったのであろう。

一方、2011年の沖高圃場で栽培したジャガイモは、他圃場より放射性セシウム濃度が特に高かった(図2)。モニタリングマップによると、沖高圃場は宮代圃場・土船圃場より空間線量の高い場所にある²⁾。また、空からの降下物にも放射性セシウムが含まれている¹⁸⁾。降下物に含まれる放射性セシウムの量は、原発事故発生時期に近いほど多かったと推察される。そのため、沖高圃場は、2011年当時に流動性の高い放射性セシウムや降下物が多かったのかもしれない。

そして、2011年7月収穫のジャガイモは、同年11月収穫のサツマイモの倍以上の放射性セシウム濃度で、翌2012年以降はいずれも大幅に減少していた(図2)。その減少幅は、放射性セシウムの壊変の割合よりかなり大きく、かつ線量率の低下の割合よりもかなり大きかった(図2)。そのため、2011年の収穫物の放射性セシウム濃度が翌年のものより高く、また早い収穫物ほど高濃度汚染であったのは、原発事故後まもない放射性セシウムは粘土鉱物等に固定される前の状態のものの割合が、2012年以降よりも高かったからかもしれない。

ジャガイモ・サツマイモへの放射性セシウム濃度は表土除去をしなかった圃場で栽培しても、2012年には食品における許容量¹¹⁾の100Bq/kgを大きく下回った。しかしながら、2011年に表土を10cm除去した圃場で、1年経過してもγ線の線量率は無除去より低かった。また、作業に伴い、汚染した土壌粒子の飛散による汚染拡大や、作業員へ与える影響に注意が必要との考えもある¹¹⁾。さらに、被ばくを心配して汚染土壌に触れることに不安を感じる市民が、屋外でイモ堀りなどの園芸活動を再開するためには、汚染土壌を除去することが望ましいであろう。

土壌粒子の表面が負に帯電し、土壌中で1価の陽イオンとしてふるまうCsは、カリウムやカルシウムなどの陽イオンと同様に、この負電荷を中和するかたちで土壌表面にとどまる性質を持つ¹²⁾。実際、チェルノブイリ事故後の東欧や北欧における調査によると、Cs-137

が土壌下方へ進む速度はほとんどの場合年間1cm以下であり、事故から7年後に表層から10cm以内に78-99%が残っていると報告されている¹⁹⁾。そのため、既に福島第一原子力発電所の事故から3年が経過しているが、表土の除去は有効な除染方法と言えるだろう。

結 論

サツマイモとジャガイモは、放射性セシウムの吸収と蓄積が少なく、2012年以降の栽培であれば福島市内でも十分低い濃度で食用に問題はないが、褐色森林土での栽培は注意が必要であった。カリ肥料の施用で放射性セシウム吸収の抑制は可能であったが、市民の園芸活動再開を考えると、汚染表土も除去することが望ましいと思われた。

摘 要

原発事故による放射性セシウム汚染に見舞われた福島市で、ジャガイモとサツマイモの栽培再開のため、汚染状況と除染について検討した。2012年収穫のジャガイモとサツマイモは、2011年のものより放射性セシウム濃度が大きく低下した。ジャガイモとサツマイモの放射性セシウム濃度は、汚染表土除去と硫酸カリ施用で低下し、汚染表土集積地と褐色森林土での栽培で高くなった。2012年以降栽培のジャガイモとサツマイモの放射性セシウム濃度は、食品における許容量を大きく下回っており、圃場の表土除去でγ線の線量率も低下させることで、福島市での栽培活動再開が進むと思われた。

謝 辞

本研究の遂行にあたり、三井物産環境基金による平成23年度東日本大震災復興支援研究助成対象に採択頂いた。また、本研究の遂行にあたっては、福島学院大学短期大学部教授の河野圭助教授、香山雪彦教授および学習院大学理学部教授の村松康行博士より貴重なご助言を頂いた。ここに記して感謝の意を表す。

引用文献

- 1) 杉浦広幸、農地・緑地の利用についての幼稚園・保育所の現状と保育専攻学生の考えについての研究、人間・植物関係学会雑誌、7:23-28(2007)
- 2) 文部科学省、放射線モニタリング情報、航空機モニタリング結果：<http://radioactivity.mext.go.jp/ja/list/191/list-1.html>(2011)

- 3) 高橋一智・関 一成・宮本幸博・三浦太一：東京電力福島第一原子力発電所事故後のJ-PARC周辺の放射線測定. 日本放射線安全管理学会第10回大会講演予稿集：61 (2011)
- 4) 杉浦広幸・河野圭助・香山雪彦：福島市北部の緑地でのガイガーカウンターによる放射性物質汚染の状況調査と除染, 人間・植物関係学会2011年臨時大会研究発表要旨：14~15 (2011)
- 5) 福島県農林水産部：大豆・当面の放射性セシウム対策について, 農業技術情報 第28号, <http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/future-28H240605.pdf> (2012)
- 6) 米沢茂人・三浦進午：鉍滓類等による農作物の⁹⁰Srおよび¹³⁷Csの吸収抑制に関する研究, 日本土壤肥料学雑誌 36：135-139 (1965)
- 7) 津村昭人・駒村美佐子・小林宏信：土壌及び土壌-植物系における放射性ストロンチウムとセシウムの挙動に関する研究, 農業技術研究所報告B 36：57-113 (1984)
- 8) Shaw, G.: Blockade by fertilizers of cesium and strontium uptake into crops - effects on the root uptake process. *Science of the Total Environment* 137 (1-3), 119-133 (1993)
- 9) Smolders, E., Van den Brande, K. and Merckx, R. Concentrations of ¹³⁷Cs and K in soil solution predict the plant availability of ¹³⁷Cs in soils. *Environmental Science and Technology*, 31, 3432-3438 (1997)
- 10) 今田恒久・中村智洋：対照比較のための多変量多重比較法について, 計算機統計学23 (1), 45~58 (2010).
- 11) 厚生労働省：食品中の放射性物質の新基準値について, 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課, http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/20131025-1.pdf (2012)
- 12) 土壌学会：原発事故関連情報(2)：セシウム(Cs)の土壌でのふるまいと農作物への移行, <http://jsspn.jp/info/secretariat/cs.html> (2011)
- 13) Sawhney B. L.: Selective sorption and fixation of cations by clay minerals: A review. *Clays and Clay Minerals* 20, 93-100 (1972).
- 14) Lembrechts J. A review of literature on the effectiveness of chemical amendments in reducing the soil-to-plant transfer of radiostrontium and radiocaesium *The Science of The Total Environment* 137：81-98 (1993).
- 15) Nisbet A. F. 1993. Effect of soil-based countermeasures on solid-liquid equilibria in agricultural soils contaminated with radiocaesium and radiostrontium. *The Science of the Total Environment* 137, 173-182 (1993).
- 16) IAEA. Technical Reports Series No. 363, 17-68 (1994)
- 17) 中原 治：化学構造と荷電特性(土のコロイド現象 土・水環境の物理化学と工学的基礎), 足立泰久・岩田進午 編, 学会出版センター(東京), p. 23~41 (2003)
- 18) 文部科学省. 放射線モニタリング情報, 福島県による定時降下物環境放射能測定結果：<http://radioactivity.mext.go.jp/ja/1285/> (2012)
- 19) Arapis G, Petrayev E, Shagalova E, Zhukova O, Sokolik G, Lvanov T. : Effective migration velocity of ¹³⁷Cs and ⁹⁰Sr as a function of the type of soils in Belarus. *Journal of Environmental Radioactivity*, 34, 171-185 (1997)

Abstract

Radiocesium contamination and decontamination was studied for potato and the sweet potato cultivation in Fukushima City, which was polluted by radiocesium from the accident at the TEPCO's Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant. The radiocesium concentration in potatoes were greatly decreased in 2012 compared with 2011. Moreover, the radiocesium concentrations in potatoes and sweet potatoes were decreased by removal of the polluted surface soil and fertilization with potassium sulfate. Potatoes and sweet potatoes cultivated at the place where polluted surface soil and brown forest soil were collected showed increased radiocesium concentrations. The radiocesium concentrations in sweet potatoes after 2012 were remarkably greatly less than the amount permitted in food by the Japanese Ministry Health, Labour, and Welfare. Furthermore, it was thought that potato and sweet potato cultivation would be restarted because the gamma dose rate was decreased by removal of the surface soil from their fields in Fukushima City.

介護職の職務満足度

Job satisfaction of a care job

芝田 郁子
Shibata Yuko

目次

1. はじめに
2. 研究の方法
3. 結果
4. 考察
5. おわりに

1. はじめに

わが国の高齢化の速度は他国の追従を許さないほどである。高齢社会白書によると、平成24（2012）年の総人口に占める65歳以上の人口の割合、いわゆる高齢化率は24.1%（前年23.3%）となったと報告している。特に65～74歳人口が大幅に増加したのは、昭和22（1947）～24（1949）年に生まれたいわゆる「団塊の世代」が65歳になり始めたためと言われている。その後、平成47（2035）年に高齢化率は33.4%で高齢者が3人に1人となり、平成54（2042）年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、平成72（2060）年には高齢化率が39.9%に達して、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると¹⁾推計され、今後、ますます高齢化が進んでいく。

さらに、平成25（2013）年6月に発表された厚生労働省研究班（代表者・朝田隆筑波大教授）の調査によると65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計15%で、平成24（2012）年時点で約462万人に上るとされた。この発表では認知症の予備軍と言われている軽度認知障害（MCI）の高齢者も約400万人と推計され、約860万人（65歳以上の4人に1人）が認知症とその予備軍であると言われ、介護の必要度や困難さも増大していく

ことが予想されている。

前回の介護保険法の改正以来、地域包括ケアシステムの下、新たな高齢者対策、認知症対策が実施されているが、その人的環境である介護職の確保が進まない現状がある。政府は平成24年現在149万人である介護職が、平成37年には237～249万人必要になると見通し、その対策としては、①参入の促進②キャリアパスの確立③職場環境の整備・改善④処遇改善の4視点を出している。特にキャリアパスの確立と処遇改善が重要と提言している。

介護労働安定センターの平成24（2012）年度介護労働実態調査（複数回答）によると介護を仕事に選んだ理由として54.9%の人が「働きがいのある仕事だと思ったから」を上げ、現在の仕事の満足度については54.1%の人が「仕事の内容・やりがい」を上げ、労働条件等についての悩み、不安、不満等で「仕事内容のわりに賃金が低い」が43.3%となっている。この傾向をみると仕事のやりがいにつながるキャリアパスの確立と賃金につながる処遇改善は有効性があると思われる。

また、介護労働安定センターの平成24（2012）年度介護労働実態調査によると、離職率は落ち着き、今までで最低の16.1%を示したが、全産業の離職率である

14.4%よりまだ高いと報告されている。島津(2004)は離職率と職務満足感との関係について、職務満足感と離職率、欠勤率には負の相関があり、職務満足感の低いことが、個人対象でも、組織・集団対象でも高い離職率と関連を持つと²⁾言っている。また同じ対人援助職である看護師の満足度と離職の関係については様々な報告がなされている。しかし介護職の報告はほとんどない。

したがって、介護職の人材確保のために、離職率を下げるには、現在の介護職が仕事に満足しているのか、また、介護職の職務満足度はどのようなものか、介護職側の属性が職務満足に影響するかを知ることは意義のあることと考えた。

本研究では、介護職の職務満足度の状況を調べ、介護職の定着を図る方策を考えていきたい。

2. 研究の方法

(1)研究対象

福島県市中心にその周辺に介護施設を持っている7法人10事業所に勤務する介護福祉士151名(212名の回収があったが、未記入項目のあるものを除くと151名からの有効回答となった)。

(2)調査期間

アンケートは平成24年8月1日から8月8日までに配布し、8月23日から8月29日までに回収を行った。

(3)調査方法

学術目的以外に使用しないことを明記した無記名・自己記載式の質問紙調査を行った。調査票は管理者を通して配布し、質問紙の回収については、回収箱を施設内に必要数設置し、調査が個々の対象者の任意になるよう各個人が封をし、投入する方法で依頼した。期間終了後、回収のため訪問した。

①質問紙

尾崎・忠正(1988)の看護師の職務満足度尺度を基に、「看護師」を「介護職」に、「患者」を「利用者」に、「病院」を「施設」に、「医師」を「看護職」に言葉を変えて使用した。

この尺度の構成要素とその定義は以下のものである。

①「給料(9項目)」とは労働の報酬と働いていることによる福利厚生、②「職業的地位(8項目)」とは知的職業、技術の有用性、さらに職業の地位に関する一般

感情、③「看護師と介護職間の関係(3項目)」とは看護職との関係について看護職からの理解や協力など、④「介護管理(10項目)」とは仕事の手順、人事の方針、およびこれらの方針を決定するにあたってのスタッフの参加、⑤「専門職としての自律(5項目)」とは日常の介護業務で認められているか、あるいは要求されている仕事に対する自立、主導権及び拘束されない自由、⑥「介護業務(6項目)」とは規則に沿って行われなければならない仕事、および利用者の介護や管理的仕事に課せられる仕事、⑦「介護職間の相互の影響(7項目)」とは職場での公式的あるいは非公式的な集団のふれあいから生まれる好ましい環境であり、7構成要素48項目からなる。

48項目の設問のうちの肯定的表現の設問については「全くそうだ」を6点、「おおむねそうだ」5点、「ややそうだ」4点、「どちらともいえない」3点、「ややそうでない」2点、「おおむねそうでない」1点「全くそうではない」を0点とする7段階の尺度とした。否定的表現の設問は、その逆で「全くそうだ」を0点として、「全くそうではない」を6点とする7段階の尺度で配点、得点化した。満点は288点、最低得点は0点である。下位尺度ごとの項目評定の平均値を算出し、尺度得点とした。

②対象者の属性

対象者の属性は表1の通りであり、その割合を図1～7に示した。

3. 結果

(1)職務満足度の内容および程度

①総得点

総得点は 153 ± 28.1 点(最高点220点、最低点82点)であった。満点288点に対する平均点の153点の割合は53.1%あった。

図1 対象者の性別

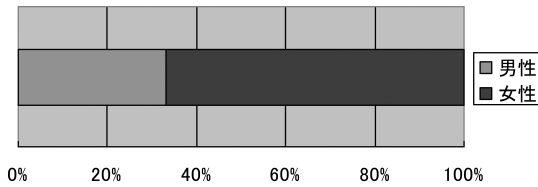


図2 対象者年齢

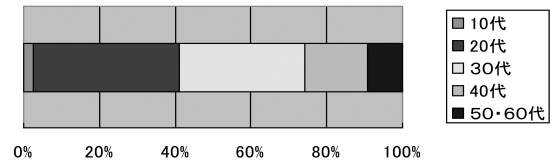


図3 対象者の職位有無

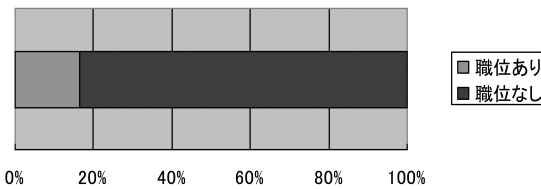


図4 対象者の資格

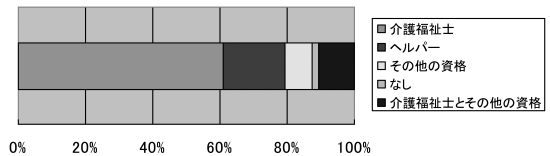


図5 対象者の勤務先種別

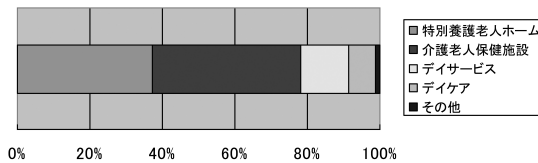


図6 対象者の経験年数

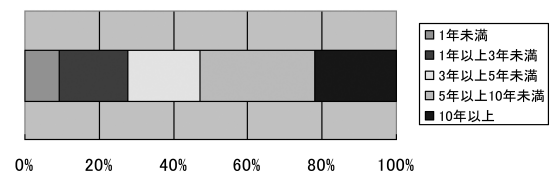


図7 対象者の専門職教育歴

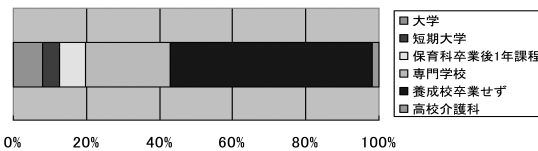


表1 対象者の属性

n = 151

		カテゴリと人数		
性別	男性	50	女性 101	
年齢	10代	4	20代 58	
	30代	50	40代 25	
	50・60代	14		
	職位	あり	25	なし 126
	資格	介護福祉士	92	ヘルパー 28
なし		12	他の資格 3	
介護福祉士と他の資格		16		
施設の種別	特別養護老人ホーム	56	介護老人保健施設 62	
	デーサービス	20	デイケア 11	
	その他	2		
	勤務年数	1年未満	14	1年以上3年未満 28
3年以上5年未満		29	5年以上10年未満 47	
10年以上		33		
専門教育		大学	12	短期大学 7
	保育科卒業後1年	11	専門学校 35	
	なし	83	高校介護科 3	

※専門職教育の中に訪問介護員講習、基礎研修等は含まない。

②職務満足度7構成要素得点

職務満足度の7構成要素である「給料」「職業的地位」「看護職と介護職間の関係」「介護管理」「専門職としての自律」「介護業務」「介護職間の相互の影響」の尺度得点の平均は表2のようになった。分散分析の結果、観測された分析値>F境界値=69.04>2.11、 $p=1.69 \times 10^{-72} < .005$ となり7構成要素には有意差が認められた。

職務満足度は「看護職と介護職の関係」3.85、「介護職間の相互の影響」3.75、「職業的地位」3.69、「専門職としての自律」3.21が高く、「給料」2.82、「介護管理」2.79「介護業務」2.26、が低かった。高いとした3点以上を得点した構成要素4つでは満点に対する得点の割合が53.5%~46.17%である。得点が低い構成要素3つの満点に対する得点の割合は47%~37.67%である。

表2 職務満足度の7構成要素の尺度得点の平均値

	給料	職業的地位	看護職と介護職間の関係	介護管理	専門職としての自律	介護業務	介護職間の相互の影響
尺度得点	2.82	3.69	3.85	2.79	3.21	2.26	3.75

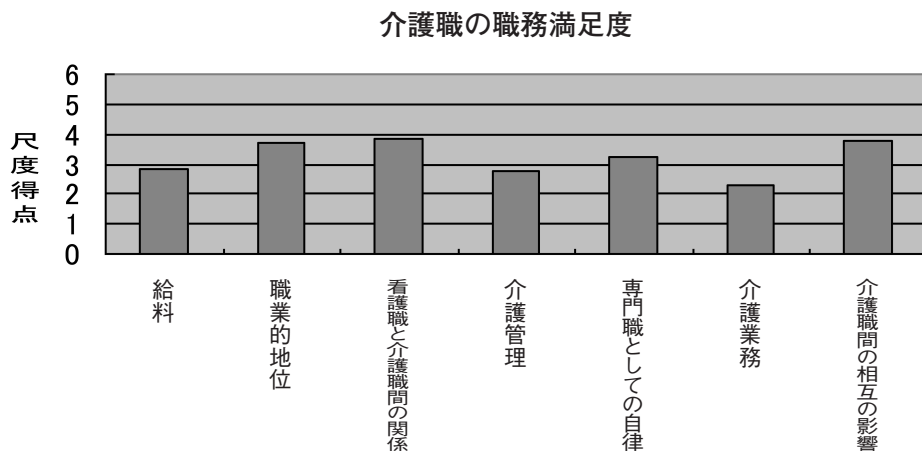


図8 介護職満足度7構成要素の尺度得点平均値

③職務満足度7構成要素の下位尺度得点

7構成要素の下位尺度の項目の傾向をしてみる。結果を表3～表9にまとめ、グラフ化し図9～図15とした。給料の9項目のうち「給与基準の平等」のみ4点台で4.25と高かった。「他の人の給与満足」2.08、「給与の値上げ」2.14、「仕事に見合った給与」2.37、「給与満足」2.40、「給与増加率」2.41の順に得点が低く2点台だった。分散分析の結果、観測された分析値>F境界値 $=38.63>1.95$ 、 $p=1.27\times 10^{-55}<.005$ となり9項目には有意差が認められた。

職業的地位の8項目の尺度得点を高い順に並べると「仕事の専門性」4.93、「仕事がすぐすぎる」4.51、「仕事の価値」4.48、「仕事への誇り」3.73、「意見が見出せる」3.44、「この施設で働きたい」2.96、「やり直しは介護を選択」2.86、「仕事の満足」2.60となる。分散分析の結果、観測された分析値>F境界値 $=53.60>2.02$ 、 $p=9.49\times 10^{-55}<.005$ となり8項目には有意差が認められた。この構成要素については仕事の専門性や価値、誇りに対しての満足度が高い。

看護職と介護職間の関係の3項目は、「協力」4.10、「チームワーク」3.86、「看護職の理解・評価」3.58であり、分散分析の結果、観測された分析値>F境界値は

1.55<3.02であり、また $p=0.21>.005$ となり3項目には有意差が認められない。

介護管理の10項目は「諸問題・手順を管理者と相談」3.60、「系統立てられた仕事」3.56、「管理者のケアの干渉」3.41、「向上の機会」3.40、「雇用者の厚生」3.26、「利用者の優先ニーズの系統化」3.09、「系統だった介護方法」2.95、「施設の方針・計画への間接参与」2.50、「管理決定への機会」2.49、「管理と業務の日常問題のギャップ」2.43の順に高い。分散分析の結果、観測された分析値>F境界値 $=16.90>1.89$ 、 $p=8.61\times 10^{-5}<.005$ となり10項目には有意差が認められた。

専門職としての自律5項目は「監督されること」3.37「仕事の専門性」3.36「決断」3.31「裁量」3.17「複数上司の指示」2.84の順に高かったが、分散分析の結果、観測された分析値>F境界値 $=3.24>2.38$ であるが、 $p=0.01>.005$ となり5項目には有意差が認められなかった。

介護業務の6項目は「ケースカンファレンス時間」2.74、「記録・事務量」2.68、「仕事量」2.29、「やりたいたいケアにかかる時間」2.21、「記録・事務は利用者利益」2.02、「個々への利用者へのケア時間」1.60の順に尺度得点は低くなっており、「個々への利用者へのケア

表3 給料の9項目の尺度得点平均

給料	給与満足	給与増加率	他の人の給与満足	仕事に見合った給与	給与基準の平等	他施設と給与比較	給与闘争	利用費との関係	給与の値上げ
尺度得点	2.40	2.41	2.08	2.37	4.25	2.70	3.68	3.36	2.14

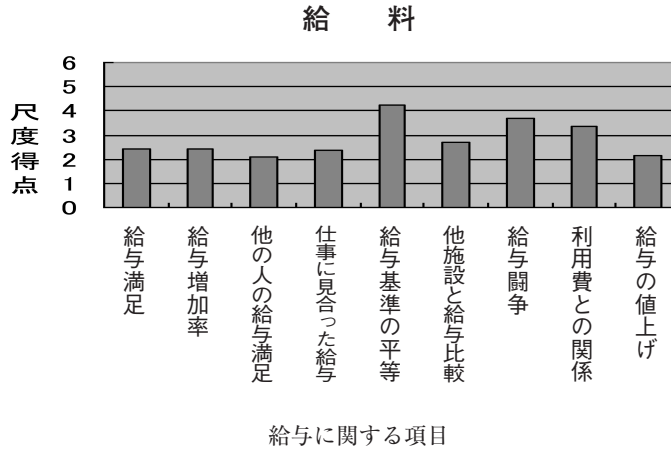


図9 給料9項目の尺度得点

表4 職業的地位の8項目の尺度得点平均

職業的地位	時間が すぐすぎる	この施設で 働きたい	仕事の価値	仕事の満足	意見を 見出せる	仕事への 誇り	やり直しは 介護を選択	仕事の 専門性
尺度得点	4.51	2.96	4.48	2.60	3.44	3.73	2.86	4.93

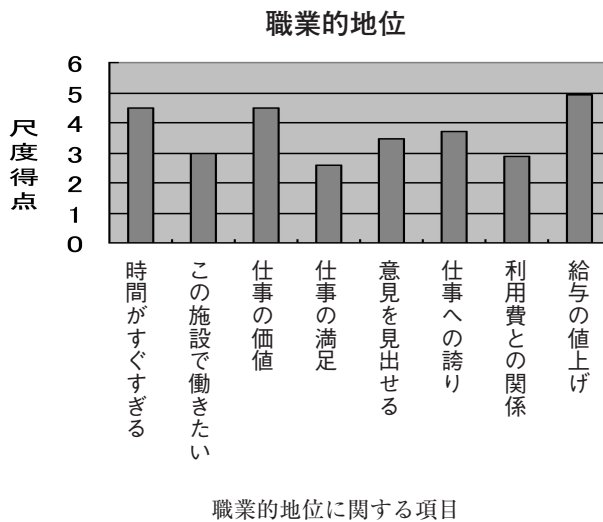


図10 職業的地位の8項目の尺度得点

看護職と介護間の関係

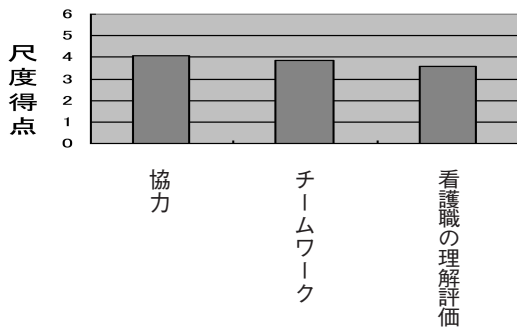


表5 看護職と介護職間の関係の3項目の尺度得点平均

看護職と介護職間の関係	協力	チームワーク	看護職の理解・評価
尺度得点	4.10	3.86	3.58

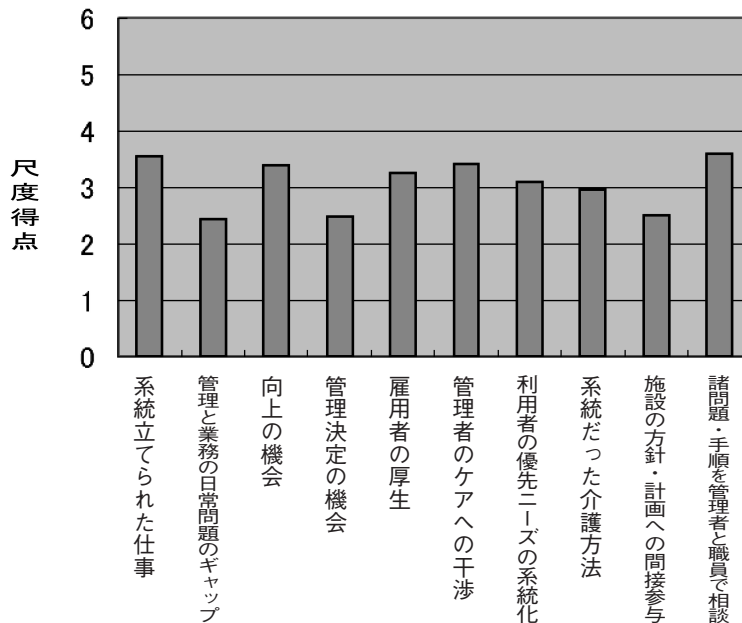
看護職と介護職間の関係に関する項目

図11 看護職と介護職間の関係の3項目の尺度得点

表6 介護管理の10項目の尺度得点平均

介護管理	系統立てられた仕事	管理と業務の日常問題のギャップ	向上の機会	管理決定の機会	雇用者の厚生	管理者のケアへの干渉	利用者の優先ニーズの系統化	系統だった介護方法	施設の方針・計画への参与	管理者と相談
尺度得点	3.56	2.43	3.40	2.49	3.26	3.41	3.09	2.95	2.50	3.60

介護管理

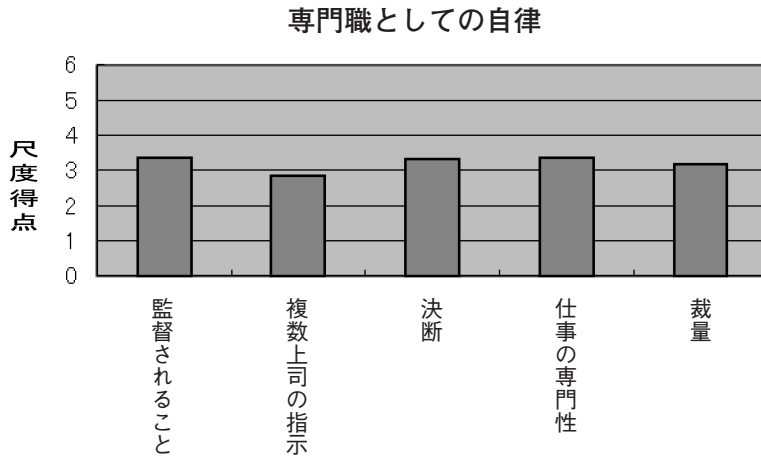


介護管理に関する項目

図12 看介護管理の10項目の尺度得点

表7 専門職としての自律の5項目の尺度得点平均

専門職としての自律	監督されること	複数上司の指示	決断	仕事の専門性	裁量
尺度得点	3.37	2.84	3.31	3.36	3.17

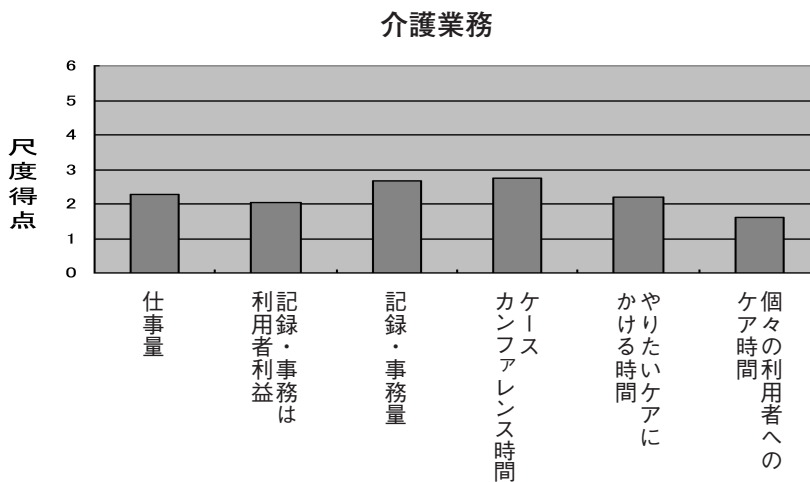


専門職としての自律に関する項目

図13 専門職としての自律の5項目の尺度得点

表8 介護業務の6項目の尺度得点平均

介護業務	仕事量	記録・事務と利用者利益	記録・事務量	ケースカンファレンス時間	やりたいケアにかかる時間	個々の利用者へのケア時間
尺度得点	2.29	2.02	2.68	2.74	2.21	1.60



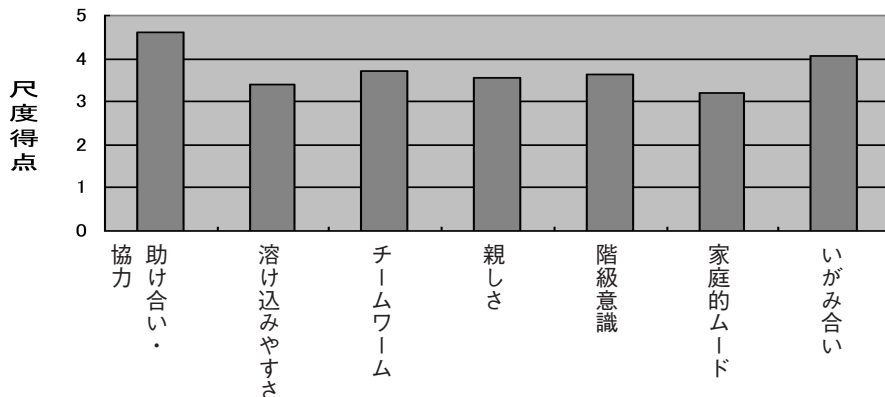
介護業務に関する項目

図14 介護業務の6項目の尺度得点

表9 介護職間の相互の影響の7項目の尺度得点平均

介護職間の相互の影響	助け合い・協力	溶け込みやすさ	チームワーク	親しさ	階級意識	家庭的ムード	いがみ合い
尺度得点	4.61	3.39	3.73	3.57	3.64	3.22	4.07

介護職間の相互の影響



介護職間の相互の影響に関する項目

図15 介護職間の相互の影響の7項目の尺度得点

時間」1.60は全設問中の最低点である。利用者へのケアに対する満足度が低いことがわかる。分散分析の結果、観測された分析値>F境界値=11.76>2.22、 $p=4.97 \times 10^{-10} < .005$ となり6項目には有意差が認められた。

介護職間の相互の影響の7項目は3.22以上で高く、「助け合い・協力」4.61、「いがみ合い」4.07、「チームワーク」3.73、「階級意識」3.64、「親しさ」3.57、「溶け込みやすさ」3.39、「家庭的ムード」3.22の順に高く、「助け合い・協力」4.61は全設問の中で一番の高得点である。分散分析の結果、観測された分析値>F境界値=16.91>2.11、 $p=1.04 \times 10^{-10} < .005$ となり7項目には有意差が認められた。協力やチームワークに対する満足度が高い。

(2)職務満足度に影響を及ぼす要因

今回、職務満足度に影響を及ぼす要因について職務満足度と対象者の属性の関係から検討した。対象の属性である性別、年齢、職位の有無、資格、施設の種別、勤務年数、専門教育が職務満足度に影響を与えているかをみた。回帰分析の結果、 R^2 は0.06、性別 $p=0.76 > 0.005$ 、年齢 $p=0.25 > 0.005$ 、職位の有無 $p=0.27 >$

0.005、資格 $p=0.21 > 0.005$ 、施設の種別 $p=0.75 > 0.005$ 、勤務年数 $p=0.92 > 0.005$ 、専門教育 $p=0.17 > 0.005$ となり、7つの属性すべてで有意な値とは言えず、この結果からは職務満足度に影響を与えてないと言える。

4. 考察

(1)職務満足度の現状

尾崎・忠正(1988)の看護師の職務満足度尺度を使い職務満足度をみたが、総合得点平均は満点が288点での153±28.1点であり、割合は満点の53.1%であり、高いとは言えない。同じ対人援助職である看護師の満足度に関する文献を検討した中川他(2004)の研究では総得点の平均が164±25.8点という結果がみられる。それに比べてみても介護職の職務満足度は低いと言える。

フレデリック・ハーズバーグは職務満足の規定要因に関して2要因論を提唱しているが、それによると仕事における満足度はある特定の要因が満たされると満足度が上がり、不足すると満足度が下がるというわけではなく満足に関わる要因と不満足に関わる要因は別のものであるという。そして、満足にかかわる要因を動

機づけ要因といい、達成すること、承認されること、仕事そのもの、責任、昇進を含み、不満足に関わる要因を衛生要因といい、会社の政策と管理方式、監督、給与、対人関係、作業条件を含んでいる。

この職務満足に関わる2要因論は、あくまでも労働条件や労働環境に代表される衛生要因が不満足を減少させた結果として表面上は満足度が上昇したかのように見えていること意味している。たとえば、給料を上げれば上げるほど満足度が高くなるわけではなく、ある時点で満足度は増えなくなる。その時点からは動機づけ要因としての仕事に対する達成、承認、面白味などの視点からの改善がないと満足度は上昇しないと解釈される。

上記理論を基に、満足度の構成要素の得点を考えてみる。構成要素の得点のなかでは人間関係に関する満足度（看護職と介護職の関係、介護職間の相互の影響）、次に仕事のやりがいに関係する満足度（職業的地位、専門職としての自立）が高いことが分かった（高いといっても、6点満点での割合は53.5%～46.17%である）。また、人間関係については看護師との関係が、設問中1番の高得点であった。

このことは介護分野では多職種協働の教育が進み、地域包括ケアシステム等介護保険制度の改正の中、医療と介護の連携はなくてはならないものとなっている現状が反映していると考えられる。チームとして経験から生ずる達成感が職務満足度7構成要素のなかでも看護職と介護職の関係が高得点につながっているのではないだろうか。また、介護は24時間の生活を支援するという側面があるため、同職種においてもチームアプローチが必要で、介護職間の相互の影響の満足度が高くなっている。だが、反面、チームアプローチであるがゆえに関係性に問題が生じると離職につながる面も持ち合わせている。

仕事のやりがいに関係する満足度（職業的地位、専門職としての自律）が次に高かったことは、介護職の専門性に目を向け、社会から評価される政策が進んでいることが関係している。また、フレデリック・ハーズバーグが衛生要因を満たしても満足感の上昇せず、動機づけ要因の充足が満足感を上昇させるという理論から、まさに仕事のやりがいに関係する満足度（職業的地位、専門職としての自律）が動機づけ要因であるため、満足度上昇に反映した結果と言える。

さらに構成要素の検討からは労働条件や組織・作業に係るシステムに関する労働環境に対する満足度が低

いことが分かった。給与等衛星要因の改善は要介護高齢者の増加や財政の逼迫でうまく進んでいない現状から、やはり満足度は低い。

「個々の利用者に対するケア時間」が、設問中一番得点が低くなったのは、介護業務の構成要素に含まれる「個々の利用者に対するケア時間」が単純に作業条件という衛星要因でなく動機づけ要因につながっている影響からある。介護業務に含まれる他の5項目も介護の質に関係し、仕事のやりがいにつながるため、7つの構成要素のうちの「介護業務」の改善は満足度の上昇に貢献しやすいと考える。

さらに、性別、年齢、職位の有無、資格、施設の種別、勤務年数、専門教育が職務満足度に影響を与えているかを回帰分析したが影響しないという結果となった。これについては前掲の看護師の満足度に関する文献を検討した中川他（2004）の研究では統一した見解が示されず、対象によって影響を与える属性が異なっていた。これら個人の属性は職務満足度に対して強い影響を与える要因になりづらいと考える。

次に定着化の方策について述べるが、介護労働安定センターの介護労働実際調査をみると介護を仕事と選んだ理由に働きがいのある仕事だと思ったという動機づけ要因を上げている職員が一番多い。これは、職務満足を得やすい状態の職員が比較的多く、その結果離職率も下がってきている現状にも影響を与えていると思われる。したがって、この動機づけ要因を持って介護を目指した職員に対しては、その動機づけ要因を強化して、専門職としてのスキルアップをイメージできる研修制度で定着化を図るとよいのではないかと考える。また、衛星要因を理由に入職しようとする職員には、給与面など労働条件をアピールすることも大切ではあるが、入職後は介護の基本を大切に仕事の面白味を実感できる研修を行うとよいと考える。

5. おわりに

介護職員定着には職務満足度を指標に改善点を考えることは有効である。今回は尾崎・忠正（1988）の看護師の職務満足度尺度を使ったが、その設問については介護職にそのまま当てはめることのみならず、尺度そのものの信頼性及び妥当性への疑問の声もある。今後は、介護職に当てはまる簡単な職務満足度尺度の開発に努め、介護職の定着に利用することは有効と考える。

注 記

- (1)内閣府（2012）『高齢者白書（平成24年度版）』
 (2)島津美由紀（2004）『職務満足感と心理的ストレス—組織と個人のストレスマネジメント—』風間書房

参考文献

- 厚生労働省（2013）第54回社会保障審議会介護保険部会資料
 介護労働安定センター（2013）介護労働の現状について—平成24年度介護労働実態調査—
 阿部正昭（2011）介護職の職務継続・離職意向と関連要因に関する研究—神奈川県内特別養護老人ホームの介護職を対象とした調査から— 社会論集（17）21-42
 阿部正昭（2012）介護職の「働きがい」と職場の「働きやすさ」—神奈川県内における特別養護老人ホームの面接調査から—社会論集（18）
 江口圭一他（2012）看護師の職務満足測定尺度に関する一考察 Stamps—尾崎翻訳修正版尺度の信頼性と妥当性について 広島大学マネジメント研究（12）1-20
 大和三重（2010）介護労働者の職務満足度が就業継続意向に与える影響 介護福祉学17-1, 16-23
 木林身江子他（2008）A 特別養護老人ホームにおける介護職員の職務満足度に関する検討 静岡県立大学短期大学部研究紀要第32号
 小檜山希（2010）介護職の仕事の満足度と離職意向—介護福祉士資格とサービス類型に注目して— 季刊・社会保障研究 Vol. 45, No. 4
 中川典子他（2004）日本における看護職者に関する職務満足度研究の成果と課題—過去15年間の Stamps—尾崎翻訳修正版を用いた研究の文献レビュー— 日本看護管理学会誌 Vol. 8, No 1, P43~57

介護の質を担保する「介護過程」教育のあり方について — 学生が抽出した「施設利用者の生活課題」を通して —

The way of the “care process” education to secure quality of the care

高橋 雄二
Takahashi Yuuji
島 貫 圭 介
Shimanuki Keisuke

目 次

はじめに

1. 介護過程に関する「介護福祉士養成カリキュラムの基準」
 2. 実習施設に係る国の基準
 3. 本学における実習段階別目的・目標・内容
 4. 介護実習段階別内容詳細
 5. 学生が抽出した「施設利用者の生活課題」
 6. 学生が抽出した「施設利用者の生活課題」の分析
- おわりに

はじめに

介護福祉士資格は、「介護」を単に家族の問題としてだけではなく社会にとって構造的な対応を迫られる緊急課題として位置づけ、介護の担い手を確保することの社会的必要性から生まれた国家資格として、昭和62年に成立した社会福祉士及び介護福祉士法により誕生した。この法律により「介護福祉士」は、従来の介護者個人の勘と経験のみに依拠するあり方から、客観的でかつ科学的な知識と技術を持った専門職と位置づけられた。その後、約20年が経過して社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用場の充実を図るため、資格の定義規定、資格の取得方法の見直し等を内容とする「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）」が平成19年11月28日成立し、平成20年12月5日に公布された。

平成11年に「福祉専門職の教育課程等に関する検討会」は、介護福祉の専門職として期待される介護福祉士の努力目標として、次のように掲示している。

- 1) 感性豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、意思疎通をうまく行って介護を必要とする人との信頼関係を築くことができること。
- 2) 要介護者等の状況を判断し、それに応じた介護を計画的に実施しその結果を自ら評価できること。
- 3) 介護を必要とする人の生命や人権を尊重し、自立支援の視点から介護ができること。

これらの努力目標を基盤として「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正された。

この改正は、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化に伴う介護ニーズの変化を踏まえ、現行の科目、カリキュラム、シラバスにとらわれず、今日的視点で抜本的に見直された。その中で、介護福祉士養成における資格取得時の目標が示され、その目標を具現化するためのカリキュラムが編成された。そして、「求められる介護福祉士像」を実現していくことを最終的な目標と

(表1) 養成の目標

[資格取得時の介護福祉士養成の目標]

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。
3. 介護実践の根拠を理解する。
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。
10. 的確な記録・記述の方法を身につける。
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける



資格取得時の介護福祉士（介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力）

[求められる介護福祉士像]

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

する姿勢を基本とした。(表1参照)

これらから、介護福祉士としての役割は利用者の自立生活を支援することであり、その為には専門の知識・技術を持つとともに、高い職業倫理が求められていることが分かる。

少子高齢化が進む中で、介護保険制度が導入され、「利用者による自由な選択」「自立支援」を基盤とした「質の高い介護」が求められる社会となった。

そこで、介護の質を担保するために実践される「介護過程」に着目し、介護福祉士養成課程における養成

カリキュラムを検証するとともに、本学科で指導を受けた学生が、最終段階の介護実習において、介護過程の一連を実践した中で抽出した「施設利用者の生活課題」を分析することにより、学生が施設利用者で生活する要介護者に対して抱いている生活課題の傾向を明らかにし、「求められる介護福祉士像」に示された「利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力」に結びつける介護過程の指導法について考察する。

1. 介護過程に関する「介護福祉士養成カリキュラムの基準」(本学専攻科一法第39条第3号の学校基準)

【介護過程】(指定時間数150時間)

[ねらい]

他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。

【介護総合演習】(指定時間数60時間)

[ねらい]

実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。

【介護実習】(指定時間数210時間)

[ねらい]

- ① 個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。
- ② 個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合して、具体的な介護サービスの提供の基礎となる実践力を習得する学習とする。

2. 実習施設に係る国の基準

(1) 介護実習の区分

介護実習は介護福祉士の養成課程において非常に重要な要素であり、介護施設・居宅介護事業所を次の2つに区分して、それぞれの趣旨に即して基準が設定されている。

① 介護実習Ⅰ

居宅介護事業所において、利用者への個別介護の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、

生活支援技術の確認等を行うことに重点を置いた実習。

② 介護実習Ⅱ

介護施設において一定期間継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを、継続的に実践することに重点を置いた実習。

(2) 介護実習施設・事業所等の基準

① 介護実習Ⅰ

利用者の暮らしや住まい等の理解や多様な介護サービスの理解が行うことができるよう、利用者の生活の場として、小規模多機能型居宅介護事業、通所介護事業、認知症対応型共同生活介護事業等を始めとして、居宅介護サービスを中心とする多様な介護現場を確保するため、介護保険法その他の関係法令に基づく職員の配置に係る要件を満たすこと。

② 介護実習Ⅱ

個別ケアを理解するため、介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護福祉士としての一連の介護過程のすべてを実践する場としてふさわしいよう、介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であることや、介護サービス提供のためのマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されていること。

3. 本学における実習段階別目的・目標・内容

「介護福祉士養成カリキュラムの基準」に則り、必修科目の「介護過程」(総論・各論A・B)や「介護総合演習」を通して介護過程の理論を学んでいる。

「介護実習」において、介護者が行う実践の中に学生が身を置き、介護者の立場で介護過程を展開することにより、学内で学んだものを自ら実地に検証し、「知る」「わかる」段階から「使う」「実践できる」段階に到達することを目標として構成されている。

(1) 目的

講義、演習等を通して学内で学んだ理論と技術を実際に活用し、高齢者・障害者への介護活動が実践できるための能力を習得する。

(2) 目標

- 1) 様々な生活の場での個別ケアを体験し、あらゆる介護場面で汎用できる基礎的な介護の知識・技

術を身につける。

- 2) 自立支援の観点から介護実践できる能力を養うとともに、人権擁護の視点・職業倫理を身につける。
- 3) 利用者・家族とのコミュニケーションを実践し、精神的な支援をするためのコミュニケーション能力を身につける。
- 4) 利用者を対象として介護過程を展開し、根拠のある適切な介護サービスが提供できる能力を身につける。
- 5) 多職種協働や関係機関との連携を通じて、チームケアにおける介護福祉士の役割について理解する。

4. 介護実習段階別内容詳細

(1)介護実習 I

1日7.5時間（5日間） 37.5時間

○期 間 9月下旬

○対象居宅介護事業所

- 訪問介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所
・通所介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所
・認知症対応型通所介護事業所

プログラム	課 題
1. オリエンテーション	<ol style="list-style-type: none"> 1) 居宅介護事業所の概要を知る。 事業所の法的根拠、沿革、役割、地域の特色、建物の構造設備、利用者の特性、支援内容等について学ぶ。 2) 事業所職員の役割について理解する。 事業所職員の職種とその役割について学ぶ。
2. 利用者および家族、職員とのコミュニケーション	<ol style="list-style-type: none"> 1) 自己紹介は、明るくはっきりした声で丁寧にする。 2) 朝夕の明朗な挨拶を心がける。 3) 視線は常に利用者と同じ高さを保つようにして、明るい笑顔で接するよう心がける。 4) 会話をするときには、明確な言葉を用いる。また聞き手になること。 5) ボディランゲージ等の非言語的コミュニケーションも有効に活用する。 6) 適切な敬語を使用する。 7) わからないことをそのままにせず、積極的に質問する。 8) 服装は実習にふさわしい活動的なものとし、名札をつける。
3. 利用者や家族の理解	<ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者の名前、状態、状況をできるだけ早期に把握する。 2) 利用者の一日の生活の流れと、介護者の援助の視点と方法を把握する。 3) 家族形態や利用者の家族との関係について知る。 4) 家族への支援の方法を知る。 5) 自立支援の具体的な内容について知る。 6) 在宅介護に関する住環境、福祉用具の活用について知る。
4. 生活支援のための基本的介護技術	<ol style="list-style-type: none"> 1) 業務を見学し、利用者に行われている介護技術の目的と意義を把握した上で、実習指導者の了承を得て基礎的な介護技術を実践する。 2) 一日の業務内容、流れを早期に把握し、できるだけ速やかに行動できるようにする。その都度気づいたことは、必ずメモをとる。 <p style="text-align: right;">(※利用者の目前ではメモをとらない)</p>
5. 介護職と多職種との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1) 介護支援専門員、社会福祉士、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、調理師等の業務を見学し、それぞれの職種の役割を知る。また、介護職と多職種との連携を学ぶ。
6. 地域社会における福祉システムの理解	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保健・医療・福祉職の役割と連携の実際について知る。 2) 地域包括支援センターの役割と機能を知る。 3) 地域の福祉課題、社会資源を知る。

(2)介護実習ⅡA

1日7.5時間(10日間) 75時間

○期 間 6月中旬

○対象介護施設

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・障害者支援施設・救護施設

プログラム	課 題
1. オリエンテーション	1) 施設の概要を知る。 施設の法的根拠、沿革、役割、地域の特徴、建物の構造設備、利用者の特性、支援内容等について学ぶ。 2) 施設職員の役割について理解する。 施設職員の職種とその役割について学ぶ。
2. 障害特性に応じたコミュニケーション	1) さまざまなコミュニケーション技法 話を聞く技法、感情表現を察する技法、意欲を引き出す技法などについて実際に体験し習得する。 2) 感覚、運動、認知、知覚機能が低下している利用者の状態を把握し、それぞれに応じたコミュニケーション技法の実際を学ぶ。
3. 障害特性や利用者のニーズに応じた個別介護技術	1) 生活支援技術の授業で学んだ利用者の状態・状況に応じた介護を実践する。 2) 介護過程の対象者となる利用者を通して、ニーズの把握に努め、個別介護技術の理解を深め実践する。
4. 介護過程の展開 (アセスメントまで)	1) 実習指導者の助言を得て対象利用者を選定する。 2) 対象利用者のアセスメント(情報の収集、情報の解釈・関連づけ・統合化、課題の明確化)を実践する。
5. ケースカンファレンスへの参加	1) チームへの報告や会議の持ち方について学ぶ。 2) ケアプランが作成・評価される過程を学ぶ。 3) チームケアの実際を学び、多職種協働について理解を深める。
6. レクリエーションの企画実施	1) 行事・レクリエーション活動に参加し、企画・実施・評価のプロセスを学ぶ。 2) レクリエーションを企画し実施する。

(3)介護実習ⅡB

1日7.5時間(15日間) 112.5時間

○期間 10月下旬～11月上旬

※帰校日1日(実習中間日)

○対象介護施設

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・障害者支援施設・救護施設

プログラム	課題
1. オリエンテーション	1) 施設の概要を知る。 施設の法的根拠、沿革、役割、地域の特色、建物の構造設備、利用者の特性、支援内容等について学ぶ。 2) 施設職員の役割について理解する。 施設職員の職種とその役割について学ぶ。
2. 障害特性に応じたコミュニケーション	1) さまざまなコミュニケーション技法(話を聞く技法、感情表現を察する技法、意欲を引き出す技法など)について体験し習得する。 2) 感覚、運動、認知、知覚機能が低下している利用者の状態を把握し、それぞれに応じたコミュニケーション技法の実際を学ぶ。
3. 障害特性や利用者のニーズに応じた個別介護技術	1) 生活支援技術の授業で学んだ利用者の状態・状況に応じた介護を実践する。 2) 介護過程の対象者となる利用者を通して、ニーズの把握に努め個別介護技術の理解を深め実践する。
4. 介護過程の展開 (アセスメント、介護計画の立案、実施、評価)	1) 実習指導者の助言を得て対象利用者を選定する。 2) 利用者のニーズを把握する。 (※利用者の潜在能力を引き出し、強める視点を重視すること) 3) 対象利用者のアセスメント(情報の収集、情報の解釈・関連づけ・統合化、課題の明確化)を行い実習指導者の助言を受けて介護計画を立案する。 4) 実習指導者の許可を受けて、介護計画を実施する。 5) 実施内容について評価し、今後の課題を明確にする。
5. ケースカンファレンスへの参加	1) チームへの報告や会議の持ち方について学ぶ。 2) ケアプランが作成・評価される過程を学ぶ。 3) チームケアの実際を学び、多職種協働について理解を深める。
6. 介護職の役割や多職種との連携	1) 介護支援専門員、社会福祉士、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、調理師等の業務を見学し、それぞれの職種の役割を知る。また、介護職と多職種との協議の実際を学ぶ。
7. ターミナルケアの理解	1) 終末期における介護の意義と目的を理解する。 2) 終末期における利用者のアセスメント、医療との連携、臨終時の介護・対応、グリーフケアの実際を学ぶ。
8. 変則勤務実習および夜勤実習の体験	1) 利用者の一日の生活を理解する。 2) 早番・遅番・夜勤等、施設における利用者の24時間の生活支援体制を経験し理解する。(原則として夜勤を1回体験する)
9. リスクマネジメント	1) 介護における安全を確保するための実際を学ぶ。 (事故防止、安全対策、感染症対策など) 2) 介護従事者の安全や健康を保障するための知識、技術を学ぶ。

(4)実習期間

- ・居宅介護事業所における介護実習Ⅰを5日間実施する。
- ・介護施設実習における介護実習ⅡをA(10日間)・B(15日間)の2回に分け実施する。

(5)実習後学習

1) 実習反省会

実習終了後、実習報告書、実習記録を基にグループワークを実施し反省会を行う。

運営については、実習委員を中心に学生が主体的に行い、情報を交換し経験の共有化を図る。発表後、まとめた資料を担当教員へ提出する。

2) 事例研究発表会

「介護総合演習」「介護過程（総論・各論 A:B）」の授業と実習を関連づけながら、介護実習ⅡBの中で介護過程の一連を展開した内容について、事例研究としてまとめパワーポイントを利用して全員が発表する。（パソコン特別講座の実施）

発表会は、学内関係教員及び専攻科福祉専攻第一歩進学を希望する保育科学生の出席を呼びかける。

3) 修了集録

事例研究を指定する書式に原稿としてまとめ、修了集録とする。

原稿作成に当たっては、担当教員の指導をうける。

○事例研究発表会・修了集録の流れ

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）」に示された「資格取得時の介護福祉士養成の目標」「8.利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。」及び、「求められる介護福祉士像」「9.「個別ケア」の実践」を習得する過程として、介護福祉士養成カリキュラム「介護過程」（指定時間数150時間）「介護総合演習」（指定時間数60時間）の学習を行なうと共に、「介護実習」（指定時間数210時間→225時間実施）において個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合して、具体的な介護サービスの提供の基礎となる実践力を習得する学習を行なう。

個別ケアを理解するため、介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護福祉士としての一連の介護過程のすべてを実践する場としてふさわしいよう、介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であることや、介護サービス提供のためのマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されている介護施設において介護実習Ⅱを「介護実習ⅡA」として10日間の実施期間中、対象利用者のアセスメント（情報の収集、情報の解釈・関連づけ・統合化、課題の明確化）を実践し、その後「介護実習ⅡB」として

項	目	内	容
介護実習ⅡA		対象利用者のアセスメント（情報の収集、情報の解釈・関連づけ・統合化、課題の明確化）を実践する。	
介護実習ⅡB		対象利用者のアセスメント（情報の収集、情報の解釈・関連づけ・統合化、課題の明確化）を行い介護計画立案し実施する。 実施内容について評価し、今後の課題を明確にする。	
介護過程のまとめ		介護実習ⅡBで実施した介護過程の一連をまとめる。	
修了集録作成		最終原稿は1月末に提出する。	
	発表抄録提出	12月上旬	
	発表用パワーポイント提出	12月上旬	
	発表原稿作成	12月上旬	
発表練習		「介護過程（各論B）」の時間を使用	
事例研究発表会実施		12月下旬	
修了集録配布		学生及び実習先へ配布する。	

15日間の実施期間を通して、対象利用者のアセスメント（情報の収集、情報の解釈・関連づけ・統合化、課題の明確化）を行い介護計画立案し実施した後に、実施内容について評価し、今後の課題を明確にするという介護過程の一連の流れを体験することにより実践力の習得を進めている。

[平成22年度生]

番号	生活課題	介護計画
1.	日中充実した生活を過ごしたい。	色塗りや折り紙
2.	食べ物や水分に強い執着心なく生活したい。	髪留めの製作
3.	好きな音楽に合わせて体に良い体操をしたい。	好きな歌を歌いながら体操
4.	日中の生活を充実させたい。	手作り扇子の製作
5.	安心してぐっすり睡眠をとりたい。	就寝前の足浴
6.	日中楽しい時間を過ごしたい。	手作りクッションの製作
7.	指先や足が少しでも良くなりたい。	ちぎり絵の製作
8.	自分の好きな趣味を楽しみたい。	俳句を詠む
9.	文章の「読む・書く」能力を維持したい。	諺の本を見て文字の読み書き
10.	家族が面会に来る曜日を認識したい。	曜日のめくり式カレンダーを製作
11.	他利用者の方ともっと関わりを持ちたい。	集団レクリエーション活動
12.	安心感を持ち余暇時間を楽しく過ごしたい。	会話を楽しみながら絵を描く
13.	日中を楽しく充実して過ごしたい。	ピアノの演奏
14.	着替えを自分で選びたい。	入浴前に着替えを選択する
15.	もっとおしゃれを楽しみたい。	洗顔後にクリームや化粧水をつける
16.	誤嚥を防ぎ安全に食事を食べたい。	食事前に絵本を読む・嚥下体操
17.	充実した生活を送りたい。	家事（テーブル拭き、おしぼり畳み）
18.	残存能力を維持増進したい。	障子貼り
19.	夜ぐっすり眠りたい。	塗り絵
20.	手が動かせるようになりたい。	書道
21.	日中充実した生活を送りたい。	折り紙の作品を使った貼り絵の製作
22.	余暇時間を有効に活用したい。	ちぎり絵
23.	身体機能や精神機能の低下を防ぎたい。	ハンカチ作り
24.	安心して眠りたい。	散歩、足浴
25.	おしゃれを楽しみたい。	お化粧品やマニキュアをする
26.	余暇時間を楽しみたい。	メッセージカード入り花籠製作
27.	夜間は良眠したい。	ゴムボールを利用した活動
28.	自分の気持ちを伝えたい。	家族や施設内の利用に手紙を書く
29.	他利用者と会話を楽しみたい。	他利用者と一緒に花瓶に花を生ける
30.	日中の生活を充実させたい。	風景画製作・ガーデニング
31.	生きがいを持って生活していきたい。	童謡や歌謡曲などを歌う
32.	毎日の生活で何か楽しみを見つけたい。	昔の遊び（お手玉）
33.	物事を選択・決定できる楽しみを味わいたい。	置物製作（おしぼりアート・月見団子）
34.	人との交流を持ちたい。	他利用者と一緒に清拭タオル畳み
35.	認知症の進行を軽減したい。	日めくりカレンダー製作

5. 学生が抽出した「施設利用者の生活課題」

上記に示した介護過程に関連する教育課程に改正した平成22年度から24年度までに在籍した101名の学生が、「介護実習ⅡB」において、介護施設で生活する利用者一人を担当し、介護過程の一連を実施した中で抽出した生活課題とそれに対する介護計画は以下の通りである。

36.	充実した時間を過ごしたい。	将棋
37.	他の利用者と交流したい。	他の利用者と一緒にカレンダー製作
38.	尿バックのことを気にせず出かけたい。	尿バックを入れる布袋の製作
39.	90歳の記念を形に残したい。	ちぎり絵の製作
40.	日中の充実した生活を過ごしたい。	蒸しパン作り
41.	楽しみを見つけて日中の活動を充実させたい。	マニキュアを塗る

平成 [23年度生]

番号	生活課題	介護計画
1.	手を機能の維持し、対人関係を豊かにしたい。	台所用たわしを編み物で製作
2.	食事を楽しみ安全に摂取したい。	食器の工夫
3.	楽しみながら、上、下肢機能を維持したい。	体操を実施
4.	今の身体機能を維持したい。	歩行訓練（散歩）
5.	機能の維持し、対人関係を豊かにしたい。	ちぎり絵の製作
6.	残存機能を活かしたい	写真の撮影・写真の掲示・手紙を書く
7.	転倒の不安がなく安全に歩行したい。	散歩
8.	自力でこぼさず食べられるようになりたい。	滑り止め付の皿、肘の高さを調節
9.	日中の生活の充実を図りたい。	折り紙を作成
10.	余暇時間を有意義に過ごしたい。	カレンダー製作・歌う
11.	他の利用者と関わりを持ちたい。	クリスマスに向けた壁面製作
12.	趣味を楽しみながら、記憶力の維持をしたい。	花瓶の水交換・壁画製作
13.	自分で靴を履き、安全に歩行したい。	靴ベラを使用し靴を履き散歩
14.	日中楽しみを持ち、充実した生活を送りたい。	鉢に花を植え、土と親しむ
15.	妻を身近に感じる生活を過ごしたい。	妻の写真を撮影し居室に飾る
16.	安全に歩行ができるようになりたい。	シルバーカーを使用した歩行
17.	日中の生活を充実させたい。	塗り絵とカレンダー製作
18.	手先の機能を維持したい。	ちぎり絵製作
19.	人に役に立つことをして他者を喜ばせたい。	落ち葉掃除・窓ふき
20.	日中を活動的に過ごしたい。	将棋
21.	部屋の雰囲気良くしたい。	ポスター製作
22.	特技の茶道で、他の利用者と交流を深めたい。	お茶会を開催する
23.	手指のリハビリテーションをしたい。	紅葉や自然の絵を描く
24.	日中充実した生活を過ごしたい。	ご主人に宛てた手紙を書く
25.	認知症の進行を防ぎたい。	カレンダー製作
26.	日中の生活に楽しみをもちたい。	足湯（アロマテラピー・マッサージ）
27.	むせることなく食事を楽しみたい。	姿勢の維持、トロミ剤の使用
28.	他の利用者と会話を楽しみたい。	他の利用者と共に書道を行う
29.	車いすで安全に自走できるようになりたい	ハンドリムの握る部分に印を付ける
30.	簡単な運動を覚え筋力の低下を防ぎたい。	座ったままでできる体操を行う
31.	多くの人と関わりをもちたい。	チームでレクリエーションを行う
32.	日中の活動を通して楽しみたい	紙皿のクリスマスリース製作
33.	日記帳、新聞、めがねの場所を把握したい。	日記帳、新聞、めがねの整理箱製作
34.	左手の運動機能を維持、向上させたい。	塗り絵、ちぎり絵製作

[平成24年度生]

番号	生活課題	介護計画
1.	今日が何月何日か理解したい。	日めくりカレンダーの製作
2.	他の利用者と会話を楽しみたい。	利用者間の会話を仲介する
3.	在宅復帰に向けての不安を軽減したい。	お箸袋の製作・折り紙でこまを折る
4.	左手の機能を向上させたい	お手玉の製作とお手玉遊び
5.	残存能力の維持と向上をはかりたい。	書道
6.	食事を自力で摂取したい。	スプーンの工夫（自助具製作）
7.	食材を理解し食事がしたい。	配膳前に食材の野菜を触る
8.	余暇を楽しく過ごしたい。	写真立ての製作
9.	楽しく施設生活を送りたい。	広告を利用したゴミ箱作り
10.	認知症の進行を防ぎたい。	ちぎり絵製作
11.	物忘れを無くしたい。	ちぎり絵製作
12.	楽しく充実した生活を過ごしたい。	他の利用者と一緒に散歩や足浴を行う
13.	失禁すること無く、トイレで排泄したい。	排泄感覚の把握と布パンツの使用
14.	手先の筋力を維持したい。	ちぎり絵製作
15.	ストレスなく体重を減少させたい。	歌を歌いながら体操を行う
16.	日中の時間を楽しく過ごしたい。	塗り絵製作
17.	食事以外にも楽しみを持ち生活したい。	クリスマスリース製作
18.	気分転換を図り、生活を楽しみたい。	ブレスレットを製作
19.	転倒を防止し、安全に生活したい。	足元の私物を整理する箱の製作と活用
20.	車いすから椅子へ安全に移乗したい。	椅子と車いすを正対させて移乗
21.	誰かが側にいるような環境で生活したい。	常にそばに寄り添っている
22.	残存機能を生かした活動がしたい。	歌、折り紙、タオル・エプロンたたみ
23.	残存機能を生かし楽しめる活動がしたい。	花のぬり絵製作
24.	達成感や満足感を実感できる生活がしたい。	編み物（膝かけ）製作
25.	食事中に疲れることなく食事を摂取したい。	リハビリ体操、花の水やり
26.	日常生活に楽しみを持ちたい。	折り紙、生け花製作

6. 学生が抽出した「施設利用者の生活課題」の分析

過去3年間の介護実習において、学生が抽出した施設における利用者の抱える生活課題は、表2-1に示したように「充実した生活（日中の楽しみ、生きがい等）」などの支援の必要性が50.49%を占め、次いで「リハビリテーション（機能回復、維持等）」が24.75%という結果となった。

学生は、15日間という限られた実習期間の中で、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握しようとアセスメントを行った結果、施設で生活する利用者にとって最も支援の必要性を感じたことが「充実した生活への支援の必要性」ということであった。言い換えれば、介護施設で生活する利用者は、施設において充実した生活を過ごすことができているという

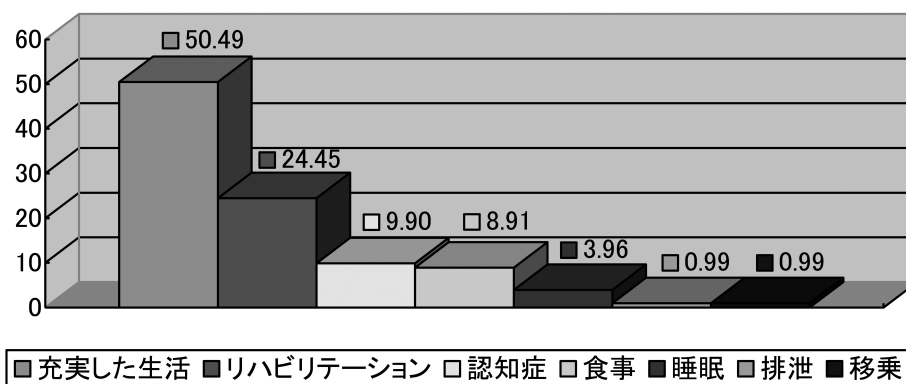
ことを、学生たちは強く認識していると考えられる。そして、課題解決に向けた介護計画の内容として、「製作活動（ぬり絵、ちぎり絵、編み物等）」が54名、53.46%を占め、次いで「身体活動（体操、散歩、歌等）」が35名、34.65%という結果となった。（表3-1参照）

この結果から、実習生として施設利用者の方々へ支援を実施する際において、事故の危険性の少ない計画を立案していることが分かった。実習課題として計画立案、実施、評価まで行なうことが目的として上げられているが、計画立案にあたっては施設の実習指導者の助言および許可を受けた上での実施となる関係から、利用者にとっての安全性を重視した計画となることが想定できる。

〈表2-1〉 学生が抽出した実習施設における利用者の生活課題
 (平成22年度・23年度・24年度に在籍した101名の学生) N=101

	課題内容	人数	割合 (%)
1	充実した生活 (日中の楽しみ、生きがい等)	51	50.49
2	リハビリテーション (機能回復、維持等)	25	24.75
3	認知症 (認知症進行予防、対応等)	10	9.90
4	食事 (食事の自立、誤嚥予防等)	9	8.91
5	睡眠 (不眠対策等)	4	3.96
6	排泄 (失禁対策)	1	0.99
7	移乗 (安全な移乗方法)	1	0.99

〈表2-2〉 抽出した生活課題の割合 (%)



おわりに

WHO 憲章では、その前文の中で「健康」について、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」(日本 WHO 協会誌)と定義している。人間にとって健康な生活を過ごすことができるよう支援する介護福祉士にとって、この定義は健康を保持するために人間にとって不可欠な事項を示している。つまり、「健康」とは、単に肉体的に健康であれば良いということではなく、精神的にも社会的にも健康な状態が保持されて成り立つものであり、介護過程においても「肉体的」「精神的」「社会的」なアセスメントは等しく重要である。

現在のカリキュラムにおける介護過程は、2001年のWHO 総会において人間と環境との相互作用を基本的な枠組みとして、人の健康状態を系統的に分類するモデルとして作成された「国際生活機能分類」(International Classification of Functioning, Disability and

Health; ICF) を目標設定のプロセスとして活用している。

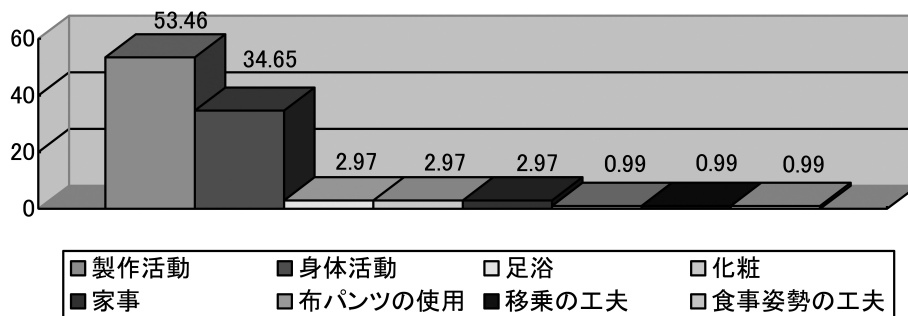
介護福祉士は、「求められる介護福祉士像」で示されたように、専門的に駆使することにより、利用者の「自立生活」支援を実践できる力が求められている。そして「質の高い介護」を実践するためには、客観的でかつ科学的な根拠に裏付けられた「介護過程」というツールの修得が不可欠となる。

本学科における介護過程に関連した養成カリキュラムを示すと共に、その教育過程における介護実習時の介護過程実践を通して抽出した「施設利用者の生活課題」は、「充実した生活 (日中の楽しみ、生きがい等)」に関連する事項が50.49%、「リハビリテーション (機能回復、維持等)」に関する事項が25.74%を占める結果となったことから、学生たちは介護施設に生活する利用者は「充実した生活を過ごせていない」ことや「機能回復のための訓練欲求も十分は充たされていない」と感じていることが明らかになった。また、課題解決

(表3-1) 課題解決に向けた介護計画の内容

	課題内容	人数	割合 (%)
1	製作活動 (ぬり絵、ちぎり絵、編み物等)	54	53.46
2	身体活動 (体操、散歩、歌等)	35	34.65
3	足浴 (アロマテラピー・マッサージ等)	3	2.97
4	化粧 (マニキュア、プレスレット等)	3	2.97
5	家事 (タオル・おしぼりたたみ、掃除等)	3	2.97
6	布パンツの使用	1	0.99
7	移乗の工夫	1	0.99
8	食事姿勢の工夫	1	0.99

(表3-2) 介護計画内容の割合 (%)



に向けた介護計画の内容として、「製作活動 (ぬり絵、ちぎり絵、編み物等)」「身体活動 (体操、散歩、歌等)」90名 (N=101) 89.10%が製作や身体活動を実施していた。

これらの活動は、実際に利用者の側に寄り添わなければ実施できない活動であることから、学生たちは介護現場における介護者と利用者の交流不足を感じるとともに、利用者との交流の必要性を認識し、利用者の側に寄り添い、ひとりひとりの生活している状態を的確に把握する努力しながら、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供する必要性を学んでいたと考えられる。

学生が施設利用者で生活する要介護者に対して抱いている生活課題の傾向を明らかにすることにより、学生は、「楽しさ」や「生きがい」など「精神的支援」を重視した、活動支援を立案計画する傾向が強いことが分かったが、このことは15日間という実習期間の中で、情報収集→分析→課題抽出→目標設定→計画立案→実施→再評価という介護過程の一連を実施し実習の成果を残すためには、製作活動などが比較的取り組みやす

いという介護現場の状況もあるのではないと思われる。

今回、学生が抽出した「施設利用者の課題」の中で、「食事 (食事の自立、誤嚥予防等)」8.91%、排泄 (失禁対策) 0.99%、移乗 (安全な移乗方法) 0.99%、と少ない人数に止まっていたことが分かった。これらの課題に対して介護計画を立案、実施する場合には、利用者に重大な危険を伴う可能性があるために、学生もあえて課題として取り上げない可能性があると感じた。

介護福祉士養成課程において、介護の中心的生活支援技術である「三大介護 (入浴・排泄・食事)」の課題について取り組む学生が少ないことから、今後は実習施設指導者との協議を行い、学生が取り組むことができる環境を整えることが重要であり、そのことにより「求められる介護福祉士像」に示された「利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力」の修得に繋げる必要があることが分かった。

参考文献

- 「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）」2007年11月28日成立
- 「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」2008年3月24日
- 「WHO 憲章」1951年6月26日
- 「国際生活機能分類」（International Classification of Functioning, Disability and Health; ICF）2001年5月22日
- 「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」厚生労働省 1999年3月11日
- 岡本民夫「社会福祉の専門性とは」中央法規出版、1988
- 「介護実習の手引き」福島学院大学短期大学部専攻科福祉専攻第一部 2010、2011、2012
- 「修了集録集」福島学院大学短期大学部専攻科福祉専攻第一部 第10号・第11号・第12号 2010、2011、2012

保育所保育指針における保育内容の現状と今後の課題

Future Problems of Childcare Content in Nursery Childcare Guidelines

鈴木 智子
Tomoko Suzuki

目次

1. はじめに
2. 保育内容の構成
3. 子どもを取り巻く生活環境の変化と保育内容
4. 保育内容と今後の課題

1. はじめに

保育所保育指針は、児童福祉の理念に基づいた保育の質の向上をめざし、保育の内容の基本や、保育の質を確保し向上を図るための内容や仕組みを示したものである。

「1963（昭和38）年に幼稚園と保育所との関係について、文部省と厚生省（当時）において、両者から出された通知には保育所の持つ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいと述べられている。そこで1965（同40）年、厚生省は保育所の保育内容の充実と質的向上を図るために保育のガイドラインである「保育所保育指針」を刊行した⁽¹⁾。

児童福祉施設最低基準には、保育所の保育の内容に関する規定があり、これは、平成20（2008）年に改定され「保育所における保育の内容は、養護と教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については厚生労働大臣がこれを定める（同第35条）とされたのである。つまり平成20年に告示された保育所保育指針は従来の厚生省児童家庭局長通知であったものが「厚生労働大臣告示」として公示され幼稚園教育要領の「告示」に並び法的基準性が明確になり、保育士の専門性においても今まで以上に問われることになる。

保育所保育指針は乳幼児を取り巻く生活環境の変化

表1 保育所保育指針改訂の流れ

1947（昭和22）年	児童福祉法制定
1948（同 23）年	児童福祉施設最低基準制定
1965（同 40）年	保育所保育指針制定
1990（平成2）年	保育所保育指針・第一次改訂
1999（同 11）年	保育所保育指針・第二次改訂
2008（同 20）年	保育所保育指針・第三次改訂

* 豊田和子 保育内容総論より引用

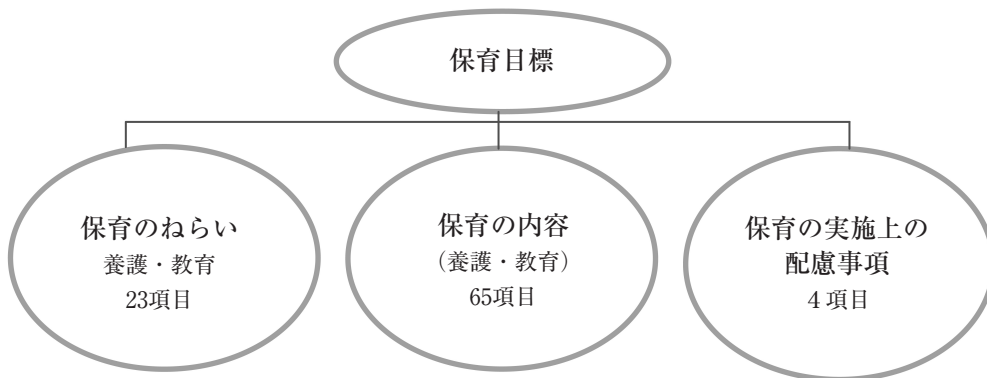
や保育需要の多様化などを背景にこれまで三度の改定（表1）が行われてきたところである。本稿では、現在までの保育所保育指針の保育内容構成の変遷を振り返るとともに、現在の子どもを取り巻く社会環境の変化を見つめ、保育現場において保育内容達成のための、今後の課題について考察することが目的である。

2. 保育内容の構成

(1) 保育所保育指針における保育内容の構成

保育所保育指針における保育内容は「ねらい」と「内容」で構成されている。「ねらい」は保育の目標を具体化したものであり、「内容」は、「ねらい」を達成するために、子どもの生活や状況に応じて保育士等が適切

図1 保育内容の構造



- ・養護とは…生命の保持・情緒の安定
- ・教育とは…健康・人間関係・環境・言葉・表現
- ・保育とは…養護と教育が一体化されたもの

* 豊田和子 保育内容総論より引用

に行う事項と、保育士が援助して子ども環境にかかわって経験する事項を示したものである。保育内容には「ねらい」23項目と「内容」65項目が表記されている。(図1)

また、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するための視点として「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」が示され、養護と保育が一体化した保育の展開が求められるのである。

(2)保育内容構成の変遷

①1965（昭和40）年の保育所保育指針

昭和39（1964）年の幼稚園教育要領の改訂にともない、保育所保育指針が策定され、昭和40（1965）年に厚生省は保育所保育指針を刊行した。これは、保育所保育の理念や保育内容、保育方法等を示し、保育所における保育の向上、充実を図るためのガイドラインとして作成され局長通知であり現在のように法的規制力はなかった^②。(表2) 保育所保育の基本的性格については、「養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところ」(総則)にあるとし、保育内容を2歳までは生活と遊びと二つの領域に分け、2歳は健康、社会、遊びと3つの領域に分けられた。3歳は健康、社会、言語、遊びと4つの領域となり、4歳以上は幼稚園の6領域を取り入れたものになり6領域となる。

年齢区分においては1歳3か月未満、1歳3か月か

表2 1965年保育所保育指針制定当時の保育内容区分

1965（昭和40）年の保育所保育指針	
年齢区分	領域
1歳3か月未満	生活・遊び
1歳3か月から2歳まで	生活・遊び
2歳	健康・社会・遊び
3歳	健康・社会・言語・遊び
4歳	健康・社会・言語・自然・音楽・造形
5歳	健康・社会・言語・自然・音楽・造形
6歳	健康・社会・言語・自然・音楽・造形

* 豊田和子 保育内容総論より引用

ら2歳まで、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳であった。当時の時代背景として高度成長策の展開や拡大そして婦人の社会進出などから、共働き化が進み保育所の需要が大きく変化した時代であると思われる。また、過疎・過密減少などと、子ども達を取り巻く環境の変化が伺われる。

②1990（平成2）年の保育所保育指針・1999（平成11）年の保育所保育指針

平成2年施行の保育所保育指針は昭和40（1965）年の保育指針と領域の構成はほぼ同じであるが、主たる改正点は次の点である。ひとつは総則で、保育所保育が家庭養育の補完であるとし、家庭養育との関係がこ

れまで明確でなかった部分が、補完としたことにより、保育が家庭養育に代替するものではなく、家庭養育が子どもの育ちの核となることを確認したものとなっている⁽³⁾。年齢区分ごとに①発達の主な特徴②保育士の姿勢と関わりの視点③ねらい④内容⑤配慮事項が明記されている。幼稚園教育要領にあわせて、6領域が5領域（健康、人間関係、環境、言語、表現）になりそのねらいも幼稚園教育要領に準じている点が大きな変化である。

また、1990年（平成2年）の時代背景として、合計特殊出生率が1.57を記録し1.57ショックという言葉が保育の現場はもとより、日本中のあちこちで聞かれるようになる。そして家庭の教育力の低下や、都市部の母親の育児不安なども課題としてとりあげられてきたのが当時の時代背景として伺われる。1999年（平成11年）には領域の内容の区分に大きな変化はなかった。当時の時代背景として児童虐待に対する相談が過去最多となり児童虐待防止に関する法律が2000年に作られ、男女共同参画基本法施行及び新エンゼルプランの策定も行われるなど子どもを取り巻く環境の変化が見られるとも言えよう。

表3 1990(平成2)年 保育所保育指針・第一次改訂
1999(同 11)年 保育所保育指針・第二次改訂の保育内容区分

1990(平成2)年の保育所保育指針	
1999(平成11)年の保育所保育指針	
年齢区分	領域
6か月未満	生活・遊び
6か月から1歳3か月未満	生活・遊び
1歳3か月から2歳未満	生活・遊び
2歳児	生活・遊び
3歳児	健康・人間関係・環境・言葉・表現
4歳児	健康・人間関係・環境・言葉・表現
5歳児	健康・人間関係・環境・言葉・表現
6歳児	健康・人間関係・環境・言葉・表現

* 豊田和子 保育内容総論より引用

③2008（平成20）年の保育所保育指針（現行の保育所保育指針）

平成20（2008）年に告示され、平成21（2009）年に施行された保育所保育指針によって、保育所保育指針の性格や構成、内容が大きく改革された。

冒頭で述べた通り、従来の保育所保育指針は厚生省

児童家庭局長通知であったものが、今回は「厚生労働大臣告示」として公示された。領域の詳細は表4のとおりである。

今回の改訂における保育内容においては、5つの領域の到達目標の設定を示した。幼稚園教育要領ではすでに平成元年改訂の教育要領で示されていたが、保育所保育指針では今回がはじめての明記であった。

また、発達過程の年齢区分を「おおむね」と表記した部分については、子どもの暦年齢に合わせて保育のねらいや内容を組み立てるのではなく、目の前の「子どもの姿」を把握した上で組み立てることが保育の基本であるからであると捉える。つまり、そこには子どもの主体的な存在があり、子どもが自ら育つ力を持っているということである。子どもの発達過程は、おおむね8つの区分として捉えられ、8つの区分は同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、子ども一人ひとりの発達過程として捉えるべきものであろうと考える。

(3)保育内容の改定の背景

保育所保育の要とも言われる保育所保育指針が大幅に改定され、平成20年3月28日付けで交付された。保育所保育指針は昭和40年にできて以来冒頭でも述べたが3度の改訂を行っている前回までは、幼児期の保育と教育の整合を図るため、幼稚園教育要領の改訂にもなって保育所保育指針の改訂を行ってきた。今回、幼稚園教育要領の改訂を待たずに同時期に行ったのは、「告示化」という大きな目的である。（厚生労働大臣告示）

また、この改訂には、子どもを取り巻く環境問題やさまざまな社会的変化といった背景がある。生活を脅かす社会的・経済的問題などが、子育て家庭における養護や教育の環境としての条件を乏しくさせることになり、結果的に子育て家庭の養育力を危ぶむような状況を生みさせている。子どもの育ちの支援と、家庭の子育て支援の役割が保育所保育において一層重要視されている。また、「今回の改訂の背景として、最も大きいのは、平成18年12月交付・施行された教育基本法である」とも言われている⁽⁴⁾。この改正された教育基本法には、「幼児期の教育」が新たな事項として取り上げられ、その重要さが明記された。教育基本法というと、保育所は児童福祉施設なので関連性がないのではと思われがちであるが、教育基本法はすべての子どもに対する教育の基本であり、教育権を保障するものである。

表4 2008（平成20）年の保育所保育指針（現行のもの）

2008（平成20）年の保育所保育指針（現行のもの）					
年齢区分	保育のねらい及び内容			保育の実施上の配慮事項	
おおむね6か月未満	養護にかかわるねらい及び内容		教育に関わる ねらい及び内容	乳児保育に関わる配慮事項	
おおむね6か月から 1歳3か月未満	生命の保持 (ねらいと内容)	情緒の安定 (ねらいと内容)	健康 人間関係 環境 言葉 表現 (5領域それぞれの ねらいと内容)		
おおむね1歳3か月から 2歳未満				3歳未満の保育に関わる配慮事項	
おおむね2歳					
おおむね3歳					
おおむね4歳					
おおむね5歳					
おおむね6歳					3歳以上児の保育に関わる配慮事項
おおむね6歳					
*乳児保育の年齢についてはさまざまならえ方があるが、児童福祉法の「満1歳に満たない者」という規定に則っている。					

* 豊田和子 保育内容総論より引用

保育所は教育基本法で強調されるように幼児期の教育の重要性を保育の中でどう実現していくかが今後の大きなテーマとして保育所保育指針の見直しへとつながったのである。

3. 子どもを取り巻く環境の変化と保育内容

前項までの、保育所保育指針の保育内容の変遷について振り返りから、保育所保育指針改訂における保育内容区分には子どもを取り巻く環境問題やさまざまな社会的変化と言った背景があることが理解できる。子どもは家庭を基盤としてその延長上にある地域社会のなかで生活しているので、これらの物理的、人的環境が子どもの成長発達に及ぼす影響はきわめて大きいものといえる。保育所に入所している子どもは昼間の生活時間の大半を保育所で過ごしており、保育所での生活は家庭や地域社会と連携し、保護者と協力しながら進めていく事が大切な要因である。

最近の家庭環境では、家族規模の縮小化と家族形態の変化がある。女性の社会進出及び核家族化により、今まで祖父母等が両親の代わりに子育てをサポートしていた部分が、子どもが育つ場所の保育所にその大半が委ねられ、益々保育所への保護者ニーズが高まりつつある。図2で、幼稚園、保育所において親が園を選ぶ際に重視したことについて、何を求めているかを考察してみると、幼稚園においては首都圏で、①家の近くであること②雰囲気③見学の時の印象等であり、地方では、保育内容・教育内容、を重視している事が伺

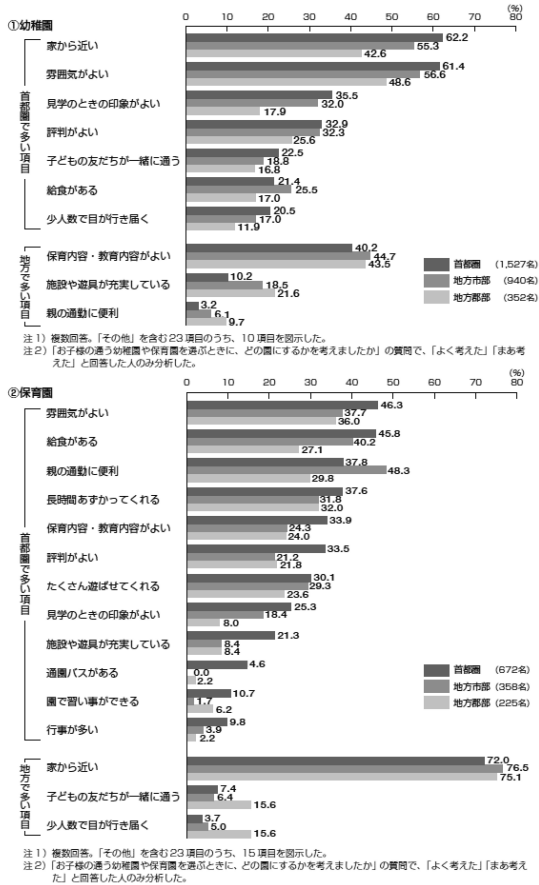
える。保育所においては①雰囲気②給食③園への通園が便利等、保護者の利便性を重視していることが理解できる。

つまり保護者の意識は保育の内容というより、保護者自身の利便性に留まっていることが図5から伺える。今、国が重要課題として認識している少子化対策について考えてみると「少子化対策としての保育サービス」ということばが近年盛んに強調されているがそもそも保育は保育サービスではなく支援をすることそのものが保育であると考えられる。

子どもを取り巻く環境が大きく変化したことに、例えば子どもたちの遊びの世界も大きな変化を遂げていると考えられる。また、地域のなかで「家族相互の孤立化」が指摘され家族そのもののあり方も変化している。家族を構成する一人ひとりの生活時間がばらばらになったために、少人数の家族でさえも、そろって食事をする事が極めて少なくなっている。また、地域環境も激変しており、隣近所とのつきあいの希薄化も最近の大きな課題であり乳幼児の人間形成に影響を及ぼすことも予想される。

保育所において乳幼児の人間形成は保育内容が支えるといっても過言ではないだろう。人間形成の基盤となる家庭が機能不全を起こすことにより、保育内容も必然的に変化してくるだろう。保育士の仕事として、保育所保育指針にも子育て支援が入ってきたように、現代的課題の取り組みとして、保育の現場が果たす役割への期待は非常に大きいのである。ますます現場の

図2 園遊びで重視したこと（地域別・就園状況別）



*2010ベネッセ教育総合研究所より引用

保育士の専門性が問われる状況にあり、保育の現場に大きな期待がかかってきているのである。

保育の実践は、厳然として子どもの人間形成を担う保育の営みでなければならない。

つまり、いつの時代も子どもを取り巻く環境の変化と保育内容は大きな関連性を持っており、まさしく保育所保育指針における保育内容は、子どもの発達を支えるガイドラインとなっているのである。

4. 保育内容と今後の課題

乳幼児にとって、人生のスタート地点である子ども時代に、いかに豊かな経験を積むことができるか、それは教え込むものではなく子ども自身が人との関わり、物との関わり等を通して自分自身を発見し、育てていくことである。そこで、具体的な営みが保育の内容で

あり、養護と教育の一体的な取り組みである。

それは、現代社会の厳しい状況であっても常に時代の現状を踏まえ保育内容は意図的に組立てなければならない。そこで保育者は、乳幼児期という人間発達の初期に何をしなければならないのか養護と教育を展開する中で表現していく必要があるであろう。

まさに、一人ひとりの保育者の質が問われる場面になってくるのである。「保育の質」は今や保育の現場では常識的に言われているが「保育の質」と言った時に様々な要素が頭をよぎる事であろう。筆者がここでさす「保育の質」とは、日々保育室の中でなされている保育実践そのものをさすものである。

保育所保育指針第1章、総則の趣旨には、保育指針の目指すところは、児童福祉の理念に基づいた保育の質の向上であり、この指針はそのための保育の内容の基本や、保育の質を確保し向上を図るため内容や仕組みを示している。保育所が社会の中でしっかりとその役割を果たし、保育の専門機関としてその組織性、専門性を高めていくことが強く求められていると、記されている⁵⁾。また「保育の質」という文言が、2度に渡り言葉で表現されている。しかし、「保育の質」において具体的な記載はなく漠然とした内容に過ぎず、保育所保育指針の中に明確にそして具体的に保育士の質を記した箇所は見当たらない。

また同じ第1章の保育所の役割では「保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない⁶⁾。」とあり、その中で保育所が入所する子どもにとって「最もふさわしい生活の場でなければならない」と言われている。

これまで保育所は、長時間にわたる保育の中で、子どもの養護的側面を大事にし、一人一人の子どもにきめ細やかな対応をしてきた。しかし、子育てを取り巻く様々な環境の変化により、乳幼児期にふさわしい生活を送ることが難しくなっていることなどを踏まえ、保育所の生活を子どもの福祉に積極的に増進する観点から捉え直すが必要になっている。

子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作りあげていくことが重要であり家庭での教育力が低下していると言われる今日、そうした

役割や機能が、保育所にはますます求められており、これこそまさしく「保育の質」であると考え。では、実際に何をどのように進めていけばよいのか具体的内容として、実際に各保育所においてそれぞれの子どもたちの声なき声をどのようにキャッチして保育内容に繋げていくかということであると思う。

つまり、保育士一人ひとりの専門性にかかわってくるのである。入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないことに常に意識し、目の前の子どもたち一人ひとりと毎日の生活の中でじっくりと時間をかけて向き合っていくことこそが「保育の質」の向上に繋がっていくであろう。

保育の現場において、保育の実践者である一人ひとりの保育士が、目の前の子どもたちを具体的に丁寧に捉えていくことが「保育の質」の向上につながり、保育所保育の目的であろうと考える。

最後に、まさに準備が進められている子ども・子育て支援新制度では、新たな認可施設として教育と保育の機能を併せ持つ「幼保連携型認定子ども園」が位置づけられているのである。「幼保連携型認定子ども園」では、幼稚園教育要領、保育所保育指針との整合性を確保した幼保連携型認定子ども園要領（仮称）の策定が求められており、「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会認定子ども園保育専門委員会」の委員からなる合同の検討会議が始まっている。いつの世も社会の変化の背景にはこどもを取り巻く環境も常にかわり変化している。

保育所に入所している子ども達の生活の場である乳幼児の居場所が「子ども達にとって常にこれで良いのだろうか?」と、問いかけ続けることが大切である。それが「保育の質」の向上に繋がりに子ども達の最善の利益を考慮した生活をするにふさわしい場として保育所保育の目的に近づくことであろうと考える。

注記

- (1)豊田和子 実践を創造する 保育内容総論 株式会社みらい 岐阜、2010 P162
- (2)豊田和子 実践を創造する 保育内容総論 株式会社みらい 岐阜、2010 P162
- (3)全国保育団体連絡会・保育研究所編 2013保育白書 ひとなる書房 東京、2013 P70
- (4)松尾武昌 新保育所保育指針を読む 全国社会福祉協議会 東京 2008 P8

- (5)北村 衛 保育所保育指針解説書 株式会社フレーベル館 東京 2008 P14～15
- (6)北村 衛 保育所保育指針解説書 株式会社フレーベル館 東京 2008 P14～15

参考文献

- 小田 豊・榎沢良彦 新しい時代の幼児教育 株式会社有斐閣 東京 2002
- 川井一心 新保育士養成講座 全国社会福祉協議会 東京 2011
- 佐伯 胖 幼児教育へのいざない 東京大学出版会 東京 2001
- 無藤 隆 民秋 言 幼稚園教育要領・保育所保育指針ガイドブック 株式会社フレーベル館 東京 2008

介護従事者の現場での生活支援技術の現状について ～介護技術講習会受講者アンケートからの考察～

About the present conditions of the on-site life support technique of the caretaker

島 貫 圭 介
Shimanuki Keisuke

目 次

はじめに

1. 介護技術講習会の内容
2. 介護技術講習会受講者アンケートの結果
3. アンケート結果からの考察
4. まとめ

おわりに

はじめに

2005（平成17）年より介護福祉士国家試験の実技試験が免除となる介護技術講習会が開催されることになった。この介護技術講習会は、介護福祉士養成施設等の設置者が、介護等に関する専門的技術について行う講習であって、実技試験者数を減らすことと介護の質の向上を図るために導入となった。

本学でもこの介護技術講習会を導入された2005年より毎年開催しており、2005年は年2回、2006（平成18）年から2013（平成25）年までは年3回実施してきた。今回は、2012（平成24）年と2013（平成25）年の受講者に対して各回の介護技術講習会終了後にアンケートを行い、その結果から、受講者が勤めている現場での介護技術（生活支援技術）の現状について考察する。

1. 介護技術講習会の内容

介護技術講習会は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」の中で、「介護技術講習」と表記されており、この介護技術講習は「厚生労働大臣が指定した介護福祉士指定養成施設等の設置者があらかじめ厚生労働大臣に届け出て実施します。この介護技術講習を修了し

た者について、その申請により、介護福祉士試験の実技試験が免除されます。」となっている。これは平成17年度から実施され、介護福祉士試験の実技試験の免除については、平成18年に実施される第18回介護福祉士試験から適用されています。実技試験の免除は、介護技術講習修了後引き続き行われる次の3回の実技試験について免除されます。これは、筆記試験を受験したかどうか、あるいは、筆記試験に合格したかどうかにかかわらず、介護技術講習修了後引き続き行われる3回の実技試験を免除するものです。

介護技術講習は、厚生労働省より、講習内容について提示があり、受講時間が32時間とされ、実施する内容も【表-1】となっている。

介護技術講習会で使用するテキストは、社団法人日本介護福祉士養成施設協会（現公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会）が財団法人社会福祉振興・試験センターの許可のもと平成17年3月に発行したものを使用しており、全国一律のテキストとなっている。本学では、32時間の講習を4日間で1回として実施し、1日目から4日目の各日の内容は【表-2】に示した内容で行っている。

【表-1】介護技術講習の内容及び時間数

項 目	内 容	時 間 数
(1)介護過程の展開	(1)介護における目標等の講義 (2)事例に基づく介護過程に関する講義及び演習	6
(2)コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2.5
(3)移動の介助等	(1)社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 (2)安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
(4)排泄の介助	排泄の介助に関する講義及び演習	4
(5)衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
(6)食事の介助	食事の介助に関する講義及び演習	3
(7)入浴の介助等	(1)入浴の介助に関する講義及び演習 (2)身体の清潔の介助に関する講義及び演習	4
(8)総合評価	(1)から(7)までの講習内容の修得に係る評価	3.5
合	計	32

【表-2】本学での介護技術講習実施日程

1日目

介護過程の展開	講 義	2.5時間
コミュニケーション技術	講 義	1時間
	演 習	1.5時間
移動の介助等	講 義	1時間
	演 習	3時間

計 9時間

2日目

排泄の介助	講 義	1時間
	演 習	3時間
衣服の着脱の介助	講 義	1時間
	演 習	3時間

計 8時間

3日目

食事の介助	講 義	1時間
	演 習	3時間
入浴の介助等	講 義	1時間
	演 習	3時間

計 8時間

4日目

介護過程の展開	演 習	3.5時間
総合評価	講 義	0.5時間
総合評価	演 習	3時間

計 7時間

4日間 合計32時間

「移動の介助等」の2時間分については、「衣服の着脱の介助」および「食事の介助」の演習時間に1時間ずつと振り分けて実施している。

本学では、2012（平成24）年は各回32名定員、2013（平成25）年は各回40名定員で3回実施した。

2. 介護技術講習会受講者アンケートの結果

受講者全員に講習最終日にアンケートを実施している。アンケートは選択式と自由記述式で回答をしていただくように設問をしており、アンケート内容は次の通り【表-3】で実施した。

今回の研究にあたり、【表-3】の項目の中で、◎印の項目に着目し、集計を行い表にまとめたのが【表-4】のとおりである。なお、2012（平成24）年は、定員96名に対し95名より回答があり、回答率は98.9%、2013（平成25）年は定員120名に対し116名から回答があり、回答率は96.6%であった。

受講者は女性が多く、年齢も20代から40代の受講者が多いことがうかがえる。勤務施設種別では、入所施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設）と在宅施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設以外）では、

【表-3】介護技術講習会時のアンケート用紙（一部抜粋）

「介護技術講習会」にご参加の皆様へ
アンケートへの協力をお願い

日頃、公私ともにお忙しい中、「介護技術講習会」の受講ご苦勞様でした。今後の講習会の運営などに参考にさせていただきたく、アンケート作成いたしましたので、ご協力お願いいたします
当てはまるところに○印をつけて、（ ）はご自由にお書きになってください。

○性別 ① 男 ② 女

○年齢 ① 10代 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代

○勤務施設種別
①特別養護老人ホーム ②老人保健施設 ③有料老人ホーム ④訪問介護（ヘルパーステーション）
⑤通所施設（デイサービス、デイケア） ⑥小規模多機能 ⑦グループホーム ⑧身体障害者施設
⑨医療機関 ⑩その他（ ）

○勤務年数
（ ）年（ ）か月

○介護職から離職した経験ややめたいと思われたことはありますか
①退職経験あり ②退職したいと考えたことがある ③現在退職を考えている
④退職は考えたことはない ⑤その他

その理由
〔 〕

○受講動機はなんですか
①制度改正があり早期に資格を取得したい ②自分のスキルアップのため
③給与アップのため ④正規職員になるため ⑤上司にすすめられて
⑥実技試験に受からなかったから ⑦その他（ ）

○日頃不足していると考えられる知識・技術はなんですか
〔 〕

在宅系施設に勤務している受講者が多かった。

「日頃不足していると考えられる知識・技術はなんですか」の設問は、自由記述としたため、記載された回答について集約すると【表-5】のようになった。

3. アンケート結果からの考察

受講者の回答から、受講者は基本的な介護技術に不安を抱いて利用者とかかわっていることがうかがえる。現場で勤務している受講者は、ほとんどが、訪問介護員2級養成課程（ホームヘルパー2級）を取得して勤めている方である。現場では多様な利用者がおり、そ

の方一人ひとりに合わせた対応を行うことになる。

施設の場合、施設独自の生活リズムができていることが多く、時間に追われて業務にあたっていることも少なからずあるのではないかと考えられる。また、入所されている利用者も要介護度の高い方が多い場合もあり、コミュニケーションを十分にとることができない場合もあるため、コミュニケーションに関する技術に不安を抱える受講者が多く、コミュニケーション技術に関して不足しているのではないかと自己分析を行った方も多しと考えられる。

この、コミュニケーション技術の不安は、在宅系施

【表-4】アンケート集計結果

回答数 2012(平成24)年…95名、2013(平成25)年…116名

質問項目	選択項目	2012(平成24)年	2013(平成25)年
性別	①男	17	15
	②女	78	101

質問項目	選択項目	2012(平成24)年	2013(平成25)年
年齢	①10代	5	5
	②20代	17	23
	③30代	26	33
	④40代	25	34
	⑤50代	20	21
	⑥60代	2	0

質問項目	選択項目	2012(平成24)年	2013(平成25)年
勤務施設種別	①特別養護老人ホーム	24	21
	②老人保健施設	13	12
	③有料老人ホーム	2	5
	④訪問介護 (ヘルパーステーション)	16	24
	⑤通所施設 (デイサービス、デイケア)	13	22
	⑥小規模多機能	5	7
	⑦グループホーム	9	11
	⑧身体障害者施設	0	2
	⑨医療機関	5	2
	⑩その他	8	10

設で勤務している方はより強く感じていることが多いと考えられ、とりわけ、訪問介護（ホームヘルパー）は、利用者個人の自宅に訪問し、サービスを提供することが主たる業務となるので、コミュニケーションの取り方に不安を抱えていることが考えられる。

利用者を支援していく技術として、移乗・入浴・食事・排泄に関する技術のことを挙げた方も多数いらした。人間が生活していくうえで欠かせない行動に対するの支援となるので、利用者及び介護者にも危険がともなう技術になってくる。そこで、重要になってくるのが、ボディメカニクスで、ボディメカニクスを活用することで介護者の負担を軽減することも可能になってくると考えられる。また、介護福祉士の養成施設を修了して勤務している訳ではないため、人体のしくみや介護保険制度など講義で学ぶ内容に関する知識が不足していると感じながら業務に従事していることが考えられる。

知識の項目で「認知症に関する知識」や「医療的知

【表-5】

知識に関する回答	技術に関する回答	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度について ・医療的知識について ・福祉用具について ・認知症について ・身体のしくみについて ・専門用語の理解 ・福祉用具の安全確認の方法 ・嚥下のメカニズム 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とのコミュニケーション ・ボディメカニクスの活用 ・移乗に関する技術（車いす・ベッド等） ・入浴対応について ・食事姿勢の対応、介助方法 ・利用者への自立支援 ・残存機能の維持への対応 ・排泄の介助 ・介護者の腰痛予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明と同意 ・根拠に基づいた介護 ・プライバシーについて ・介護記録の書き方

識」が不足していると考えていると回答された方は、職場における他職種との連携の中で情報を共有することで学んでいくことができると考えられ、職場内外で行われている研修会へ積極的に参加していくことが必要になってくると考えられる。

ここまで、受講者側から考察を行ってきたが、これらを改善していくためには勤務先となっている施設本体の従事者へ対するフォローが必要となってくることが考えられる。

4. まとめ

介護技術講習会を受講することで、介護福祉士国家試験の実技試験が免除となるが、受験するにあたり「実務経験3年以上」という要件が必要となっている。3年の実務の中で生活支援技術は、基礎となるところは習得しているという想定のもと講習会が開催されているが、基礎の再確認の意味合いも含まれている。国家試験に合格、登録したのち介護福祉士として業務にかかわることとなるが、「介護福祉士」として社会から求められているものは、専門職としての知識と技術を用いて利用者一人ひとりに合わせた支援を提供していくことがもとめられているといえる。

おわりに

介護技術講習会は、「介護福祉士」国家資格取得を目指す介護従事者にとって、有意義な講習会であるということが、アンケート結果よりうかがえた。介護福祉士は高齢社会に対して必要不可欠な資格となってきたが、介護の専門性や質の向上といった今後のキャリア形成においては、まだまだこれからという現状が、受講者の講習会時の姿から垣間見える。

資格取得後の専門性を高めていく一つとして、職能団体である公益社団法人日本介護福祉士会がある。そ

こでは介護福祉士の倫理綱領を公開しているので紹介したい。

日本介護福祉士会倫理綱領

1995年11月17日宣言

前文

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

1. 利用者本位、自立支援

介護福祉士はすべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

2. 専門的サービスの提供

介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。

3. プライバシーの保護

介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

4. 総合的サービスの提供と積極的な連携、協力

介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

5. 利用者ニーズの代弁

介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

6. 地域福祉の推進

介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

7. 後継者の育成

介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

受講者に限らず、筆者自身も介護福祉士として、これからの高齢社会に貢献できるよう、研鑽を積んでいきたい。

最後になりますが、今回研究にあたり、アンケートにご協力いただいた受講者の皆様に感謝の意を表する。また、お忙しい中、ご指導いただいた芝田郁子専攻科

福祉専攻第一部専攻科長に御礼を申し上げます。

参考文献

- ・介護福祉士国家試験・実技試験免除のための介護技術講習テキスト（2005年3月 社団法人 日本介護福祉士養成施設協会）

- ・「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(厚生労働省 2013年3月6日厚生労働省令第22号)
- ・厚生労働省データベース「介護福祉士試験における介護技術講習制度の実施について」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi7.html>
- ・『創立20周年記念誌 介護福祉士養成の歩み』(2012年9月 社団法人 日本介護福祉士養成施設協会)
- ・日本介護福祉士会倫理綱領(1995年11月17日 社団法人 日本介護福祉士会)

幼稚園・保育所における「数量感覚」の育成についての一考察

A Study on How to Promote Quality Sense in Nersery School and Kindergarten

丹野 学
Tanno Manabu

目次

はじめに

1. 「数量感覚」を育む内容を中心とした幼稚園教育課程変遷の考察
 2. 幼稚園教育要領と保育所保育指針における「環境」領域の内容分析
 3. 幼稚園・保育所で「数量感覚」をどう育成するか
～幼児期の数量感覚の実態を踏まえて～
 4. 小学校「算数科」の授業の質的改善へ向けて
- おわりに

はじめに

本論文は、幼稚園教育課程変遷の時代ごとの背景を探りながら、幼稚園教育要領における領域「環境」の特に、「数量・図形感覚」（※以下、「数量感覚」）を育む内容の分析を行う。その分析をもとに、幼稚園・保育所における「数量感覚」の育成について考察する。併せて、小学校「算数科」と「幼稚園と保育所の教育（保育）」との接続を踏まえ、算数科の指導について、授業改善の方策を明らかにしていきたい。

筆者は、永年福島県公立学校教員として、幼稚園教育から高等学校教育までの校種に携わってきた。その中で、本県教育の最大の教育課題は、「学力向上」であると言われ続けてきた経緯がある。平成24年度の文部科学省が行った「全国学力・学習状況調査」の「算数

算数 A（主として「知識」に関する問題）

	平均正答率(%)	信頼区間(%)
福島	72.9	72.0～73.8
全国	73.3	73.1～73.5

算数 B（主として「活用」に関する問題）

	平均正答率(%)	信頼区間(%)
福島	56.3	55.1～57.5
全国	58.9	58.7～59.1

※ 抽出校数 104校の結果

科」の結果は以下のとおりである^①。

この結果からも分かるとおり、本県の「算数科」の学力は、算数 A・B ともに、全国平均を下回っていると考えられる。特に、数学的思考力が求められる「活用」に関する問題は、全国平均を大きく下回っている傾向が見られる。この状況を、いかに改善していくかが本県小学校教育に課せられている大きな課題であると考えている。

改善の大きな視点は、日々の「授業の質的改善」であることは間違いないが、本論文では、幼稚園教育との接続の有効性を視野に入れながら、幼稚園教育で長い間重視されている保育の在り方を参考に、算数科の「授業の質的改善」にせまっていきたい。

1. 「数量感覚」を育む内容を中心とした幼稚園教育課程変遷の考察

始めに、戦後の小学校教育を学習指導要領の変遷を踏まえて概観する。その後、幼稚園教育と対比し、幼稚園の教育課程がどのような改善を図ってきたのかを考察してみたい。

(1) 小学校教育と「学習指導要領」の変遷

我が国は悲惨な戦争を終結し、新しい国づくりを目指して、「教育改革」を推進し始める。昭和23年(1947年)には、学習指導要領(試案)が出され、戦前の教育を根本から見直した、「子どもを中心に据えた学校教育」の基本方針が明らかにされた。この試案に示されたものは、「観」の転換であると言われている。戦前の「学校観」「子ども観」「授業観」や「指導観」「教師観」はことごとく否定された⁽²⁾。

小学校教育では、子どもたちの「生活」に根ざした「生活単元学習」が展開され、全国各地でそれぞれの地域の特性を踏まえたそれぞれの学校ならではのカリキュラムが編成され、「問題解決学習」が実践された。ところが、「生活単元学習」で実践された教育では、学力が身につかないという指摘が出され、改善を余儀なくされた経緯がある。いわゆる「這い回る経験主義」教育に対する痛烈な批判である。

その結果、昭和33年(1957年)には、「指導内容の系統性」を重視せざるを得なくなり、学習指導要領は改訂される。わずか10年で、指導内容を中央で定め、「画一的」に指導する路線へと、大きな転換を余儀なくされたのである。

時を同じくして、ソ連の人工衛星「スプートニク」の打ち上げが成功し、米ソ宇宙開発競争で先を越されたアメリカ合衆国は「教育の現代化運動」を展開する。これは、日本の小学校教育にも大きな影響を及ぼし、昭和47年(1967年)の学習指導要領改訂へのつながっていく。「スプートニクショック」による知育偏重の小学校教育は、その後、学校現場における問題行動の多発傾向を生じさせる結果を生むことになる。「いじめ」「不登校」「暴力行為」などの増加である。

その結果、昭和53年には、「ゆとりと充実」「人間性の回復」を重視した学習指導要領の改訂が行われた。その後、平成元年には、新しい学力観を踏まえた「生活科」が小学校教育に創設された。さらに、平成10年には、「指導内容の厳選」「授業時数の削減」の改善を図り、学習指導要領が改訂され、「総合的な学習の時間」

が創設されることとなった。

ところが、「生活単元学習」が批判され、「指導内容の系統性」を重視する「系統」優先の時代と同じく、「学力低下」が批判されることとなり、平成20年には、「確かな学力」を重視する、いわゆる「詰め込み教育」への転換期を迎えることとなる。

このように、小学校教育は戦後60年の間で、子どもたちを取り巻く現状や社会情勢の大きな変化のもとで、大きく揺れ動いてきたという事実がある。

(2) 「数量感覚」を育む内容を中心とした幼稚園教育課程の変遷

それでは、幼稚園教育はどのような変遷をたどってきたのだろうか。「数量感覚」を育む内容の変遷をたどりながら概観してみたい⁽³⁾。

① 明治～戦前までの概観

明治5年に発布された「学制」では、幼稚園は開設されていない。日本で初めて幼稚園が開設されたのは明治9年11月16日、東京女子師範学校附属幼稚園である。明治10年7月には、「附属幼稚園規則」が設定されているが、保育科目は「物品科、美麗科、知識科」の3項目で、数量に関する記述は見当たらない。

明治32年6月28日には、幼稚園に関する我が国最初の法令である「幼稚園保育及設備規定」が制定されている。保育科目が示されている第5条では、「幼児保育ノ項目ハ遊戯、唱歌、談話及手技トシ…」の4項目が記述されている。また、大正15年4月22日に発布された我が国最初の幼稚園に関する勅令「幼稚園令」では、第2条で「幼稚園ノ保育科目ハ遊戯、唱歌、観察、談話、手技等トス」と示され、保育科目が5項目に増加されているが、ここでも、「数量感覚」に関する表記は見当たらない。ただ、「環境」の前身とも考えることができる「観察」が、誕生する。

② 「保育要領」誕生時の概観

昭和21年11月3日、「日本国憲法」が公布され、続いて、「教育基本法」「学校教育法」が制定されている。ここで初めて、幼稚園が学校体系の中に含まれることとなる。学校教育法では、「幼稚園」に新たな「章」が設けられ、幼稚園の目的は、「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、其の心身の発達を助長するものとする」(第77条)と定められた。幼稚園の保育内容に関する事項は、監督官庁が定めることと示され、「保育

要領」が示された。その、六、幼児の保育内容では、「1.見学 2.リズム 3.休息 4.自由遊び 5.音楽 6.お話 7.絵画 8.製作 9.自然観察 10.ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居 11.健康保育 12.年中行事」の12項目が新たに設定され、幼児の生活を中心にした「楽しい幼児の経験」が具体的に提案された。

ここで特記すべき事は、戦前教育に対する猛省である。「三、幼児の生活指導 2.知的発達」では、

○すべての子どものすることには子どもなりの目的があることを念頭に置かなければならない。
○どの子どももみんないっせいで同じことをするというのは望ましいことではない。

と明記され、子どもの個性や子どもの思いや願いに着目した教育活動の基本を詳しく示している。

「数量感覚」に関する内容は明示されていないが、「観察」が「自然観察」として新たに設定されている。

③幼稚園教育要領誕生時から昭和39年の学習指導要領改訂時までの概観

～「数量感覚」に関する内容の登場～

昭和31年（1956年）、戦後教育改革への反省を踏まえ、文部省は「学習指導要領」を「国の基準」を示すものとし、学習指導要領の改訂を行った。その際、「保育要領」を現在の「幼稚園教育要領」と名称を改め、改訂を行っている。この改訂では、初めて「幼稚園の保育内容」と「小学校の教育内容」の一貫性を持たせることを重視している。

保育内容は、12項目から6項目に精選重点化されている。現在の小学校の科目と対比しながら6項目を見てみると、

1. 健康 → 体育
2. 社会 → 社会
3. 自然 → 理科
4. 言語 → 国語
5. 音楽リズム → 音楽
6. 絵画製作 → 図画工作

となっている。この段階でも「数量感覚」に関する内容は明示されていないが、「自然観察」が「自然」に変わり、徐々に現在の「環境」に近づいている気配を感じ取ることができる。

その後、昭和39年には、幼稚園教育要領初の改訂が

行われている。昭和38年の教育課程審議会答申「幼稚園教育課程の改善について」では以下の提言が示され、改訂に影響を及ぼしている。幼稚園教育が内容主義に陥っている傾向や、すでに小・中学校に特設された「道徳の時間」の実施を考慮し、改訂の方針に、

- 基本的な生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養うことによって道徳性の芽生えを培うように特に配慮すること。
○健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の各領域は、相互に有機的な関連があり、実際には総合的に指導されるものであること。

を示した。

これを受けて、内容は6領域で名称は変わらないが、第2章内容の「自然」には新たに、

数量や図形などについて興味や関心をもつようになる。

との「数量感覚」に関する内容が示された。この背景には、アメリカ合衆国の「スプートニクショック」による教育の現代化の流れの中で「指導内容の系統性」をより重視した学習指導要領の改訂が大きく影響しているものと推察される。

④大きな変革をもたらす平成元年改訂の概観

昭和58年11月、中央教育審議会・教育内容等小委員会は審議経過報告の中で、「一部の幼稚園では、本来の幼稚園教育の在り方から見て適切とはいえない教育が行われている」と指摘している。このような指摘事項を踏まえ、幼稚園教育要領に関する調査協力者会議は、「幼稚園教育の在り方について」の基本的な考え方として、以下の4点を明示した。

- 幼児の主体的な生活を中心に展開されるものであること。
○環境による教育であること。
○幼児一人ひとりの特性及び個人差に応じるものであること。
○遊びを通しての総合的指導によって行われるものであること。

このような基本的な考え方のもと、昭和39年以来、25年ぶりの改訂を行うこととなった。

この時期、小学校教育では、自ら学ぶ意欲や、思考力、判断力、表現力などを学力の基本とする「新しい学力観」に基づく学習指導要領の改訂が行われ、新たに教科「生活科」が開設された。

このような小学校教育の新たな転換期に併せて、幼稚園教育でも、新たに「5領域」構成となり、現在の幼稚園教育要領の基本形を示す大きな改訂を迎えることとなった。新たな5領域は次の通りである。

健康	→ 心身の健康に関する領域
人間関係	→ 人との関わりに関する領域
環境	→ 身近な環境との関わりに関する領域
言葉	→ 言葉の獲得に関する領域
表現	→ 感性と表現に関する領域

「数量感覚」を育む内容の表記では、前回改訂の「自然」から「環境」と領域名は変わったが、ねらいと内容等が、以下の通り、踏襲・体系化されることとなった。

1. ねらい

(3)身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。

2. 内容

(8)日常生活の中で数量や図形などに感心をもつ。

3. 留意事項

(2)数量などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量などに関する興味や関心、感覚が無理なく養われるようにすること。

⑤平成10年改訂から平成20年改訂までの概観

平成8年7月、中央教育審議会は「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第1次答申を行い、21世紀を展望し、我が国の教育について、「ゆとり」と「生きる力」を育むことを提言した。これを受けて、教育課程審議会は、教育課程の基準の改善のねらいを、以下の通り4点挙げている。

①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。

②自ら学び、自ら考える力を育成すること。

③ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。

④各校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

この「教育課程の基準の改善のねらい」を踏まえ、幼稚園教育要領改訂では以下の2項目を含む5項目が改訂の基本方針として盛り込まれた。

- 遊びを中心とした生活を通して、一人ひとりに応じた総合的な指導を行うという幼稚園教育の基本的考え方を引き続き充実発展させること。
- 小学校との連携を強化する観点から、幼稚園における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から小学校への一貫した流れができるように配慮すること。

特に、④の表記は、幼稚園教育が小学校への接続を重視した教育へと充実発展を目指す上で、特記すべき項目であると考えられる。

「数量感覚」を育む内容の表記では、平成10年と平成20年の改訂で大きな変化は見られないが、前回の平成元年改訂と比較すると、以下のような違いが見られる。

1. ねらい

(3)身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

2. 内容

(8)日常生活の中で終了や図形などに感心をもつ。

3. 留意事項→内容の取り扱い

(2)数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が無理なく養われるようにすること。

※下線筆者

基本的には、「数量感覚」を育む内容に違いは見られない。

今まで「数量感覚」を育む内容を中心に幼稚園の教育課程変遷を概観してきたが、小学校の教育課程と対比して明らかにしておきたいことを整理して述べてみたい。

㉗幼稚園教育の基本方針はぶれていない。

小学校教育は、その都度の社会情勢やそれに伴う子どもたちの状況により、教育の方針が左右している傾向が見られる。その典型が、「ゆとり教育」と「知識詰め込み教育」である。このような基本方針の極端な違いから、学校現場は混乱し、教育の本質を見失いがちな教育活動を余儀なくされてしまっている子どもたちは、最大の犠牲者かもしれない。

しかしながら、幼稚園教育は、基本方針にぶれはなく、目の前の子どもたちを見据えた教育方針が貫かれ、しかも、年を追うごとに、その内容が充実・発展してきている。そのため、幼稚園現場に著しい混乱が生じた形跡は見られないどころか、着実な充実・発展を遂げてきている。

㉘幼稚園教育の大きな変革期は平成元年である。

昭和33年の「スパートニクショック」による学習指導要領改訂の基本方針が「知育偏重」に転換したことは、前述の通り、学校現場において、不登校やいじめ、暴力行為といった問題行動の増加につながった。それを受けた平成元年の学習指導要領改訂では、「新しい学力観」が示された。この「新しい学力観」の誕生こそが、実は、それまでの幼稚園教育理念と合致する時期であり、幼稚園教育が小学校教育と連動して更に進化を遂げる契機となったことは否めない事実であろう。

㉙「数量感覚」を育む内容が明記された契機は、昭和39年改訂からである。

それまでの保育内容には、「数量感覚」を育む内容は明記されていなかったが、昭和39年の幼稚園教育要領の初の改訂で、盛り込まれることになる。

その背景として考えられることは2つあり、1つは、幼稚園教育要領の初の改訂を迎え、幼稚園教育の充実期に入ってきたことが挙げられる。2つ目は、幼稚園教育と、子どもたち一人ひとりの学力向上を目指す機運が高まった小学校教育との滑らかな接続が重視される時期に入ってきたからであると考えられる。

2. 幼稚園教育要領と保育所保育指針における「環境」領域の内容分析

平成24年6月、「子ども・子育て関連3法」が制定され、「幼保連携型認定こども園」という制度が生まれた。これにより、これからの保育は、従来の幼稚園・保育所に加え、「幼保連携型認定こども園」の3つの園・所で行われることとなった。

本来、これらの園・所は、所管する監督官庁が異なり、文部科学省が所管する幼稚園は、学校教育法で規定している「学校」である。しかしながら、近年の幼児保育では、幼稚園や保育所の保育に大きな差異を感じ取ることができないという指摘もある。そこで、ここでは、幼稚園教育要領と保育所保育指針における「環境」領域の内容分析を通して、「数量感覚」を育む内容について、どのような保育活動が行われているのかを整理しておきたい。

(1) 幼稚園と保育所の違い

前述の通り、幼稚園は学校教育法に基づく「学校」であるが、保育所は、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」である。しかしながら、平成20年に幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容が大幅に共通化したことに伴い、幼保の教育・保育内容の差異はなくなってきたと考える主張も見受けられる。

特に、保育所においては、それぞれの施設の方針により、保育内容の受け止め方に大きな違いが生じていることも事実であろう。その違いが、就学後の小学校教育において、子どもたちの学力形成に少なからず影響を及ぼす結果を生じさせてはいけない。

そこで、ここでは、「数量感覚」を育む「環境領域」を中心に、保育所と幼稚園の関係法令（幼稚園教育要領・保育所保育指針）の比較をしてみたい。

(2) 「環境」領域における「数量感覚」を育む内容の比較

まずは、幼稚園教育要領と保育所保育指針の「数量感覚」に関する記述を整理してみた。

幼稚園	保育所
環境	1 保育のねらい及び内容 (2)教育に関わるねらい及び保育環境
1 ねらい (3)身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにすること。	(ア)ねらい (3)身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにすること。

<p>2 内容 (8)日常生活の中で数量や図形などに感心をもつ。</p>	<p>(イ)内容 ⑩日常生活の中で数量や図形などに感心をもつ。</p>
<p>3 内容の取り扱い (4)数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要観に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味、感心、感覚が養われるようにすること。</p>	

以上のことから、両者ともに、「ねらい」「内容」はまったく同じ記載内容であるにも関わらず、保育所保育指針には、幼稚園教育要領に記載してある「内容の取り扱い」は見当たらない。これは、学校教育法に規定している学校としての「幼稚園」と、児童福祉法で規定している児童福祉施設の違いから来るものだろう。

確かに、幼稚園は未就学児（3歳～5歳）の教育を行う場であり、保育所は、保護者に代わって、乳児から幼児までの保育をする場ではある。しかしながら、保育所も当然のことながら、「教育」を行う場でもある。だからこそ、前述の通り、平成20年に、幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容の共通化が進んだと筆者は考える。

小学校学習指導要領「算数編」の「目標」「内容」の記載表現と比較すると、小学校は極めて具体的に身に付けさせたい力が示されているが、幼稚園や保育所では、日々の幼児の遊び（生活）を通して「数量感覚」を育てていくという「内容」というよりは、保育の方法を重視している感が強い。

その根拠は、幼稚園教育要領にのみ示されている「内容の取り扱い」に見いだすことができる。幼稚園教育要領「解説」では、以下のような記載が見られる。

- 数量や文字は、記号として表すだけに、その働きを幼児期に十分に活用することは難しい。
- しかし、(略)数字や文字などに親しんだり(略)幼児にとって日常的なことである。
- 数量や文字に関する指導は、幼児の興味や関心から出発することが基本となる。
- その上で、幼児の遊びや生活の中で(略)ごく自然に数量や文字にかかわる力は伸びていくものである。
- (略)個人差がなお大きいこともあるが、(略)

確実にできるために必要な(略)用意が十分に整っているとは言いがたい。

(※筆者 一部抜粋)

要は、幼児の「知的」発達の未分化を考慮して、幼児の興味や関心を重視した教育・保育が重要であると言うことである。

「解説」の最後には、小学校との接続の記載事項が見られる。「数量感覚」を豊かにする教育・保育が、小学校における数量や文字の学習にとって生きた基盤となると意味づけている。(下線筆者)

(3) 幼稚園教育要領の解説「内容の取り扱い」の解釈

本論文は、冒頭でも述べた通り、幼稚園教育の「数量感覚を育む」内容と小学校の「算数」教育との接続を踏まえ、算数科の授業改善の方策を明らかにすることを目的としている。

解説「内容の取り扱い」に記載してある事項は、基本的には、ピアジェの「思考発達段階説」を踏まえている。特に、第2期：前操作期（2歳～6・7歳）と第3期：具体的操作期（7歳～12歳）については、幼児の教育・保育に携わる保育者もある程度の知識を持つておく必要がある。特に、重要であることは、第2期の幼児たちは、「量に対する保存概念」が未発達と言うことである。保存概念とは、「ものの数量は、その形が変わっても同じままである」ということであるが、この概念を獲得できる発達年齢は、第3期以降であるとピアジェは述べている。そのことを如実に物語っている記述が「(略)個人差がなお大きいこともあるが、(略)確実にできるために必要な(略)用意が十分に整っているとは言いがたい。」(下線筆者)である。

このような幼児期の発達を踏まえ、「内容の取り扱い」では、「習熟の指導」を避け、幼児が興味や関心を十分に広げて数量や文字にかかわる感覚を豊かにするように求めている。そして、このような『感覚こそが、小学校における「数量や文字の学習にとって生きた基盤となる」と締めくくっている。

ここで言う、「生きた基盤」をどう解釈するかが、小学校低学年の教師も含め、幼児教育に携わる保育者にも、今、改めて問われていると考える。この「生きた基盤」に関する主張は、「4. 小学校「算数科」への接続」で更に深めていきたい。

3. 幼稚園・保育所で「数量感覚」をどう育成するか ～幼児期の数量感覚の実態を踏まえて～

小学校長として永く幼稚園長を併任はしてきているが、勤務した幼稚園の教育研究のテーマは、「自分から進んで遊びに取り組むための教師のかかわりや環境構成の工夫」等が主であった。ほとんどの幼稚園の研究テーマは、ほぼこのような幼児の「主体的な遊び」に関する実践テーマに包含できるのではないだろうか。

今回の論文執筆に当たり、全国の幼稚園の本論に関する教育研究を調査してみたが、「環境」領域の「数量感覚を育む」研究への取り組みはほとんど見受けられなかった。そこで、筆者が入手した沖縄県浦添市立教育研究所「幼稚園研究報告収録」(23年度版)から、「数量を楽しむ子が育つための環境と援助の工夫」～生活や遊びを通して～ 浦添市立浦城幼稚園 屋嘉比量子氏の研究報告書⁴⁾を基に、幼児期の数量感覚の実態や保育上の課題を考察していくこととしたい。

(1) 幼児期の数量感覚の実態

浦添市立浦城幼稚園の保護者対象にしたアンケートの興味深い調査結果がある。

調査1：家庭でできる簡単な数を取り入れた遊び等を知りたいですか。
「はい」93% 「いいえ」7%

調査2：数を扱えるように家庭で取り組んでいることはありますか。
「はい」68% 「いいえ」32%

この結果から、保護者の「数量感覚を育む」ことへの関心が極めて高いことが伺われる。この理由には、小学校の教科としての「算数」の重要性を強く認識していることがあると考えられる。しかしながら、幼児期子どもたちを育てるこの期の保護者にとって、家庭において「数量感覚を育む」ことについて、どのような取り組みをしたら良いのか分からないと回答している保護者は多い。その結果、保護者は、幼稚園の保育内容（特に、数量感覚を育む内容）に大きな関心を示しているのではないかと言うことが容易に推察される。

本園では、幼児の「数の理解」に関する調査も実施

している。その中から、2項目についての調査結果を見てみると、

調査1：4歳児の3～5までの数の理解
「5個の玉を指示に従ってとることができるか」
(面接法による)

「見てとれる」	38%
「指で数える」	54%
「わからない」	8%

調査2：5歳児の6までの数の増減
「個々の当番活動の場面を1ヶ月継続観察」
(場面観察法による)

[5月の実態]

「正しく数えられる」	13%
「時々間違える」	48%
「ほとんどできない」	39%

[9月の実態]

「正しく数えられる」	70%
「時々間違える」	22%
「ほとんどできない」	8%

との結果が出ている。

調査1については、5をひとつのまとまりとしてとらえることができる幼児が4割近くを占めていることに驚くが、指で数え、1対1の対応で玉と数を対応させて数をとらえる幼児が一般的な発達をとげている幼児ではないだろうか。いずれにせよ、両方で9割を越える幼児が5までの数を、量感を伴って理解できている状況にあることが分かる。

調査2では、場面観察法を用いて、日々の当番活動を通して調査している。5月の実態では、さすがに「6までの数の増減」となると、正しく数えられる幼児は2割にも満たない。しかしながら、4月からの当番活動の中で、保育者が意図的に「数の増減の理解を促す取り組み」をしてくると、9月の実態では、ほぼ9割の幼児が「正しく数えられる」結果となっている。このことから、幼児期の数感覚については、保育者の意図的な働きかけ如何で、大きく変容をとげていることが分かる。

ただ、気になることもある。小学校「算数科」への

接続を考えると、どうしても、「数」にのみ目が向いてしまうことである。実は、「量感覚を大切に数感覚を育む」ことこそ、この期の幼児に育みたい大切な感覚であると言っても過言ではないのだが…。

しかしながら、「環境」領域の「数量感覚」を育む内容について、身近な環境の中で子どもの数量感覚の育ちをとらえながら先駆的な実践を行っている浦添市立浦城幼稚園の取り組みは高く評価したい。

(2) 「数量感覚」を育む保育（教育）の実践に向けて

幼稚園において、「数量感覚」を育む内容を意図して保育していくことはきわめて重要なことである。しかしながら、幼稚園の延長としての小学校教育「算数科」の接続を強く意識するがあまり、小学校「算数科」の指導内容を前倒しで、「数」の学びを集中して行うのであれば、目の前の幼児に戸惑いや混乱を生じさせかかない。

平成17年中央教育審議会答申でも、「身体感覚を伴う多様な活動を体験することによって、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培い、また、小学校以降における教科の内容等について時間を伴って深く理解できることにつながる『学びの芽生え』を育てている」と述べている。

ここで、改めて、幼稚園教育要領「解説」の「内容の取り扱い」に立ち戻ってみたい。「用意が十分に整っているとは言いがたい」という文言である。幼児期の発達を踏まえ、「習熟の指導」を避け、幼児が興味や関心を十分に広げて数量や文字にかかわる感覚を豊かにするように求めていることを重視したい。

このような状況を踏まえ、「数量感覚」を育む保育（教育）の実践に向けて提案したいことは次の点である。

①ピアジェの「発達段階」（前述）を踏まえ、幼児期の数量に関する発達についての共通認識を持つ

「数量」に関する幼児期の発達について、基本的な知識を身に付けることが大切である。浦添市立浦城幼稚園でも、この基礎理論を学ぶことを最初に行っている。この知識なくして、幼児の実態調査は行えないからである。ここで示された幼児の一般的な発達と照らし合わせて、目の前の幼児の状況はどうかを把握することが大切だからである。

②目の前の幼児の実態を見取り、実態をとらえる

実態調査は、もともと基本的な発達と目の前の幼児の発達との違いを知ることを目的とするものである。従って、小学校「算数科」の内容を強く意識しすぎると、目の前の幼児の実態と小学校の「算数科」の目標・内容に基づく子どもの姿を比較してしまうこととなり、実態調査そのものの意味が薄れてしまう可能性がある。この期の幼児立ちの実態把握で最も大切なことは、日頃の幼稚園や家庭での遊び（生活）の中で、なにげない行為において数や量に触れている姿である。これらの姿を見取り、記録を積み重ねるのである。場面観察法は優れた手法であると考えられる。

③実態調査を踏まえた年間保育計画の作成を行う

幼児期は、物の量感をとらえることから始まると言われている。「いっぱい」「大きい」「ちょっと」「多い」「少ない」などの何気ない言葉の数学的な意味は大きい。このような数量に関する未分化な状態から、量感を伴った数獲得へのプロセスが、この期の幼児の実態であることとらえることが大切である。そのため、年間保育計画の作成に当たっては、「人・もの・こと」の3環境をどう構成するかが重要となる。

特に、「人」については、保育者や子ども同士の環境が考えられる。特に、保育者の関わり方については、「幼児教育の方法」（北大路書房）の「見えない保育」の考え方は高く評価できる。画一的な保育環境の中では、「学びの芽生え」を期待することは到底できないと考える。

また、「もの」の環境については、遊具のみならず、掲示物や教具などにも目を向け、幼児の一日の生活の中での「数量感覚」を育む活動の掘り起こしを考えてみたい。

④保育の具体的な遊びの場で、「数量感覚」を育む

例えば、秋の「どんぐり拾い」などの遊びの中に、「数量感覚」を育成する場面は数多く存在する。「数の大小」などを、実際のどんぐりの量感を伴ってとらえさせる絶好の場面である。どんぐり拾いに夢になっている幼児は、知らず知らずのうちに、自分が拾ったどんぐりの数と周りの友達が拾った数との比較をし始めるに違いないからである。また、数え切れないどんぐりの数を、遊びを通した実感が伴った量感で、知らず知らずのうちに概数処理の初歩的な感覚を駆使して、数の「多い」「少ない」をとらえることも可能である。

このような遊びを通した幼児の「数量感覚」の芽生えを的確にとらえる、保育者の見取りを大切にしていきたい。

⑤「数量感覚」を育む内容でも家庭教育との連携を大切に

園通信や保護者への連絡などで、意識して、「数量感覚」を育む内容に関する幼児の実態や取り組みを情報提供する。こうすることによって、家庭でも幼稚園と連動した意識的な取り組みが期待できる。このような取り組みが、保護者の「数量感覚」を育む不安の解消にもつながる。また、小学校「算数科」を強く意識する保護者の、発達段階を考慮しない無理な指導への啓発にもつながっていくものと考ええる。

4. 小学校「算数科」の授業の質的改善へ向けて

これまで、幼稚園教育課程の変遷を踏まえ、「環境」領域の内容分析を踏まえて、「数量感覚」を育む保育（教育）への提言を試みてきた。

冒頭でも述べてきたとおり、本県では、特に、「算数科」の学力向上が大きな教育課題となっている。中でも、「活用」問題の解決力が乏しく、その実態は深刻であり、日々の授業の質的改善は急を要する状況であると考えている。

永年小学校の算数教育に携わってきた者として、前述の問題の所在の多くは、小学校低学年における「算数」の授業における教師の指導法に課題があるのではないかと考えている。

筆者は、幼稚園のように、一定の環境の中で自由に遊んだり生活したりする中で、自然と「数量感覚」を育んでいこうとする保育と、教科内容ありきから授業を構想しようとする小学校教育の根本的なギャップが、子どもたちの学びに支障を来す要因の一つとなっていると考えている。

小学校の低学年の担任は、これからの幼稚園教育の在り方を示した平成17年の中央教育審議会答申「身体感覚を伴う多様な活動を体験することによって、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培う」を十分に理解して、子どもたちの指導に当たることが肝要であろう。

幼稚園・保育所、小学校の充実した連携・接続を目指し、幼稚園・保育所が今まで長い歴史の中で培ってきている効果的な保育の在り方や本方針、幼児の実態

を踏まえて、以下、小学校低学年「算数科」の授業の質的改善の視点を示してみたい。

(1) 幼稚園・保育所の保育（教育）に学ぶ

今までも、小学校と幼稚園・保育所の連携・接続は極めて重要であるとの認識は、表面的には共有されてきていたかには見える。実際、県内の各市町村ごとに、所管する教育委員会単位で実践への取り組みが行われている。その内容を列記すると、おおよそ以下のような取り組みに整理できる。

- それぞれの保育（教育）を教師が参観する。
- それぞれの学校園を、子どもたちが訪問する。
- 合同で、保育（教育）を行う。

これらの取り組みには、それなりに教育的な意味はある。しかしながら、永年の経験からすると、これらの一連の「交流」が、小学校の授業の質的改善に生かされていないという事実がある。その理由は、それぞれの実践にしっかりとした「目的」が見えない、或いは共有できないからではないだろうか。

特に、教師が参観する「目的」や「視点」が曖昧なため、幼稚園や保育所の教育（保育）方針や保育の在り方を学ぼうとしない（理解しようとしていない）、或いは、気づけない状況があるのだと考えている。その結果として、小学校生活科のように、幼児の遊び（学び）は小学校へ入学しても継続して発展しているにもかかわらず、特に、小学校算数科などでは、ゼロからの出発で子どもたちの「学び」をとらえている傾向が強いように思う。もっともっと幼稚園や保育所での幼児たちの遊び（学び）を発展させる形で、小学校の入門期の授業を考えていくべきではないかと痛感している。

(2) 「数量感覚」に関する児童の実態把握を適切に行って、授業を構想する

小学校では、実態把握というと、すぐにペーパーによってその状況を把握しようとするが、この期の子どもの実態把握は、「面接法」や「場面観察法」などによる普段の生活や遊びの中からとらえることが大切であると考ええる。この手法は、確かに手間はかかる。しかし、生活の自然の営みの中でこそ、子どもたちの真の姿は表出する。それが、貴重な実態でもある。この子どもの姿を大切にすることが、幼稚園や保育所の保育（教育）の在り方から学ぶということである。

このような実態把握の精度が高ければ高いほど、授業の構想は、目の前の子どもたちに適した授業を目指

することが可能となる。

(3) 子どもたちがつくる「算数の授業」を目指す

平成20年度算数科改訂の基本方針に示されている「数学的な思考力・表現力の育成」では、「子どもたちが算数・数学を学ぶ意欲を高めたり、学ぶことの意義や有用性を実感したりできるようにすることが重要である」と述べている。このことは、教師が教えたい内容を子どもへどう学びとらせるか、言葉を換えると、「指導内容」を子どもの「学び」へどう変換させていくかを指摘していると考えられる。教師一人ひとりが子どもが自らつくる算数の授業をどう実現するかが問われている。

幼稚園や保育所では、一定の環境の中で、子どもたちは自由な遊びや生活を通して、「まなびの芽生え」を育てているという事実がある。基本的には、このような幼稚園や保育所の保育の在り方を小学校の入門期の算数の授業の積極的に取り入れていこうとする提言が平成20年改訂で示されている。小学校低学年算数科でも、「教え込む」授業から、「自ら学ぶ」授業への質的転換が強く求められている。

(4) 数量や図形の意味を実感的に理解できる算数的活動を大切にす

「為すことによって学ぶ」ことは、決して特別活動だけで重視されるものではない。失敗を繰り返しながらも、「向上心」の高い、しかも「知的好奇心」にあふれる子どもたちは、何度も挑戦し、いつかはできる（分かる）ようになると言った幼児期の特性を再認識したい。だから、乳幼児も立つこともできるようになっているし、歩くこともできるようになっているという事実がある。この考え方は、算数教育にも、更に生かされるべきであると考えられる。

頭でっかちの概念的な算数の理解は、子どもたちの以後の算数学習における活用へは生きて働かない。

入門期の指導では、個別に購入した「算数セット」などを用いて算数的な活動にも取り組ませるが、ある程度の時期を過ぎると、概念的な指導が中心となり、算数的活動はめっきり影を潜める状況が続いていくことになる。特に、1年の3学期以降、小学2年生の授業では、思考操作（念頭操作）と称する、概念的な授業が多くみられるのは残念である。

算数的活動は、時間もかかるし、準備の手間もかかるが、子どもたちの思考力や表現力等の確かな能力が

把握できるのも、実は、たっぷり時間をかけた算数的活動の机間指導である。

(5) 学んだことの「生活化」を目指す

学んだことを「活用」する取り組みを意図的に増やしたい。そのためには、学校生活全体に目を向けることはもとより、子どもたちが多くの時間を生活する家庭や地域における学んだことの「活用」「実践」へ視野を広げていくことも大切である。

保護者や家庭との連携は、実は、算数教育の「活用力」を高める上でも、取り組みの重要な視点であることを提起しておきたい。

おわりに

幼稚園・保育所における「数量感覚の育成」について考察しながら、小学校算数科への接続について考えてきた。改めて思うこと、それは、教師の先を急ぐ指導姿勢である。

ルソーは、「教育全体のもっとも重大な、もっとも有益な規則、それは時をかせぐことではなく、時を失うことだ」と言った⁶⁾。幼稚園や保育所の教育（保育）も小学校低学年教育も、時間がかかる活動の持つ価値をしっかりと受け止め、そこに時間をかけていくことが大切であると考えられる。子どもが自ら学ぶ活動それは、教師に時間を失う感覚がなければ実現できるものではない。

注 記

- (1)算数数学講座「諸学力調査にみる本県児童生徒の算数・数学の学力分析と課題」福島県教育庁義務教育課 小松信哉 2013
- (2)「現代教育課程論とカリキュラム研究」第3部第12章 p264～p267 成文堂 宮前 貢 2012
- (3)福島学院大学教員免許更新講座資料「幼稚園教育要領の改訂理解」宮前 貢 2013
- (4)浦添市立教育研究所幼稚園研究報告収録「数量を楽しむ子が育つための環境と援助の工夫」p4 屋嘉比量子 2012
- (5)ルソー著「エミール」(上) p132 今野一夫訳 岩波文庫

参考文献

- 九州共立大学総合研究所紀要第6号「幼稚園と保育所との幼児の数量感覚比較研究」p1 藤瀨明宏 2013

小学校学習指導要領解説「算数編」 2009
心理学選書「遊びと発達の心理学」Piaget 2000
「中央教育審議会答申等資料」文部科学省 HP
平成20年度告示「幼稚園教育要領・保育所保育指針〈原
本〉」チャイルド社 2008
「幼児教育の方法」北大路書房 p24～p29
「幼稚園教育要領解説」フレーベル館 2009

「一人っ子政策」から「二人っ子政策」へ ～中国の人口政策の緩和をめぐる～

From “one-child policy” to “two kid policy”
Over the relaxation of the Chinese population policy

呂 学 如
Xueru Ru

目 次

はじめに

1. 「一人っ子政策」の功罪
2. 人口政策緩和の背景
3. 「二人っ子政策」の施行

おわりに

はじめに

「2011年10月31日、この日地球上には70億の人々が住むこととなります。」

国連人口基金（UNFPA）が2011年10月26日に発表した「世界人口白書2011」は、このように述べて、世界総人口が2011年10月31日に70億人を突破すると宣言した。

「世界人口白書2011」は、国別人口の上位3位は、1位が中国で13億4760万人、2位がインドで12億4150万人、3位が米国で3億1310万人。日本は1億2650万人の10位である、と記した。また、2021年には、インドの人口が14億人に達し、13億9000万人の中国を追い越して世界1位になる、と推定した。

国別人口の上位10カ国については、1年後の「世界人口白書2012」にも発表があり、各国の人口数は表1のとおりとなっている。（表1参照）

世界で人口の最も多い国は中国である。だが、この順位は7年後の2021年に変わるかもしれない、と「世界人口白書2011」が推定した。中国と言えば、「一人っ子政策」。人口の急増を抑えるために、中国政府はこの有名な「一人っ子政策」を強力に推進しているため、「世界人口白書2011」がそのように推定しただろうと思われる。

表1：人口の多い国

順位	国名	2011年	2012年	純増
1	中国	13億4,760万	13億5,360万	600万
2	インド	12億4,150万	12億5,840万	1,690万
3	アメリカ合衆国	3億1,310万	3億1,580万	270万
4	インドネシア	2億4,230万	2億4,480万	250万
5	ブラジル	1億9,670万	1億9,840万	170万
6	パキスタン	1億7,670万	1億8,000万	330万
7	ナイジェリア	1億6,250万	1億6,660万	410万
8	バングラデシュ	1億5,050万	1億5,240万	190万
9	ロシア	1億4,280万	1億4,270万	-10万
10	日本	1億2,650万	1億2,640万	-10万

※国連人口基金「世界人口白書2011」「同2012」に基づいて作成。

国策として過去30年以上にわたって厳しく実施してきたこの人口政策、人口総数をいまの13億台に抑えられたのも、「一人っ子政策」が功を奏した、と言ってよからう。「実施していなかったら、とっくに17億人を超

えた。」人口政策の策定等実施監督にあたる省庁、中国国家衛生計画生育委員会主任（大臣に当たる）の李斌氏が記者会見（2011年10月31日）で、この人口政策の実施により、「4億人の増加が抑えられた」とアピールした。

一方、国際人権団体から「非人道的」との非難を浴びており、国内的には、わがままな「小皇帝」が多く育った、高齢社会への突入に拍車をかけた、男女の人口比率を狂わせたなど、社会的なひずみが生じたとの指摘を受けていながらも、「一人っ子政策」の実施は中止することがなかった。ある意味、批判されていても推進せざるを得なかった「苦肉の策」だったかもしれない。

いずれにせよ、人口の爆発的増加を抑えるのに大きく貢献したことが間違いないこの「一人っ子政策」、しかしここに来て思わぬ展開が見られた。厳しく実施してきたこの「一人っ子政策」が緩和され、新たな人口政策として「二人っ子政策」が打ち出されたのである。

2013年11月9日から12日までの3日間にわたって、中国の今後を方向付ける一連の重要議題を審議する中国共産党第18期中央委員会第3回総会が開かれ、閉会3日後の15日に、同会議で採択された60項目からなる「全面的な改革深化に向けた若干の重大問題に関する決定」が発表された。その中、「社会的事業の改革と創造を推進する」という12番目の項目に、『計画的生育』という基本的国策を堅持しながら、夫婦のどちらか一方が一人っ子であれば、2人目の子どもの出産を認める」との新しい方針が謳われているのである。

そして、この大政方針の発表を受けて、翌月の12月25日から28日にかけて全国人民代表大会第12期常務委員会第6回会議が開催され、閉会日の28日に、「人口政策の調整及び補完に関する決議」が発表され、「二人っ子政策」の実施を正式に可決したのである。

こうして中国の新しい人口政策として「二人っ子政策」が登場したわけである。当然のことながら内外から注目を集め、論議を呼び起こしている。なぜこのタイミングで緩和策が打ち出されたのだろうか、背景に何があったのだろうか、いつからどのような手順で実施に移すか、果たしてこれで人口の急増を引き起こさないだろうか、など、中国問題を研究している筆者にとっても気になるところである。

そこで、本稿では、今まで実施してきた「一人っ子政策」の歴史的経緯について振り返り、その功罪を論じるとともに、人口政策の緩和策を打ち出さなければ

ならなかった背景や実施に当たっての手順や問題点等を探ってみたいと思う。

1. 「一人っ子政策」の功罪

中国では、2010年11月に第6回国勢調査が行われ、総人口は13億3,972万人であると発表された。2011年に13億4,760万、2012年に13億5,360万、との世界人口白書のデータとあわせて単純計算すると、この3年間、年平均600万~700万人の純増であることがわかる。しかし、いままでの人口の推移はどうだったのだろうか。「一人っ子政策」が実施される前にさかのぼって見て見ることにする。

新華社通信等報道機関の報じたところをまとめると、新中国が成立した1949年当時、人口はおよそ5億4,000万だった。それまでの100年間、人口の自然増加総数はおよそ1億3000万、年平均の人口増は約130万人という計算になるが、1949年を境にして、人口増加のペースは徐々に上がり、そして、最初のベビーブームを1950年代前半に迎え、2回目のベビーブームは1962年から1975年までの14年間にわたって続いた。この14年の間、毎年の人口増加数はすべて2,000万人を超え、2,500万人を記録した年も10年間あったという。そこで、第3次ベビーブームの到来を予想し、人口の爆発的急増を回避するために、1980年から「一人っ子政策」の実施を踏み切ったとのことである。そして1989年4月14日、総人口は11億人を突破した、と当日の「人民日報」が報じた。新中国が成立した1949年から1989年までの40年間、人口増加数は5億6,000万人、平均して年に1,400万人の純増ということになるのである。（表2参照）

総人口が11億人を突破した1989年から数えて更に23年経った2012年10月現在、中国大陸の総人口は12億5,360万に増えた。この23年間の人口増は1億5,360万人、年平均約660万人の純増ということになるが、1989年までの40年間の年平均増加数約1400万人のおよそ半分以下になったという結果である。

「人口の大幅な、特に短期間の増減は、社会、経済システムや自然環境のバランスを狂わせることがある」⁽¹⁾、「マクロの視点（巨視的視点）」⁽²⁾で「人口を“数”の面から捉え、それを政策や計画に反映させていく。」⁽³⁾、と国連人口基金が人口政策を実施している国々について、このように理解し評価しているが、世界に遅れをとった経済の発展、エネルギー資源の確保、教育環境の質的向上、福祉社会の構築、などというより大きな視点に立った総合的な判断で、第2次ベビーブームに生ま

表2. 世界人口と中国人口の推移

年代	世界人口	中国人口	中国人口の比重	備考
1804年	10億			
1840年		4億1,600万		
1927年	20億			
・				
1949年		5億4,000万		
1959年	30億			
・				
1974年	40億			
1979年		9億6,000万	22%	
1980年				一人っ子政策実施
1987年(7月11日)	50億			
1989年(4月14日)		11億		
・				
1999年	60億			
2000年		12億6,000万		第5回国勢調査
2010年		13億4,000万	19%	第6回国勢調査
2011年(10月31日)	70億	13億4,760万		
2012年(10月31日)		13億5,360万		
・				
2015年		13億9,000万		予測
2020年		14億5,000万		予測
2030年		15億		予測
2050年	95億			予測

※「世界人口白書」及び中国国家衛生計画生育委員会 HP のデータに基づいて作成

れた適齢期女性の出産ピークを避けるために、1979年の末、歴史的意義がある「改革開放」という国策を打ち出したと同時に、「一人っ子政策」の実施を踏み切ったという経緯である。この30数年にわたる実施により、人口の爆発的急増が抑えられたため「改革開放」という大局にはより集中的に力が注がれ、経済発展、教育改革、社会福祉などという近代化の実現、“ややゆとりのある”という「小康社会」の達成を目標に掲げた国づくりが進められ、問題課題も抱えているが、初期の目標が達成されて大きな成果が得られたと言えよう。功罪を論じるなら、この成果は「一人っ子政策」がもたらした最大の功績ではなからうか、と筆者は見ている。

しかし、光があれば必ず陰がある。

「一人っ子政策」の実施に伴って、いろいろなひずみが生じたことも否めない。そういった光の陰にある部分にも焦点を当ててみる。

①「421」現象

「一人っ子政策」の実施は、1980年からであった。それ以降結婚された夫婦、特に都市部では、ほとんどの家は子どもが一人しかいない。「多子多孫多福」という昔からの風習意識がある中国の一般庶民にとっては、「一人っ子」しかいないというのは、子どもの両親はもとより、その子の祖父母にとっても実に寂しい家庭風景である。父方の祖父母と母方の祖父母、合わせると4人、父親母親の2人、そして子どもが一人という「4・2・1」の家族構成の構図となる。一人っ子家庭の家族構成を表現するこの「4・2・1」は、後に「一人っ子政策」を表現するキーワードの一つとなり、祖父母の4人に父親母親2人、合わせて6人が一人っ子のわが孫・わが子を可愛がって大事に育てていく、ややもすれば溺愛の家庭環境になりかねなく、子どもの健全な成長には決して望ましいものではないという意味が含まれる揶揄でもある。

「一人っ子」をめぐる祖父母や両親の溺愛、過保護、または子に対する過大な期待などによるマイナス的な

影響は早くも一人っ子世代の身に現われ、社会的にネガティブな話題を巻き起こしていたのである。

一方、「一人っ子」の子どもにとっては、いずれは2人の両親と4人の祖父母の面倒を見なければならぬ、仕送りや介護など親孝行をする重い責任を背負わされることになる。

②「小皇帝」

祖父母や両親からの溺愛を一身に受けて育つ「一人っ子」、家庭環境に恵まれ、甘やかしすぎに甘えすぎ、ほしいものはほぼすべて手に入る、何でもかんでも祖父母や両親が世話してくれる。怒られず、叱られない、わがままに育つ。世の中の苦勞が分からず、兄弟姉妹がいないため、兄弟愛が育まない、…。「一人っ子」世代の子どもたちは、とにかく周りからこのように見られがちである。必ずしもすべての「一人っ子」は同じように育ったわけではないにもかかわらず、気の毒に厳しい目で見られてしまう。

わが子の学校への登校や放課後の下校、いつも祖父母や親が送迎する、いつの間にか、これは当たり前のこととなり、あちらこちらの学校の校庭入り口前にお年寄りが大勢集まってわが子を待つ風景は社会現象の1つとなっている。

わがまま育ちの「一人っ子」は男の子なら「小皇帝」、女の子であれば「小公主（プリンセス）」と揶揄される。こう揶揄される一人っ子世代は、最近、「80後」（1980年代生まれの意味）、「90後」（1990年代生まれの意味）と呼ばれるようになり、弱い、無責任、リスク嫌い、わがままなどというマイナス的なイメージが強いという代名詞となっている。

最近、「80後」・「90後」世代に対して、見直そうとの声も聞かえる。2008年5月に起きた四川大地震の被災地に、各地から赴いた「80後」・「90後」世代の「一人っ子」たちが身の危険を顧みずに果敢に救援活動に身を投じ、献身的にボランティア活動に取り組んでいたことをメディアが取り上げて称賛した。さすがに酷評した大人たちも「本当にあの『小皇帝』たちなのか、…」と目を疑うように驚き、「一人っ子」世代を見直すべきだ、との声がにわかに盛りあがった。しかし、長年続いた冷ややかな評価が根底から覆されるには至っていないようである。

③出生人口の性別比

自然の法則に従えば、出生人口の性別比は103～107：

100（女性が100であるに対して）が世界標準の数値であるが、中国の場合、2008年は最悪の120.56：100を記録し、その後、下がり続けたが、2012年は118：100となり、依然として世界標準に比べ、アンバランスの状態となっている。古くから続く男尊女卑、男の子が欲しい傾向が強く、男の子が生まれるまで子どもを作り続けるとか、女の子だと遺棄したりするとか、出生前の違法な胎児の性別鑑定や女の子の妊娠を中絶するなど、出生人口性別比の不均衡状態を助長している事例が多いのが原因である、と専門家が分析している。（南開大学人口発展研究所原新研究員、中国広播網2012年5月27日）

この頃、「剩女」・「剩男」（つまり結婚できずにいる男女のこと）が巷の話題となっている。「剩女」よりも「剩男」の問題が深刻で、2020年にはおよそ3000万人以上の男性が結婚できないとの予測もあるほど、性犯罪や女性の誘拐事件の多発など、社会問題・治安問題にもつながりかねず、将来的に高齢者の生活環境や社会保障にも影響を与えるのでは、と懸念が広がっている。

④高齢化社会

世界人口に占める60歳以上の割合は13%、2050年には26%と倍増するだろうと予測されている（日本経済新聞電子版、2011年10月26日）。中国の場合は、60歳以上は人口の13.26%、65歳以上は8.87%、およそ総人口の7分の1の割合である、と前出の李斌国家衛生計画出産委員会主任は記者会見で言う。このまま行けば、2030年頃に、60歳以上の人口は4億人になり、総人口の約25%を占めることになるのではないかと予想される。「一人っ子政策」の実施により、高齢化社会へ進むペースが加速され、世界の高齢化ペースよりも速く、そのため、社会全体が「未富先老」（豊かになる前に衰退する）と憂慮する専門家もいる。

ある地方都市の高齢化を表したデータを新聞記事から拾った。

南京市の戸籍上人口は636万人、60歳以上は18.23%の116万1800人、5人に1人は高齢者である。そのうちの約15%は要介護要支援の状況にある老夫婦二人だけの家庭であり、そのうち、一人っ子の家庭は半分以上。かつての「小皇帝」「小公主」たちも大きくなり、遠くへ就職して両親のそばにいない、または不幸にも子に先立たれたりする家庭もあるなど、「空きの巣」と呼ばれるこのような老夫婦だけの家では、老後生活の面倒や介護どころか、普通の親孝行すら期待できない。「一

人っ子」を手塩をかけて育てた親たちの声が聞こえる。上述「未富先老」という憂慮すべき社会の一端が伺える。

このように、高齢社会に早くも突入してしまったが、社会福祉等高齢者に気配り、思いやる社会サービスがまだまだ整っていないだけに、養老院や敬老院と称する老後生活を送る休養施設がある程度あっても、本当の意味の介護施設が不備なので、早急に整備が求められ、急務であるとの声が上がっている現状である。

⑤労働人口減少

新聞「環球時報（電子版）」（2013年1月23日）の報道によると、製造業などの現場では、若い労働力の深刻な不足に悩んでいるという。それもそのはず、2000年から2010年までの10年間、16歳～24歳人口は1億9600万人から2億1000万人に増えたが、その大部分は在学中とのことである。大学への進学率は2000年に51%だったが、2010年には80%へと急伸した。一方、求職者の割合は57%から34%へと急落、労働市場へ進出する年齢がますます遅くなっていく傾向を示しているとのことである。

「一人っ子政策」の実施で少子化が進み、若者の減少が労働力不足を引き起こしている。2013年の人口統計によれば、2012年に労働人口は前年比345万人減り、1963年以来初めての減少を記録したという。10年後の2023年以降、労働力人口は毎年800万人も減少するとの見通しであり、2025年から2030年までの間は減少のピークを迎えるとの観測である。（この労働力減少のピークを少しでも遅らせ、回避するために「一人っ子政策」を緩和し「二人っ子政策」を打ち出した、との見方がある。）

「近代化」の実現、「小康社会（ややゆとりのある社会）」の達成という目標を掲げ、まだまだ成長を遂げなければならない経済成長真ただ中の中国にとって、労働力不足は深刻な事態であることは明白である。人口を安定的に保つには出生率は2.1が必要であるが、「一人っ子政策」を実施した中国は、1.5～1.6である。北京や上海などの大都会について言えば、0.7～0.8であり、先進国の日本（1.4）よりも下回っている。

⑥その他

「一人っ子政策」を30年以上にわたって実施してきただけに、光の「陰」に隠れている問題も多岐にわたって存在している。上述した諸問題のほかに、次のよう

な問題も取りざたされている。紙面の関係で簡単に述べておく。

- ・「失独者問題」：「一人っ子」のわが子を事故や病気等で亡くした家庭の問題。跡継ぎがいなくなり、老後生活の面倒見や介護等親孝行をするはずの子がいない家族の悲しみ。
- ・「人口売買問題」：男の子や女性を誘拐して高額で売りさばく事件が多発する問題。
- ・「墮胎・中絶問題」：違法な性別鑑定で女の子とわかれば中絶、または「一人っ子政策」に違反したとして強制的に墮胎させられるという事例や問題。
- ・「黒孩子問題」：二人目以上複数の子どもを出産した親が、罰金罰則を恐れて子どもの戸籍登録をしていないために戸籍のない子どものこと。正確な数がわからないが、社会問題のひとつになっている。
- ・「罰金罰則」：二人目以上の子どもを妊娠、または出産しようとする場合、罰金（金額は地方によって異なり、かなりの高額である）、罰則（昇進昇級できなくなる）が課せられる覚悟が必要である。それでも罰金を払える金持ちが複数の子どもを持つことが認められるという不公平な風風を助長し、「地獄の沙汰も金次第」、金力万能を是認することになる。

2. 人口政策緩和の背景

「一人っ子政策」の歴史的経緯や光と陰をめぐって見てきたが、その中から、今回の「一人っ子政策」の緩和、「二人っ子政策」の実施決定の背景が見えてくるのではないかと思うが、中国政府側の担当省庁窓口はどのように説明しているか、見ることにする。

前出の国家衛生計画生育委員会副主任（副大臣に当たる）の王培安氏は2013年11月16日に新華社通信記者のインタビューに答え、人口政策の緩和をいまのタイミングで打ち出した背景や理由について詳しく述べた。要約すると次のとおりとなる。

- ①人口の増加はコントロールされているから、出生率は先進国並みの1.5～1.6にまで低くなっている。このままで「一人っ子政策」の実施を続けると、ピークに達したあと急速に人口減に転じる。長期にわたる均衡的な国の発展には適切ではない。
- ②人口の構造的問題がますます増大し、顕著な現われの一つとしては労働人口の減少である。2012年は前年より345万人少なくなり、2023年以降は毎年約800万

人が減少する試算である。言うまでもなく、経済成長を続ける上で、労働力人口の確保が不可欠であり、立て続けの減少はなんとしても回避したいところである。

- ③高齢化が加速的に早まり、60歳以上人口は、2013年が2億人、総人口の15%近く占めている。このペースで行くと、2030年頃には、倍増の4億人になり、総人口の25%を占めることになり、4人に1人が60歳以上の高齢者である。医療保健や介護、福祉など社会保障問題が突きつけられる。
- ④人口の性別比が長年アンバランスの状態が続き、103～107:100の標準値に比べ、118:100(2012年)という高い数値を記録している。よって、いろいろな社会問題が起こり、是正しなければならない。
- ⑤家族の規模がますます小さくなり、2010年第6回国勢調査の結果、家族単位の平均人数は3.1人、10年前の2000年よりは0.34人減少し、30年前の1980年初頭の4.43人に比べて、1.33人減っている。全国では、一人っ子の家庭がおよそ1億5000万世帯、子どもがそばにいない老夫婦だけの家が多くなり、自宅内で老後生活を送り、介護など世話役を子どもが行ってくれるというよき伝統が失われる恐れがある。
- ⑥長年「一人っ子政策」実施の結果や啓蒙指導の成果が現われ、また社会環境の改善、生活レベルの向上などにより、数より質を重視し、教育に投資を行い、「優生優育」(健康な子を産み、育てや教育に力を入れる)の意識が芽生え、定着しつつある。

このように語った中国国家衛生計画生育委員会の王培安副主任の説明をまとめると、「一人っ子政策」を30年以上にわたって実施した結果、爆発的な人口急増の危機的状況が回避され、緩和策を打ち出すタイミングを政府側がずっと模索してきたが、調査研究を重ねた末、いま、条件が熟し、時宜にかなっている、と判断したとのことである。

「一人っ子政策」を緩和して「二人っ子政策」を実施することにより、適切な労働力人口の量を維持することが出来るとともに、高齢化社会へ進むペースを遅らせ、安定した経済成長が持続でき、また家庭を単位とする家族愛、伝統的な家庭内での老後生活を送る楽

しみを大切にすることによって、家族の幸せが社会の調和につながり、均衡な人口増加と持続可能な経済発展、大切なエネルギー資源の節約と環境保護への尽力、このような良い循環を保つことは今回打ち出した新しい人口政策の目的であり、努力する目標である、と王副主任はこのように説明した。

3. 「二人っ子政策」の施行

新しく打ち出された「二人っ子政策」の実施スケジュールはあるか、どのように実施に移すだろうか。調べてみた。

2013年12月28日に発表された「人口政策の調整及び補完に関する決議」並びに国家衛生計画生育委員会の発表によると、「二人っ子政策」の実施方法や段取りとして、各省や自治区及び直轄市などの地方政府が、それぞれ各地区の人口状況、政策実施にあたっての過去の経験等を踏まえて、新しい「二人っ子政策」の施行に関する日程や手順を策定し、それを政府担当省庁に報告した上、条例等細則を作成して実施に移すことになっているという。

一方、政府側担当省庁の国家衛生計画生育委員会としては、今回の新しい人口政策の実施日程を特に決めず各地方政府にゆだねるとの方針である。ただし、各地方の「二人っ子政策」の実施日程等を把握するために、「生育政策の推進・調整指導グループ」を発足させ、各地方との連絡・指導に当たるように初動体制を整えたという。

ということで、各地方の実施に関する日程など、早速情報を収集してみたが、早くも「二人っ子政策」実施の全国第1号が報じられた。やはり出生率が低い東部地方の浙江省が全国に先駆けて1月17日に条例施行日とすると発表した。

続いてその翌日の1月18日に江西省が、さらにその5日後の1月23日に安徽省も実施を正式に発表した。1月中に実施を開始した、と発表したこの3省は、いずれも出生率の低い東部地域であることが分かった。

浙江大学人口と発展研究所の統計によれば、出生率の順番から言えば、中部地区1.579、西部地区1.514、東部地区1.368、東北地区0.891、天津1.1～1.3、上海・北京0.7～0.8などという順位である。人口減少の度合いなどを考慮した施策や日程の発表であると同えた。

その後、新しい人口政策の実施を始める、と明確なスケジュールを発表した地方はまだ現れていないが、北京市、江蘇省、広西チワン族自治区の3地方は今年

の3月に実施する方針であるとの報道があり、今年の上半期には天津市や青海省が、また年内には、広東省、四川省、吉林省、福建省、河北省が実施すると報じられている。

国家衛生計画生育委員会は、今後2～3年以内に全ての地方が新しい政策の実施に踏み切るだろうと見込んでいる。

地方政府の新政策実施の日程が決まり、該当者の女性が申請手続きをし、妊娠・出産という流れになるが、該当者の方々一人ひとりの心理状態はどんなものだろうか、政府や関連機関や公共施設の整備状況や受け入れ態勢の準備など、人口の変動に充分に対応できているか、更に注意深く見守り、追跡調査を行いたいと思う。

おわりに

世界中から注目される中国の新しい人口政策をめぐって情報を収集し、若干論述を試みた。おわりに、本稿で述べてきたことをまとめると何が言えるか、結論として記しておきたい。

①「一人っ子政策」は人口急増を回避するための時限的な特別措置であった。

1世代の出生数をコントロールするための人口政策であって、いずれ終了また廃止することになるが、4億人の急増が抑えられ、社会全体が発展し、経済成長が遂げられた。衣食住などの面で生活レベルが向上し、ある程度余裕が出来た。教育環境や交通網などが整備され、国民がそれを享受できるようになり、いろいろな面で初期目的が達成し、大きな成果があげられたと言えよう。

②しかし、その一方で、「小皇帝」と呼ばれる世代が少なからず育つたとされる社会問題の顕在化、高齢化社会への突入、人口性別比のアンバランス、労働人口の減少などという大きな代価をも払われた。社会的ひずみが生じたマイナスな面も否定できない。

③こうした中、社会的ひずみの是正、高齢化ベースの遅延、労働人口の確保、経済成長の持続などという大局的な判断により、「一人っ子政策」を緩和しても直ちに人口急増が起こらないタイミングを探って、今回、33年ぶりに新しい人口政策の「二人っ子政策」を打ち出し、2014年から全国一斉ではなく、東部、

中部、西部、東北部という風に段階的に実施する段取りを取ったように伺える。北京市が取った施策を見てみると、「二人っ子政策」に該当する女性は、28歳以上であること、一人目の子どもとの間に4年間の間隔を守ることが条件となっている。

④そのため急激な人口増加が起こらないだろうとの予測である。なぜなら、上述のように「二人っ子政策」の一斉実施はしないこと、それにすでに少数民族や農家など、大分前に2人目の出産が認められる緩和策が実施されているなど、今回の緩和策で、この1～2年は子どもの出産数は100万～200万人上乗せされるだろうとの見込みである。

⑤とはいえ、全く何も心配はないわけではないだろう。病院産婦人科のちょっとした出産ラッシュが起こるかもしれない事態への準備、小児科医師の確保、保育所や幼稚園の受け入れ体制、今後の小中学校入学への保障、などという具体的な準備態勢が当然必要になるし、そのための資金投入や人員養成・確保、施設の整備建設など、すぐにでも力を入れなければならない課題が目に見えており、政府・民間、社会が一体となって工夫・努力することが求められる。

⑥人口政策をめぐっては、すぐにでも完全自由化すべきとの意見もある。人道的、人権的な見地からの訴えであろう。いずれ自由化すべきであることは当然のことであるが、地球的規模で物事を考える場合、資源や環境、教育、医療衛生、健康などという課題が山積、解決や改善できるまで、もうしばらく時限を加える必要があるのではなからうか。ある程度解決し、余裕が出来るようになったら、完全に自由化すべきであると中国政府もそれを目指している。「まずは2020年に、すべての夫婦は条件付きなしで二人っ子の出産が出来るようにしたい。残念ながら、出産の完全自由化は、いまは時期尚早である。」前出の中国国家衛生計画生育委員会の李斌主任はこのように述べて人口政策の将来を語った。

中国の人口政策をめぐって、いろいろな角度からデータを拾って考察し、論述を試みた。世界の人口は毎年約8000万人増えており、いまや地球上に約72億人が住んでいると世界人口白書が推定している。最大の人

口大国は中国であり、「一人っ子政策」を実施していても13億を超えており、あと10年もしないうちに、最大人口国の順位をインドに譲ることになるだろうと国連人口基金が推定しているが、2位に後退していても人口問題は解消したわけでもなく、解決を待つ問題課題は山積であることに変わりがない。

「一人っ子政策」から「二人っ子政策」へと進化し、それに伴う新しい問題、予測できていない課題も出てくるだろう。中国政府の対応、社会の変化、国民の反応を今後も注意深く見守りつづけたいと思う。

〔注記〕

- (1)国連人口基金パンフレット日本語版 国連人口基金
東京事務所 2011年 p10
- (2)同上
- (3)同上

〔参考文献〕

世界人工白書2011 国連人口基金東京事務所
日本経済新聞（電子版）2011年10月
環球時報（電子版）2013年1月
人民日報 1989年4月14日
総務省ホームページ
中国新聞網ホームページ
中国網ホームページ
新華網ホームページ
時事通信ニュース記事
ロイター通信ニュース記事
レコードチャイナニュース記事

福島学院大学 研究紀要

collection vol.47

平成26年3月10日 発行

編集・発行 福島学院大学
〒960-0181 福島市宮代乳尻池1-1
TEL 024-553-3221(代)

制作 株式会社山川印刷所
〒960-2153 福島市庄野字清水尻1-10
TEL 024-593-2221(代)

1. Art of make use of the thought of a child
~Art education as seen from the point of view of the painter~
Furuhata Masanori 1
2. Study on life support, consultation support to the victim by the East Japan great earthquake disaster
~Based on the findings of the Fukushima life support counselor~
Kusaka Terumi. Yoshida Wataru 7
3. Creation and use of introductory exercise for structured encounter group
~Narration about object, others and self~
Suda Makoto 19
4. Assistance to persons with mental disabilities in the great east japan earthquake occurred
—Comparison between disaster mind medical care and disaster mental health—
Yamaguchi Satoru. Suzuki Wataru 25
5. The Change of *Donto-sai* (festival of the end of the New Year)” before and after Tohoku Earthquake: A case in Sendai City, Miyagi Prefecture
Takahashi Kayo 33
6. The harmony of tradition and creation, and the future of fashion design; from a point of view of Indian ethnic fashion in the present day.
Kuniko Katayama 41
7. A study about the significance of Cultural exchange through music between Balinese people and Fukushima college students.
~the goal is to restore their spirits, which had been burdened by the Great East Japan Earthquake in 2011 and the Fukushima nuclear disaster~
Sato Atsuko 51
8. Studies of Radiocesium Contamination and Decontamination in the Potato (*Solanum tuberosum L.*) and the Sweet Potato (*Ipomoea batatas L.*) in Fukushima City
Sugiura Hiroyuki 63
9. Job satisfaction of a care job
Shibata Yuko 71
10. The way of the “care process” education to secure quality of the care
Takahashi Yuuji. Shimanuki Keisuke 81
11. Future Problems of Childcare Content in Nursery Childcare Guidelines
Tomoko Suzuki 95
12. About the present conditions of the on-site life support technique of the caretaker
Shimanuki Keisuke 101
13. A Study on How to Promote Quality Sense in Nersery School and Kindergarten
Tanno Manabu 107
14. From “one-child policy” to “two kid policy” Over the relaxation of the Chinese population policy
Xueru Ru 119